移管されたこととも関連し、従来船舶技術研究所で行っている飛行場に関する試験、調査及び航空局で行っているこれに関する研究のうち、飛行場の土木施設の建設、改良及び保全に関する試験、研究等を同系統の港湾技術研究所で行うこととする。このため本研究所では、四十一年度より土質部（四十一年度新設）に滑走路研究室を設置し、航空機の高速化、大型化に対応し、これに耐え得るような滑走路の建設方法等に関する研究を行うことになっている。滑走路研究室は定員四人（港湾整備特別会計職員振替え）で、四十一年度に要する経費は人件費、研究費等九百三十万円である。

四、港湾審議会の所掌事務の改正

港湾審議会は、港湾法に基づき提出される港湾計画、港湾整備促進法に基づく特定港湾施設整備事業についての基本計画その他港湾の開発に関する重要事項を調査審議するため、昭和三十年に設置され、昨年の改正によりさらに港湾の管理に関する重要事項も調査審議することになったが、港湾労働の近代化、港湾の管理運営とともに港湾運送事業の合理化が要請されているため、今回、本審議会において本問題に関する重要事項について昭和四十三年三月三十一日までの二年間に限り調査審議することとする。本審議会には従来、計画部会及び管理部会がおかれてきていたが、本問題を審議するため、新たに運送部会をおき、港湾運送事業の集約化のための具体的方策、港湾施設の効率的運用及び港湾運送機能の改善についての具体的方策、港湾運送運賃及び料金制度についての改善策等について調査審議する。港湾運送部会は、港湾運送事業者、港湾管理者、港湾労働者、学識経験者、行政機関の職員等の代表からなる二十一人の委員で構成し、四十一年度に要する経費は委員手当、旅費等五十五万三千円である。

五、航空交通管制部の設置

航空交通管制区における航空交通管制及び飛行計画の承認に関する事務を行うため、従来、運輸省の地方支分部局として東京に航空交通管制本部が設置されていたが、わが国の航空交通量が年々増加し、その交通量の分布が北海道・東北、本州中央部、九州・四国・中国をそれぞれ一団とした交通に三分されてきており、航空交通管制本部で全国一円の航空管制を行うことは技術的に困難であるため、従来より札幌及び福岡の航空保安事務所に管制所を設け、それぞれの管制区についての航空管制に関する事務を分掌してきていたが、四十年度において札幌及び福岡の管制所の施設、人員の充実が出来たため、今回両管制所を独立させ、運輸省の地方支分部局として札幌航空交通管制部、福岡航空交通管制部を設置することとしたものである。またこれに伴い、従来の航空交通管制本部を東京航空交通管制部に改め、管制空域を三分化し、それぞれの管轄空域について航空管制を行うとするものである。各管制部の管轄区域については、その規定のしかたが技術的であるため、その内部組織とともに運輸省令で定めることになっている。なお、四十一年度の各管制部の定員は、札幌六十六人、東京二百六十一人、福岡百人である。

六、定員の改正

運輸省の定員を二十六人減員する。その内訳は次の通りである。

区分	四〇年度定員	新規増	新規減	差引増減	四一年度定員
本省	一五、〇八五	〇	二九	△二九	一五、〇五六
船員労働委員会	五四	〇	〇	〇	五四
海上保安庁	一一、二六八	四	三六	△三二	一一、二三六
海難審判庁	二三九	一	〇	一	二四〇
気象庁	六、〇八八	三四	〇	三四	六、一二二
計	三二、七三四	三九	六五	△二六	三二、七〇八

(一) 新規増減の内容

1. 本省

(1) 本省海運局の所掌事務のうち航法等の制度に関する事務の海上保安庁移管に伴う振替減（海運局） △四人

(2) ニューヨーク総領事館へ職員派遣のため、外務省への振替減（海運局） △一人

(3) 新東京国際空港公団へ移管に伴う減（航空局） △二四人

2. 海上保安庁

(1) 本省海運局よりの振替増 四人

(2) 釜山総領事館へ職員派遣のため、外務省への振替減 △一人

(3) 海難審判庁への振替減 △一人

(4) 気象庁への振替減 △三四人

（注） 海難審判庁、気象庁への振替えは、海上保安庁の凍結欠員の一部を振替えるものである。

3. 海難審判庁

海上保安庁よりの振替増 一人

（海難事件の処理促進のため調査事務官の増にあてる）

4. 気象庁

海上保安庁よりの振替増 三四人

（注） 前記1.の法律改正による新規の増減のほかに凍結欠員（昭四〇、九、三〇 現在）の一部解除による増員が行われているが、その内容は次の通りである。

1. 本省

凍結欠員二百二十七人のうち、百五十四人を解除し、新設空港（紋別、旭川、福井、出雲、宇部、徳島の七港）の運用開始、空港管制施設（宮崎、名古屋、高松）の運用開始等に伴う増（航空保安事務所）、衛星航法研究室設置等に伴う増（船舶技術研究所）等にあてる。

2. 海上保安庁

凍結欠員二百一人のうち、七十三人を解除し、うち三十五人は他機関に振替え（前記1.参照）三十八人については、海上保安部等の通信体制の整備等に伴う増、四十年度新設航路標識事務所及びロラン局要員に伴う増等にあてる。

3. 海難審判庁

凍結欠員一人を解除し、海難事件の処理促進のため調査事務官の増にあてる。

4. 気象庁

海上保安庁より振替えとなる三十四人及び凍結欠員の解除三十二人、合計六十六人を新設空港に気象台分室設置に伴う増、既設航空気象官署の整備に伴う増、気象大学校の整備に伴う増等に

あてる。

(三) 定員増に伴う予算

海難審判庁及び気象庁の定員三十五人増に要する経費は昭和四十一年度八百九十五万八千円である。

第四、施行期日

本法律は、公布の日（昭四〇・五・二〇）から施行し、定員に関する規定は、四月一日から適用する。

労働省設置法の一部を改正する法律（昭四一・六法第八七号）

第一、審査経過

衆議院……委員会は全会一致、本会議は多数で可決。

参議院……委員会は全会一致、本会議は多数で可決。

主要質疑……家内労働の実態、臨時家内労働調査会の中間報告による行政措置の実施状況、家内労働審議会の使命とその構成、最低賃金・最低工賃並びに標準工賃の実施状況、内職公共職業補導所の現状、等。

第二、本法律の内容

本省の附属機関として家内労働審議会を三ヶ年の期限で設置する。

第三、内容の説明

(一) 家内労働審議会設置の経緯

昭和三十四年、ヘップサンダル中毒事件の発生、最低賃金法制定に際しての論議及び世論等によ

り家内労働の問題がクローズアップされるに及び、これに対処するため、省議決定により労働大臣の諮問機関として同年、臨時家内労働調査会が設置された。同調査会は、家内労働の実態の把握、家内労働対策樹立のための根本的検討を行なうことを任務として直ちに調査に入り、昭和三十五年「家内労働対策に関する中間報告」（注）を行ない、次いで昭和四十年十二月最終報告として「わが国家内労働の現状に関する報告」（注）をとりまとめて労働大臣に提出した。また、この最終報告と同時に過去数年間にわたる調査審議の経験にもとづき、「今後の家内労働対策のすすめ方に関する見解」を発表した。

この「見解」では、同調査会の任務とする総合的家内労働対策の本格的検討は、今後にゆずることとしたが、今後の家内労働対策の進め方についての基本的な方向を示唆している。すなわち、今後行政措置及び関連諸施策の強力な推進をはかることの必要性と、法制的措置を含む総合的家内労働対策の樹立について検討する審議機関を設けることの必要性を述べている。

政府はこの意見にもとづき、本法律案を提出した。

(注) 調査会の中間報告及び最終報告

昭和三十五年九月の中間報告では、家内労働の実態が予想以上に複雑多岐にわたり、かつ種々困難な問題を包含していることを明らかにし、さしあたっては「家内労働に関する当面の行政措置」を講ずべきであるとしている。この「行政措置」としては、委託条件を明確化するための家内労働手帳、標準工賃制度等の普及促進及び安全衛生等作業環境の改善等をあげ、これらの措置の実効を期すため充分な予算措置を講ずることの必要性を説いている。労働省においては、この報告に基づき行政措置の推進に努めてきている。

昭和四十年十二月の「わが国家内労働の現状に関する報告」では、中間報告をさらに押し進め、わが国家内労働の実態を明らかにしている。

(二) 設置期間

家内労働審議会は、その設置の趣旨からみて、一定期間内に結論を得ることが適当であることと、家内労働問題の複雑性および重要性を勘案して、その設置期間は昭和四十四年三月三十一日までの約三年間としている。

本審議会の調査事項は、初年度においては、将来、家内労働は無くすべきものなのか、それとも存続を是認し、その保護強化の方向に持ってゆくべきなのか、さらにその範囲をどのように捉えるべきか等の基本的事項の検討、次年度は工賃、安全性、作業時間等の具体的問題の検討、最終年度はこれらを総合し、関係省庁とも連絡をとりつつ法制化を含む総合的対策を審議する予定である。

なお、審議会の開会回数は月一回程度の見込みである。

(三) 審議会の委員構成

委員数は二十名以内とし、委託者を含む使用者代表、家内労働者を含む労働者代表及び公益代表の三者構成とする。

第四、予　算

本審議会に要する経費は、運営費（主として委員手当）として六五万三千円である。なお、このほか関連経費として、実態調査費七五万九千円、行政措置費一八一万六千円が計上されている。

第五、施行期日

本法律は、公布の日（昭四一・六・二七）から施行する。

〔不成立の法律案〕

農林省設置法の一部を改正する法律案（閣法）

第一、審査経過

衆議院……委員会、本会議とも多数で修正議決。

討論……委員会、田口委員（社）反対

修正内容……審査中、施行期日の四月一日が経過したため、これを公布の日に改めるとともに、これに伴う関係条項を整理すること。

参議院……審査未了（委員会において提案理由説明を聴取したのみである。）

第二、本法律案の内容

一、水産庁の附属機関として南西海区水産研究所（広島市）及び遠洋水産研究所（清水市）を新設し、これに伴い南海区水産研究所（高知市）及び内海区水産研究所（広島市）を廃止する。

二、農林省の一般職員の定員を二百人減員する。

中小企業省設置法案（衆法）

第一、審査経過

衆議院……審査未了（委員会における提案理由説明も未聴取）

参議院……審査未了（委員会における提案理由説明も未聴取）

第二、本法律案の内容

本法律案は、衆議院議員中村重光君外十八名より提出されたものであり、中小企業者に対する施策を積極的に推進するため、中小企業省を新設しようとするものである。

〔附(1)〕

第５１回国会において成立した法律にもとづく各行政機関の主なる機構改組一覧表

（内閣委員会調査室）

行政機関名	局の設置	局の廃止	審議会等の設置	審議会等の廃止	審議会等の改組、期限延長、統合	附属機関等の設置	地方支分部局の設置	地方支分部局の廃止	根拠法律名
総理府本府	青少年局		青少年問題審議会 恩給審議会 同和対策協議会	中央青少年問題協議会 (注1) （同和対策審議会） （産業災害防止対策審議会） （住民台帳制度合理化調査会）					総理府設置法及び青少年問題協議会設置法の一部を改正する法律
			歴史的風土審議会						古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法
			中部圏開発整備審議会			中部圏開発整備本部			中部圏開発整備法
			建国記念日審議会						国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律
				チリ地震津波対策審議会					審議会等の整理に関する法律
科学技術庁				技術士試験委員					審議会等の整理に関する法律
						無機材質研究所			科学技術庁設置法の一部を改正する法律
公正取引委員会							広島地方事務所		私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律
法務省				土地家屋調査士試験委員	矯正審議会と更生保護事業審議会を統合して矯正保護審議会を設置				審議会等の整理に関する法律
外務省				在外公館等借入金整理準備審査会					審議会等の整理に関する法律

行政機関名	局の設置	局の廃止	審議会等の設置	審議会等の廃止	審議会等の改組、期限延長、統合	附属機関等の設置	地方支分部局の設置	地方支分部局の廃止	根拠法律名
外務省						大使館2 総領事館4 領事館1			在外公館の名称及び位置を定める法律の一部を改正する法律
大蔵省			地震保険審査会（注2）						地震保険に関する法律
				資産再評価審議会 接収貴金属等処理審議会	庁舎等調整審議会を国有財産中央審議会に統合				審議会等の整理に関する法律
文部省	文化局	調査局							文部省設置法の一部を改正する法律
				学校図書館審議会 学徒厚生審議会 私立大学研究設備審議会	理科教育審議会と中央産業教育審議会を統合して理科教育及び産業教育審議会を設置				審議会等の整理に関する法律
						国立大学(1)			国立学校設置法の一部を改正する法律
厚生省 本省					死体解剖資格審査会を医道審議会に統合				審議会等の整理に関する法律
						衛生検査技師養成所			厚生省設置法の一部を改正する法律
厚生省 社会保険庁						社会保険大学校（社会保険研修所改称）			厚生省設置法の一部を改正する法律
農林省				農林漁業組合連合会整備促進審議会 装蹄師試験審査会	家畜改良増殖審議会、養鶏振興審議会、酪農審議会、畜産物価格審議会及び飼料需給安定審議会を統合して畜産振興審議会を設置				審議会等の整理に関する法律

行政機関名		局の設置	局の廃止	審議会等の設置	審議会等の廃止
農林省					
通商産業省	本省	化学工業局 繊維雑貨局	軽工業局 繊維局		
					石炭対策連絡協議会 ガス主任技術者試験委員 熱管理士試験委員
	特許庁				

審議会等の改組、期限延長、統合	附属機関等の設置	地方支分部局の設置	地方支分部局の廃止	根拠法律名
繭糸価格安定審議会を蚕糸業振興審議会に統合 急傾斜地帯農業振興対策審議会、湿田単作地域農業改良促進対策審議会、海岸砂地地帯農業振興対策審議会、畑地農業改良促進対策審議会及び積雪寒冷単作地帯振興対策審議会を統合して特殊地域農業振興対策審議会を設置				審議会等の整理に関する法律
高圧ガス保安審議会を高圧ガス及び火薬類保安審議会に改組				通商産業省設置法の一部を改正する法律
機械工業審議会を46.3.31まで延長				機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律
産炭地域振興審議会を46.11.12まで延長				産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律
工場立地調査審議会と工業用水審議会を統合して工場立地及び工業用水審議会を設置 競輪審議会と車両競技関係交付金運用審議会を統合して車両競技審議会を設置				審議会等の整理に関する法律
工業所有権制度改正審議会と特許発明実施審議会を統合して工業所有権審議会を設置 弁理士懲戒審議会と弁理士試験審査会を統合して弁理士審査会を設置				

審議会等の改組、期限延長、統合	附属機関等の設置	地方支分部局の設置	地方支分部局の廃止	根拠法律名
海上保安審議会と海上航行安全審議会を統合して海上安全審議会を設置				審議会等の整理に関する法律
		航空交通管制部（３）	航空交通管制本部	運輸省設置法の一部を改正する法律
				労働省設置法の一部を改正する法律
				雇用対策法
官公庁施設審議会を建築審議会に統合				審議会等の整理に関する法律
				審議会等の整理に関する法律
				地方公営企業法の一部を改正する法律

行政機関名	局の設置	局の廃止	審議会等の設置	審議会等の廃止
運輸省				
労働省			家内労働審議会	
			駐留軍関係離職者対策審議会	
建設省				
自治省				自治大学校運営審議会
				（注1）地方公営企業制度調査会

注1. 同和対策審議会は４０.８.１２、産業災害防止対策審議会、住民台帳制度合理化調査会及び地方公営企業制度調査会は４１.３.３１をもつて、いずれも失効したので、このたびの法改正で廃止の措置をとつた。

注2. 本審査会は、必要のつど、政令をもつて設置することができることとなつている。

（参考）

第５１回国会において成立したし法律により新設される特殊法人は、国立劇場、こどもの国協会及び日本蚕糸事業団の３つである。

〔附（2）〕　第五一回国会における各行政機関定員改正一覧表

行政機関	改正前定員A	昭和四一年度増減B	改正後定員（A＋B）
総理府	二七六四一一	○	二七六四一一
本府	二九四〇九	九五	二九五〇〇五
	三九八七	二〇	四〇〇七
公正取引委員会	二七七	三〇	三〇七
警察庁	七七九五	（△二）	七七九三
土地調整委員会	一八	○	一八
首都圏整備委員会	五一	○	五一
宮内庁	○一一二二 九四	○	一一九四
行政管理庁	一六六七	○	一六六七
北海道開発庁	一一八四八	○	一一八四八
防衛庁	○二七六三八九 一二一	一	二七六三八九 一二一
本庁	二七三一二三	一	二七三一二三
防衛施設庁	三二六六 一二一	○	三二六六 一二一
経済企画庁	五九一	○	五九一
科学技術庁	一八六〇	（三） 四五	一九〇五
法務省	四七八二〇	（△一） ○	四七八一九
本省	四五七九五	（△一） ○	四五七九四
公安審査委員会	一〇	○	一〇
公安調査庁	○二〇一五	○	二〇一五
外務省	○二五二八五	（一六） 六七	二五三八六

行政機関	改正前定員A	昭和四一年度増減B	改正後定員（A＋B）
大蔵省	六七五一〇	（△二） ○	六七五〇八
本省	一六三五九	（△二） ○	一六三五七
国税庁	五一一五一	○	一一五一
文部省	九四一四八	一五	九六〇六三
本省（除、国立学校）	二三三三	一	二三三四
国立学校	九一二七六	三九〇七	九五一八三
文化財保護委員会	五三九	一四	五四九
厚生省	五〇五七九	○	五〇五七九
本省	四九九五四	○	四九九五四
社会保険庁	六二五	○	六二五
農林省	六一一四〇	一	六一一四一
本省	三〇三二八	一	三〇三二九
食糧庁	二八九一三	一	二八九一四
林野庁	一〇七八	一	一〇七九
水産庁	一八二一	○	一八二一
通商産業省	一三八五三	（△三） ○	一三八五〇
本省	一一二七二	（△三） △一五四	一一一一五
特許庁	一四一四	一四四	一五五八
中小企業庁	一六七	一	一六八
運輸省	三七一一〇	（△三） ○	三七〇八一
本省	一五〇六一	（△一） △四	一五〇五七
船員労働委員会	五四	○	五四
海上保安庁	一一二六八	（△一） △三一	一一二三六

行政機関	改正前定員A	昭和四一年度増減B	改正後定員（A＋B）
海難審判庁	二三九	一	二四〇
気象庁	六〇八八	三四	六一二二
郵政省	三三二五	（△一）	三三二五
労働省	二五三一三	（△一一）	二五三一二
本省	二五〇九六	（△一一）	二五〇九五
中央労働委員会	八九	〇	八九
公共企業体等労働委員会	一二八	〇	一二八
建設省	三五七一九	〇	三五七一九
自治省	五一〇	〇	五一〇
本省	三七三	〇	三七三
消防庁	一三七	〇	一三七
合計	七四一〇五五	四〇八八	七四五一四三
内訳 特別職	二七六四九六	三	二七六四九九
内訳 一般職	四六四五五九	（七） 四〇七八	四六八八四四

（注）一、カッコ内は、各省庁間の振替で外数である。

二、右側の数字は、特別職を示す。なお、特別職には、防衛庁職員（政務次官を除く。）、宮内庁職員（宮内庁長官、侍従長、東宮大夫、式部官長、侍従次長及び秘書官を除く。）及び大・公使のみを計上した。

三、防衛庁（本庁）、農林省の定員については、改正法案が不成立となったため、四十一年度増減欄には計上していない。

〔参考〕 政令定員

行政機関	昭和四十年度末定員A	昭和四十一年度増減B	昭和四十一年度末定員（A＋B）
（五現業）			
大蔵省			
造幣	一九四〇	〇	一九四〇
印刷	七七九八	〇	七七九八
農林省			
国有林野	四一一五七	〇	四一一五七
通商産業省			
アルコール	一二五一	〇	一二五一
郵政省			
郵政	三一三六三六	四七〇一	三一八三三七
小計	三六五七八二	四七〇一	三七〇四八三
（地方自治法附則八条等）			
厚生省	一四五六六	〇	一四五六六
運輸省	一八〇八	九五	一九〇三
労働省	三三〇九	〇	三三〇九
警察庁	三〇〇	二〇	三二〇
小計	一八九八三	一一五	一九〇九八
合計	三八四七六五	四八一六	三八九五八一

〔附(3)〕a、行政改革に関する経緯

（昭和四十一年度における機構および定員の改正に関する審査資料より抜粋）

（参議院内閣委員会調査室）

年毎に尨大化する行政機構と定員の増加に対処するため、戦後の歴代内閣は、何れも「行政整理」をその重要施策の一つとして掲げ、臨時行政機構改革審議会（昭二三、二、六設置）をはじめ、第五次行政審議会（昭三四、一二、一〇設置）等にいたるまで、数多くの審議会等を設けて、それぞれ、十四回にもわたる答申を受け、その都度行政改革を試みてきたが、二十四年および二十七年に当時の吉田内閣によつて行なわれた行政整理の観点からする行政改革のほかは、何れも特筆すべき程の改革は行なわれなかつた。

その後、三十六年十一月に設置された臨時行政調査会は、広く一般国民の期待と声援裡にいわゆる「七人委員会」として翌三十七年二月に発足し、以来二年七ケ月にわたつて調査審議を重ねたすえ、三十九年九月に十六項目にわたる「行政改革に関する意見」を内閣に提出した。

この「改革意見」を受けた政府は、当時、すでに設置されていた行政改革本部（三十八年八月に臨時行政調査会から「首都行政に関する改革意見」の提出を受けて、同月二十日の閣議決定で設けられたもので、行政管理庁長官を本部長とし、関係事務次管等で構成している。）において、この全般的な行政改革の処理方針について検討を加えた結果、三十九年十月二十九日に、当面の重点的検討事項として、①内閣機能の改革、②中央省庁の改革、③公社、公団等の改革、以上三点についてはすみやかに検討に着手すること、また、①行政事務の配分、②許認可等の改革、③行政機構の統廃合、④必要な審議機関の設置、以上四点のうち、法的措置を要するものは逐次国会に提出することを決定した。その後、同年十二月十七日には、①行政監理委員会の設置、②首都行政の改革、③青少年行政の改革、④消費者行政の改革、以上四点を優先的にとりあげ、

第四十八回国会に提出を目途に検討すること、また、その他の全面的な機構改革については、四十年八月末までに結論を得るよう検討することを決定した。

右の決定に基づいて、第四十八回国会においては、消費者行政に関する国民生活局および国民生活審議会を経済企画庁に新設し、また、行政監理委員会を（国家行政組織法第八条機関として、）行政管理庁に新設する等、一部その実現をみたものもあるが、爾余の首都行政および青少年行政の改革については最終結論を得られないまま持ち越された。

また、第四十八回国会において審議された昭和四十年度における行政機構および定員の改正についても、当初は厳しく抑制する方針のもとに査定することとしていたが、結局、新たな行政需要に伴うやむを得ないものとして、例年とあまり大差のない部局の新設等が認められる結果に終つた。（局については、新設二、部からの昇格二、改組一、部の新設三、審議会の新設八、特殊法人の新設七、また定員については、法律定員六、七四五人、五現業等政令定員七、一三二人、合計一三、八七八人を増員し、このほか凍結欠員のうちから一、六二〇人の凍結を解除した。）

その後、四十年八月十六日にいたり、行政改革本部では、すでに発足した行政監理委員会との関係について検討し、今後の行政改革の進め方について協議した結果、四十年八月末までに各省庁部局の統合、廃止について結論を出すという当初の予定を変更し、同年九月中に一応のメドをたて、同年十二月までに具体化して、昭和四十一年度予算に反映させるとの段取りを申し合わせた。また同年九月十三日には、昭和四十一年度における行政機構の審査に当つて部局等の純増を抑制する行政管理庁の方針を同本部としても側面から促進することに意見の一致をみた。

四十年八月に発足した行政監理委員会は、毎週一回程度の定例会議を開催し、同年十一月四日には、当面

の課題として、行政の簡素化と能率化（①機構の統廃合、②行政事務の再配分、③事務の共管競合の改善、④許認可事務の合理化、⑤公団、公庫、事業団、審議会の整理等）を目ざすとともに、当面整備すべき重点事項として、①内閣機能の強化、②首都行政の改革、③科学技術行政の改革を推進することを決定し、また、同年十一月二十五日には、昭和四十一年度の機構新設は原則として認めない、また定員についても各省庁が能率向上、定員配置の合理化などにより自主的に事務量の増加に対処するよう求め、定員増は厳に抑制するとの審査方針を決定した。

なお、政府においても、昭和四十一年度予算編成方針（四十年十二月三十日閣議決定）の中で、各省庁の部局、公団、公庫、事業団等機構の新設は行なわない。また、定員については、欠員不補充措置を継続するとともに、増員を必要とする場合は、既定定員の振替えでこれを賄うこととし、新期増員は厳にこれを抑制する。」との決定を行ない、各省庁の要求に対し、これまでにない手厳しい審査方針をもつて臨むこととなつた。

b、臨時行政調査会の改革意見に基づく措置の状況一覧

（昭四一、三、一　行政管理局）

臨調意見	措置	内容	実施の時期	備考
一、内閣機能				
(1) 内閣機能	一、行政監理委員会設置法	行政管理庁の機関として行政監理委員会を設置する。	四〇、七、一	四十八国会において成立
	二、閣僚協議会の整理活用について閣議決定	閣僚協議会について制度の明確化等をはかるため以下により再編成、活用等をはかる。 (1) 「閣僚懇談会」等の名称は使わず、すべて「閣僚協議会」に統一する。 (2) 設置及び廃止は原則として閣議決定による。 (3) 経済関係閣僚懇談会等現存する九の閣僚懇談会について、名称変更等の再編成をはかる。 (4) 労働関係閣僚懇談会等七の閣僚懇談会については廃止する。	四〇、六、一	四十年八月十七日閣議決定
(2) 消費者行政	経済企画庁設置法の一部改正	一、経済企画庁に国民生活局を設置する。 二、国民生活審議会を経済企画庁に付置する。	四〇、六、一	四十八国会において成立
二、中央省庁（審議会等）	審議会等の整理活用について閣議決定	審議会等について、機構の簡素化等をはかるため、以下により整理統合をはかる。 (1) 次に該当するものは、本年度末までに廃止、統合する。 ア、任務が終了し、終了しようとするもの。 イ、活動状況が不活発なもの。		四十年八月十七日閣議決定

臨調意見	措置	措置の内容	実施の時期	備考
		ウ、設置目的が類似し、審議事項が重複するもの。		
		(2) 整理統合すべき審議会の決定についての法律改正措置は、次期通常国会（五一国会）に提案する。		
三、機構統廃合	一、大蔵省設置法の一部改正	国有財産局臨時貴金属処理部を廃止する。	四〇、五、一八	四十八国会において成立
	二、労働省設置法の一部改正	労働基準局に労災防止対策部を設置する。	四〇、四、一	〃
四、許認可等	臨調で指摘した三七九件の許認可のうち一月十日現在九三件を処理した	処理した九三件のうち法律事項は以下の十一件である。		
		一、株式保有報告書等の要提出範囲の縮小（独禁法）	四〇、九、一	
		二、毒物劇物販売事業者の販売品目の登録等についての規制の緩和（毒物劇物取締法）	四〇、一〇、九	
		三、未納税物品の移入に伴う届出制度の緩和（物品税法）	三九、四、一	
		四、母子福祉資金の貸付決定にあたっての都道府県福祉協議会への諮問の廃止（母子福祉法）	三九、七、一	
		五、都道府県立精神病院の設置、増改築についての承認の廃止（精神衛生法）	四〇、六、三〇	
		六、政令市立精神衛生相談所の設置の承認権限の知事への委譲（精神衛生法）	四〇、六、三〇	
		七、高圧ガス販売事業の許可権の市町村長への委譲（地方自治法）	三六、四、一	

五、公社、公団	日本蚕糸事業団法	日本輸出生糸保管会社と日本蚕繭事業団を統合して、日本蚕糸事業団を設立する。	現在設立準備中四〇、四、一より発足の予定	五十国会において成立
六、予算会計	一、会計法の一部改正	支出官の支払いにつき銀行振込制度を採用する。	四〇、四、一	四十八国会において成立
	二、物品管理法の一部改正	各省間管理換の大蔵大臣の協議の廃止等物品の管理を簡素、能率化する。	四〇、四、一	〃
	三、計算証明規則の一部改正（会計検査院規則）	計算証明添付書類等を簡素化する。	四〇、四、一	〃
七、事務運営	閣議決定事務次官等会議申し合せ	行政事務の運営については国民に対する奉仕の向上を旨とし、以下の具体策を講ずる。		四十年四月二十一日行革本部決定

臨調意見	措置	措置の内容	実施の時期	備考
七、事務運営		一、許認可等の整理と運営の改善		
		二、事務の現地処理		
		三、窓口事務の改善		
		四、立入検査の改善		
		五、行政機関内部の運営改善		
	閣議決定及び事務次官等会議申し合せにもとずく措置の状況は以下の通り			
	(1) 行政相談担当者の設置についての閣議報告	行政に対する要望、意見等を申立てる窓口を明らかにし行政運営の民主化等をはかるため、次の措置を講ずる。 一、各本省庁及び必要と認める地方支分部局に行政相談担当者を置く。 二、行政苦情相談に関する各省庁の連絡調整をはかるため、「各省庁行政苦情相談連絡協議会」を設置する。 三、行政相談窓口を設けていない地方公共団体について	四十年九月二十二日事務次官等会議申し合せ 同九月二十四日閣議報告	四十年五月七日閣議決定 同五月十三日事務次官等会議申し合せ 具体策については、各省庁事務連絡会議等において検討中であり、一部は既に実施済

		は、その設置方を自治省を通じて勧奨する。		
	(2) 通関関連行政の改善について	港湾利用者の利便をはかり、通関関係機関相互の連絡の緊密化をはかるため、以下の措置を講ずる。 一、合同庁舎の建設を促進する。 二、中央及び主要港湾に通関関連行政連絡会議を設置する。 三、通関関係書類及び手続の改善について検討する。		
	(3) 休憩時間および休日における受付機能の維持について	一、休憩時間および休日における受付機能を強化する。 二、国民に対するサービス精神の昂揚をはかるための措置を検討する。		
	(4) 立入検査の改善について	一、立入検査対象及び執行職員の選定ならびに関連行政官庁間における合同立入検査等、執行管理にかかる事項の改善をはかる。 二、執行時間、立入検査命令書（仮称）検査の予告、被検査側責任者の立会い、立入場所の制限、検査結果に基づく現場指示、被検査者側の弁明の趣旨等立入検査の執行にかかる事項の改善をはかる。 三、来意の明示、人権の尊重、公務員としての品位の保持、第三者に対する配慮、立入検査に基づく指示等立入検査執行職員の心得にかかる事項の改善をはかる。		

臨調意見	措置の方法	実施の時期	備考
八、公務員	一、運営上の改善を行なう事項のうち人事院の権限に属する事項については、人事院より文書をもつて早急に実施又は研究を行なう旨の確約を得たので、この旨を行革本部長から閣議に報告した。 二、各省間における人事交流の促進について閣議口頭了解	四十年一月二十九日閣議口答了解 若手職員の交流については二月十八日の各省庁人事課長会議で実施要領を決定、二月二十二日の事務次官会議を経て二月二十三日の閣議に報告	四十年四月二日閣議報告

二、国家公務員関係

国家公務員関係法案の審査概要

今国会国家公務員関係の法案で当委員会に付託されたものは五件である。このうち一般職、特別職、防衛庁職員の各給与法の改正法案は、昭和四十年八月十三日、人事院が、国会及び内閣に対し、給与に関する報告及び勧告を行ったのに伴い、これが実施を図るため、第五十回国会に提出され、同国会で審査未了となったため、今国会の冒頭に再提出され、直ちに審査に入り、年内に成立をみたものである。

旅費法の改正法案は、最近の旅行の実態より、内国旅行における宿泊料、移転料等の定額の引上げを行なうものであり、また国家公務員災害補償法の改正法案は、第四十八回国会において労働者災害補償保険法の改正が行なわれたのに伴い、国家公務員の災害補償についてもこれに準じて改正を行なおうとするものであり、この両案は、いずれも全会一致をもって原案通り可決した。

給与関係法案については、三案一括して審査を行ったが、その審査において、特に問題となった点は、給与改定の実施時期の問題である。これは、政府が人事院勧告を尊重する立場をとりながらその実施時期については、財政的理由をもって勧告どおり実施してきておらず、このため既に当委員会においても人事院勧告を完全に実施し得るよう、予算措置を講ずべき旨の附帯決議を行なっているが、今回もまた前回と同様九月一日から実施することになっているためである。三法案は多数をもって原案どおり可決されたが、反対の主なる理由はいずれも実施時期が尊重されていない点である。このため当委員会において、全会一致をもって再び、人事院勧告を完全に実施し得るよう予算措置を講ずべき旨の附帯決議を行なった。

なお、裁判官の報酬、検察官の俸給についても、一般職の職員の給与改定に準じて、それぞれ改正が行なわれた。このほか国家公務員関係の関連法律案としては、在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法

律の一部改正法案及び最高裁判所裁判官退職手当特例法案が成立し、外務公務員に支給される在勤俸の引上げ及び最高裁判所裁判官に支給される退職手当の増額が行なわれた。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭四〇、一二、法第一四七号）

第一、審査経過

衆議院……委員会、本会議とも多数で可決。

討論……大出委員（社）反対

受田委員（民社）反対

附帯決議……自民、社会、民社共同提案、全会一致

公務員の給与については、政府は、人事院勧告制度の趣旨にかんがみ、今後これを完全に実施し得るよう予算措置を講ずることに最善を尽すべきである。

参議院……委員会、本会議とも多数で可決。

主要質疑……人事院勧告の実施時期が今回も尊重されていないが、政府のこれに対する基本的態度、人事院調査による官民給与の較差と労働省の毎勤統計との間に大きな開きのある理由、積み残し分の調査に対する今後の取扱い、中位等級以下の給与の改善対策、住宅手当支給に対する人事院の見解、通勤手当の改正内容及び期末、勤勉手当等の支給方法の改正理由等。

討論……委員会　伊藤委員（社）　反対　今回の給与改定率が低きに失すること、給与改定の実施時期について、人事院勧告が尊重されていないこと等の理由。

石原委員（自）　賛成　この給与改正案は、民間給与との均衡を得るための措置であり、すみやかに成立せしむべきである。実施時期については、人事院勧告が尊重されるよう、検討すべきである等の理由。

鬼木委員（公）　反対　人事院勧告の実施時期が尊重されていないこと、及び改正内容に不満があること等の理由。

中沢委員（民社）　反対　人事院勧告の実施時期が尊重されていないこと、及び給与の引上額が不十分であること等の理由。

附帯決議……自民、社会、公明、民社共同提案　全会一致

公務員給与に関する人事院勧告制度の趣旨にかんがみ、今後これを完全に実施し得るよう政府は予算措置を講ずることに最善を尽すべきである。

第二、人事院勧告提出後の経緯

八月十三日の人事院の給与勧告を受けた政府は、大蔵大臣、労働大臣、自治大臣、総理府総務長官、内閣官房長官よりなる関係閣僚の会合（いわゆる五人委員会）を開き、その取扱いを協議することになり、九月十七日第一回の会合を開いて以来、主として人事院勧告を実施する場合の財源問題および勧告の実施時期について前後五回にわたって協議を重ねたが、四十年度の国及び地方の財政の悪化により、勧告を昨年なみの九月から実施することの困難を主張する大蔵、自治両大臣と、労使関係の改善のためにも最悪の場合でも九月実施を主張する労働、総務両大臣との間に意見の調整が出来ず、結局十月十九日の五人委員会において「人事院勧告は極力尊重すべきであるが、現下の財政事情が極めて悪いため、給与改善をいつから実施すべきかは、財源、社会的状況から判断して決定すべきである。」という報告

を首相に提出、実施時期の決定は首相に一任することとなった。首相は二十一日五人委員会と最終的に協議の結果、人事院勧告どおり俸給表、期末手当、通勤手当の改定を行ない、この改定を九月一日より実施する旨の方針を決め、二十二日の閣議で正式に決定した。なおこの閣議決定では、この給与改定に関連して、行政運営の簡素能率化、人員増加の抑制、配置転換等により極力人件費の増加を抑制するとともに、経費の節減合理化を図り、公務能率の向上と国民負担の軽減に努めること、及び人事院の給与勧告の時期の検討、地方公務員の給与改定に伴う財源措置、地方公共団体の給与費の合理化等を行なうことについても、あわせて決定が行なわれている。

第三、本法律の内容

一、指定職俸給表甲を除き、全俸給表の俸給月額を平均六・四％引上げるとともに、在職者の一部について次期昇給期間の三ケ月短縮を行なうこと。

二、通勤手当および期末手当を改定すること。

三、扶養手当について、月の中途から支給する場合の日割計算による支給方法を月単位による月額支給に改めること。

四、期末および勤勉手当について、手当支給要件となる在職日と、支給日を分離すること。

五、一及び二の改正は、昭和四十年九月一日から、三及び四の改正は、昭和四十一年一月一日から実施すること。

第四、内容の説明

一、俸給表の改正

㈠　昭和四十年九月一日以降指定職俸給表甲を除き、各俸給表の全等級を従前の俸給額より平均六・

四％、金額にして二、三六〇円引上げた額とする。この改定に当っては、特に各俸給表の中位等級、下位等級の職員の給与改善および行政職俸給表㈡に重点をおいて改定が行なわれている。

（参　考）

1. 各俸給表別の平均引上率は次の通りである。

職種	引上率	引上額	職種	引上率	引上額
行政㈠	七・一％	二、二六三円	教育㈠	六・〇％	二、七五九円
行政㈡	八・五	二、二一八	教育㈢	六・三	二、五九八
税務	六・五	二、五三八	教育㈣	五・四	二、九四八
公安㈠	七・〇	二、六〇三	研究	六・一	二、四〇六
公安㈡	六・六	二、四三四	医療㈠	五・八	二、四〇九
海事㈠	六・四	二、八七九	医療㈡	七・三	三、三一九
海事㈡	七・八	二、四〇四	医療㈢	八・〇	二、一一一
教育㈠	五・二	二、九五八	指定	二・〇	二、九四四

2. 行政職俸給表㈠について各等級の本俸改善率

一等級	四・二％	
二等級	四・六％	
三等級	四・七％	
四等級	五・三％	
五等級	六・五％	
六等級	六・七％	
七等級	八・二％	
八等級	一一・六％	
計	七・一％	

(二) 初任給については、民間との均衡、標準生計費の上昇を考慮して高校卒一、六〇〇円程度、大学卒、短大卒については一、九〇〇円程度引上げている。なお教官、医師の初任給については、それぞれ特別の考慮を加えている。

（参考）

職種	学歴	改正俸給額（等級）	改正俸給額	改善額
行政(一)	大学卒(甲)	一九六一〇円（七等級二号）	二一、六〇〇円	一、九九〇円
行政(一)	短大卒	一六、〇〇〇（八等級五号）	一七九〇〇	一、九〇〇
行政(一)	高校卒	一四、四四〇（八等級二号）	一六一〇〇	一、六〇〇
教育(一)	大学卒	二〇、七一〇（四等級一号）	二三、〇〇〇	二、二九〇
医療(一)	大学卒	二六、九五〇（四等級三号）	三〇、〇〇〇	三、〇五〇

(三) 昇給間差額について改正を行ない、特に職員分布の比較的多い中位等級（行政職俸給表(一)の場合は、四、五、六等級）の中位号俸について、二〇〇円乃至五〇〇円程度の割増を行なっている。

(四) 中位等級の一部在職者について、次期昇給期間の三ケ月短縮措置を行なっている。三短措置は、昭和三十七年の俸給表改正による間引き措置に伴う在職者の調整について、その利益を受けた者と受けない者との均衡を図るため、昨年までに三回にわたり行なわれ、その調整は昨年をもって終ったが、今回は、従来の趣旨と異なり、号俸の間引きによる在職者間の序列の圧縮を緩和するとともに、中位等級優遇の措置の趣旨のもとに行なわれている。

（参考）

今回の給与改善率は七・二%、金額にして二、六五一円となっており、その内訳は、俸給表改定分六・四%、二、三

六〇円、三短措置分〇・三五%、一二八円、通勤手当改定分〇・三五%、一二九円、はね返り分〇・一%、三四円となっている。

二、諸手当の改正

(一) 通勤手当の増額

交通機関等を利用する者に対する通勤手当の支給限度額九〇〇円を一、一〇〇円に引上げるとともに、運賃等相当額が一、一〇〇円を超える部分についても、その二分の一の額を五〇〇円を限度として支給することとする。これにより運賃等を二、一〇〇円以上支出している場合には、その通勤手当は一、六〇〇円が支給されることになる。また自転車等を利用する者に対する支給月額も従来の四〇〇円を四五〇円（原動機付きのものの場合は四五〇円を五〇〇円）とする。

(二) 期末手当の改正

期末手当については、六月に一・一ケ月分、十二月に二・一ケ月分、計三・二ケ月分支給されてきていたが、今回十二月に支給される期末手当を〇・一ケ月分増額して、その支給割合を二・二ケ月分とし、年間の支給割合を三・三ケ月分とする。

なお、勤勉手当については、三月に〇・四月分、六月及び十二月にそれぞれ〇・三月分　計一月分が支給されている。

三、扶養手当の支給方法の改正

従来、新たに職員となった者に扶養親族がある場合、職員に新たに扶養親族が生じた場合、又は、扶養親族たる要件を欠いた場合、及び職員が退職又は死亡した場合等により、月の中途で扶養親族に変動があった場合には、その事実の発生した日から、又はその日までそれぞれ扶養手当が支給される

ことになっており、その月の額は日割計算で支給されていたが、今回これを月単位による月額制に改め、月の中途で扶養親族を生じた場合はその翌月（月の初日に事実が発生した場合はその月）から支給を開始し、また扶養親族の要件を欠いた場合はその月（月の初日の場合はその前月）をもって支給を終ることとする。

なお、通勤手当についても人事院規則九―二四が改められ、同様の支給方法に改められた。

四、期末手当等の支給方法の改正

期末、勤勉手当については、従来、手当受給の要件となる職員の在職日（受給権確定日）と手当支給日とが同日となっていたため支給事務に円滑を欠く場合も生じたので今回これを分離し、受給権確定日を六月一日、十二月一日及び三月一日として、手当支払日はそれぞれの日から十五日以内で人事院規則で定める日とすることに改められた。

なお、人事院規則では、その支払日を三月、六月については従来通り十五日、十二月については五日と定めた。

（参考）

三及び四の改正は、人事院勧告によるものではないが、制度の合理化のため、特に改正を行なうものであり、また人事院の給与報告にもられている夜間病棟に勤務する看護婦等に対する手当は、人事院規則九―三〇を改正して、昭和四十年八月から特殊勤務手当として支給されることになった。なおこれに要する経費は、一般会計で一億二千万、特別会計九千万　計二億一千万円で補正予算に計上されている。

第五、経　費

一、今回の給与改定に要する経費

(一) 俸給表改定分

一般会計	三〇二億円
特別会計	五八億四千万円

(二) 通勤手当等

一般会計	九億二千万円
特別会計	二億九千万円

(三) 期末手当改定分

一般会計	四一億一千万円
特別会計	七億九千万円

(四) 計

一般会計	三五二億五千万円（他会計繰入分　四五億円を含む）
特別会計	六九億三千万円（一般会計よりの繰入分を含む）

（注）

1. 義務教育費国庫負担金、補助職員分を含む。
2. 地方公務員の給与改定に要する経費は、総額四九三億円であり、そのうち交付団体の経費は三六八億円（俸給表改定三二三億、期末手当の増額四〇億、通勤手当の増額五億）である。その財源措置としては、地方交付税で三百億、地方団体の経費節減六八億をもってあてることになっている。

なお、交付税三百億については、交付税及び譲与税配付金特別会計が、資金運用部資金を借り入れて行なうことになっている。

二、本年度補正予算計上額

(一) 一般会計補正予算（第三号）計上額

一般会計所属職員分（防衛庁職員を除く）	一〇二億七千万円
防衛庁職員分	七五億三千万円
他会計繰入分	五〇億円
義務教育費国庫負担金	一〇〇億円
補助職員分	二四億五千万円
計	三五二億八千万円

（注）

1. 一般会計所属職員とは、特別職給与法適用職員、国会議員及び秘書、裁判官及び裁判所職員、検察官、国会職員、一般職給与法適用職員をいう。
2. 五現業の職員（一般職国家公務員）は、その職務の特殊性にかんがみ、その給与に関する事項は団体交渉の対象事項となっている。本年の五現業職員の給与改定については、労使間の交渉がまとまらず、公共企業体等労働委員会の仲裁裁定の結果、本年四月より、平均六・二五%の改定が行なわれている。

(二) 特別会計補正予算（第二号）計上額

特別会計職員分	六八億七千万円
	（一般会計よりの繰入分五十億円を含む）

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭四〇、一二、法第一四八号）

第一、審査経過

衆議院……委員会、本会議とも多数で可決。

討論……大出委員（社）反対

受田委員（民社）反対

参議院……委員会、本会議とも多数で可決。

主要質疑……一般職職員の給与の項参照。

討論……委員会　一般職職員の給与の項参照。

第二、本法律の内容

一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、特別職の職員のうち秘書官の俸給月額を改定する。

第三、内容の説明

一、特別職職員給与法において俸給月額の定められている特別職の職員は、内閣総理大臣、国務大臣、官房長官、政務次官等政治的色彩の強い官職とか、人事官、検査官、各種委員会の委員等でその就任について、国会の議決または同意によることを必要とする等政府の最高級の官職にあるもの（以下内閣総理大臣等という）及び大使、公使と秘書官である。

総理大臣等の俸給月額については、一般職職員である事務次官（指定職俸給表甲五号俸）との均衡をおおむね確保するように政務次官の俸給月額を定め、政務次官を基礎としてそれぞれ定められており、また、大公使の俸給月額については、これら総理大臣等の俸給月額に見合って定められているため、今回の改正においては、一般職の職員の給与の改正において指定職俸給表甲（国立大学学長、事

務次官等の俸給表）の改定が行なわれなかった点との均衡を考慮して、秘書官以外の特別職職員の俸給月額の改定は行なわず据置くこととしている。

二、秘書官の俸給月額については、従来からそれぞれの号俸に対応する一般職の職員の等級号俸における改定率を基礎として、これらとの均衡を考慮して定めることとしているので、今回もこの例に従い改定する。

秘書官の新、旧俸給月額及び対応する一般職職員の等級号俸（行政職㈠）は次のとおりである。

秘書官号俸	俸給月額 改正前	俸給月額 改正後	対応一般職等級号俸
八号俸	九一四〇〇円	九五五〇〇円	二等級七号俸
七号俸	八二二〇〇円	八六〇〇〇円	二等級四号俸
六号俸	七三〇〇〇円	七六五〇〇円	二等級二号俸
五号俸	六四七八〇〇円	六八〇〇〇〇円	二等級一号俸
四号俸	五七〇八〇〇円	六〇〇〇〇〇円	三等級四号俸
三号俸	四九八八〇〇円	五二五〇〇円	三等級一号俸
二号俸	四二六八〇〇円	四五〇〇〇円	四等級一号俸
一号俸	三七四八〇〇円	四〇〇〇〇円	五等級三号俸

（注）秘書官の俸給月額を定める場合、対応する一般職俸給月額に特別調整額分二十五％（三等級以下の場合は超勤手当十八時間相当分）、及び扶養手当分二千円を加えて算定することとなっている。

（参考）特別職職員給与法の適用を受ける秘書官とは、国家公務員法で定める内閣総理大臣秘書官（三人以内）及び国務

大臣、内閣官房長官又は特別職たる機関の長の秘書官（各一人）及び最高裁判事秘書官（十四人）であり、現在四十人が発令されている。

三、内閣総理大臣等、大公使及び秘書官の期末手当、秘書官の通勤手当は一般職職員の例によることになっているため、一般職給与法の改正により十二月に支給される期末手当が〇・一ケ月分増額されたのに伴って、これら特別職の期末手当も同様に増額された。

第四、本法律の施行期日

本法律は、公布の日から施行し、昭和四十年九月一日から適用する。

第五、本法律施行に要する経費

本法律施行に要する昭和四十年度分所要経費は七百万円であり、そのうち六百万円（秘書官分三百万円、その他三百万円）が補正予算に計上されている。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭四〇、一二、法第一四九号）

第一、審査経過

衆議院……委員会、本会議とも多数で可決。

討論……大出委員（社）　反対

受田委員（民社）　反対

参議院……委員会、本会議とも多数で可決。

主要質疑……自衛官の退職手当について特例を設けた理由、その他は一般職職員の給与の項参照。

討論……委員会　一般職職員の給与の項参照。

第二、本法律の内容

一、職員の俸給月額及び防衛大学校の学生手当の月額を一般職の俸給月額の改定に準じて改定すること。

二、十二月に支給する期末手当を一般職の改定に準じて改定すること。

三、営外手当の額を改定すること。

四、自衛官の退職手当の算定に関する特例を設けること。

五、扶養手当、期末手当、勤勉手当の支給方法を一般職に準じて改めること。

六、一乃至四の改正は、昭和四十一年一月一日から、五の改正は昭和四十一年一月一日から、それぞれ実施すること。

第三、内容の説明

一、俸給月額の改定

防衛庁職員に適用される俸給表は、防衛事務次官、参事官、書記官、部員に適用される参事官等俸給表、防衛庁事務官、技官、教官等に適用される一般職給与法による俸給表、及び自衛官に適用される自衛官俸給表の三種類に分れている。

㈠　参事官等俸給表の改定

参事官等俸給表は、指定職（事務次官等）、一等級（参事官）、二等級（書記官）、三等級、四等級（部員）に分れており、その俸給月額は参事官については行政職俸給表㈠の一等級、書記官については、同二等級、部員については、同三等級、四等級、五等級の俸給月額をそれぞれ基準として、その基準月額に対する勤務の質と量に応ずる付加報酬分（超過勤務手当等相当分）を加えて算定されている。今回の改正も従来の方式により、一般職給与法の改正の例に準じて増額改定されて

いるが、この附加報酬分の割合（調整率）は、今回の場合、期末手当〇・一ケ月分増額に伴うはね返り分を差引き計算し、現行の一一・六三％を一一・五六％に改めて算定している。

㈡　自衛官俸給表の改正

自衛官の俸給表は、陸将、海将、空将については甲、乙、丙の三欄に分れ、甲は一般職の指定職甲に相当するものであり、統合幕僚会議議長、陸海空各幕僚長等に適用されている。乙（方面総監、地方総監等に適用）は指定職乙、丙（師団長、航空方面隊司令等に適用）は行政職俸給表㈠の一等級、将補及び一佐は行政職㈠の二等級、二佐以下一士までは公安職俸給表㈠、二士、三士は公安職㈡の俸給額をそれぞれ基準とし、その基準月額に平均暫定手当分月額及び勤務の質と量に応ずる附加報酬分（割合は、参事官等と同率）を加え、その総額より、本人の私傷病についての療養費の半額（二・四％）を本人負担分として控除して算出している。なお、営内居住を建前とする曹及び士の俸給月額は、これより更に本人の営内居住に伴う食生活及び住生活に要する経費の約四分の三（改正前四、一一〇円、改正後四、六四〇円）を本人負担分として控除した額を俸給月額としている。

今回の改正も従来と同様の方式により、一般職給与の改正の例に準じて増額改定を行なっているが、調整率については参事官等と同様に一一・五六％に改め、また曹及び士の営内居住に伴う負担分については、食費の上昇内容改善等を行なうため、更に月額五三〇円を本人負担分としたため、従来の四、一一〇円を四、六四〇円に改めて算定している。

（注）

一、参事官等俸給表指定職甲、及び自衛官俸給表の将棚甲については、今回は改定が行なわれていない。

二、一般職の俸給表を適用されている事務官等については、一般職給与法の改正により当然改正される。

二、学生手当の額の改正

防衛大学校の学生に支給されている学生手当は、従来より、行政職㈠八等級二号俸（初級国家公務員試験合格者の初任給）を基準として定められ、従来八、二〇〇円が支給されてきていたが、今回一般職給与法の改正により、八等級二号俸の月額が一四、四四〇円から一六、一〇〇円に改められたので、学生手当についても、従来の算式どおり一六、一〇〇円より私傷病療養費本人負担分及び食糧費等を差引いた九、二〇〇円に増額改定する。

三、営外手当の額の改正

原則として営舎内に居住する義務を有する自衛官（一曹以下）のうち、営舎外に居住することを認可された場合、その者に対しては俸給の算定基礎から控除されている営内居住に伴う食費等相当分を営外手当として支給されることになっている。この控除される食費等相当分が前述のごとく四、六四〇円に改められたのに伴って営外手当を四、六四〇円に改める。

四、期末手当の改正

一般職給与法の改正により、十二月に支給される期末手当が〇・一ケ月分増額されたのに準じ、防衛庁職員についても同様の増額を行なう。

（注）

防衛庁職員の通勤手当については、一般職給与法が準用されているため、同法の改正に伴って当然改正される。

五、自衛官の退職手当の特例

国家公務員等退職手当法附則四項及び同施行令附則五項により、昭和二十年八月十五日に、軍人の身分を有していた者が、その身分を失った日から昭和二十八年七月三十一日までの間に他に就職することなく保安官、警備官（自衛官の前身）になった者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、軍人期間は再就職後の職員としての在職期間に引続いたものとみなし、前後の期間を合算して退職手当が支給されている。

また昭和二十年八月十五日に本邦外にあったもので、昭和二十八年八月一日以降就職した者については、昭和三十六年法第一五六号（退職手当法の一部改正）により設けられた退職手当法附則九項及び同施行令十一項の規定により、その就職の日が本邦に帰還した日から三年以内である場合には、前後の期間を合算して退職手当が支給されることになっている。しかし、自衛隊については、航空自衛隊は昭和二十九年七月発足しており、また陸海自衛隊も二十八年八月以降その増勢による増員が行なわれている実情があり、これに伴って昭和二十年八月十五日に旧軍人としての身分を有しておったもので、二十八年八月以降自衛官となった者が多く、従ってこれらの者の殆んどは退職手当の通算措置が適用されていない。このためこれらの者と退職手当の通算規定が適用された者との間に退職手当に不均衡を生じている。今回これを是正するため、旧軍人であった者で、昭和二十八年八月一日から昭和三十二年六月三十日までに自衛官等となった者の退職手当の算定となる勤続期間の計算については、その者の軍人であった期間は、自衛官等としての在職期間に引き続いたものとみなし前後の期間を合算して退職手当を支給するという特例を設けようとするものである。

なお、今回の措置は、昭和三十二年六月三十日までに就職した者で、昭和四十年九月一日以後に退職する者に適用され、その該当者は三、二七四人となっている。これに要する経費は、総額約十六億円程度と想定されており、このうち一億円が本年度当初予算に計上されている。

六、扶養手当等の支給方法の改正

一般職給与法の改正により、扶養手当、期末手当、勤勉手当の支給方法が改正されたのに伴い、これと同様の改正を行なう。

第四、経　費

今回の給与改定に伴う経費として、一般会計補正予算（第三号）に計上されている額は七五億三千万円である。

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（昭四一、三、法第一八号）

第一、審査経過

衆議院……委員会は全会一致、本会議は多数で可決。

附帯決議……自民、社会、民社三党共同提案、全会一致。

一、内国旅行における甲乙両地方の区域区分については、最近の宿泊料金の実態等にかんがみ、実情にそうよう再検討すること。

二、移転料については、実費弁償を建前として制度の合理化を図ること。

三、日額旅費については、実費を下廻らないよう定めること。

参議院……委員会は全会一致、本会議は多数で可決。

主要質疑……宿泊料、移転料等の引上げの根拠、物価等が大巾に上昇しているにも拘らず宿泊料等の引上げが三十七年以降行なわれていない理由、宿泊料について甲乙両地方の区分を設けている根拠、日額旅費の基準、外国旅費の増額を行なわなかった理由等。

討論……委員会　八田委員（自）　賛成　附帯決議提出

附帯決議……自民、社会、公明、民社共同提案　全会一致。

国家公務員等の旅費については、政府は物価の上昇等の実情を考慮してその適正を期すべきであるが、特に左の事項については速やかに検討を加え改善を図るべきである。

一、内国旅行における甲乙両地方の区域区分については、最近の宿泊料金の実情にかんがみ、実態に即するよう措置すること。

二、移転料については、実費弁償を建前として制度の合理化を図ること。

三、日額旅費については、実費を下廻らないよう定めること。

第二、本法律の内容

内国旅行における日当、宿泊料、食卓料及び移転料の定額を引き上げること。

第三、内容の説明

一、日当、宿泊料、食卓料の引上げ

㈠　公務のため内国を旅行する国家公務員等に対し、次の旅費が、法別表第一の一で、内閣総理大臣等及び行政職俸給表㈠の職務を四段階に区分した定額で定められている。

1. 車賃（鉄道を除く陸路旅行に要する費用）
2. 日当（旅行中の昼食費及び諸雑費にあてる費用で、甲地方と乙地方の区分がある）
3. 宿泊料（旅行中の宿泊費にあてる費用で、甲地方と乙地方の区分がある）
4. 食卓料（水路、航空旅行で、運賃の外に別に食費を要する場合の費用）

㈡　従前の定額は、昭和三十七年四月一日以降実施されてきたものであるため、最近における消費者物価、宿泊料金の実態（注1.）を考慮して、日当、宿泊料、食卓料の定額を約三割程度引き上げる

こととしたものである。

車賃については、大蔵省の調査の結果値上りが認められず据置きとなった。（注2.）

なお、改正定額の計算方法については、六等級以下の職務にある者の定額を実態に合わせて引き上げ、その額を基準として、それぞれ次の率による額を加算して算出する。

区分		日当・食卓料	宿泊料
		一四〇（%）	一四〇（%）
内閣総理大臣等	内閣総理大臣及び最高裁長官		
	その他の者	一〇〇	一〇〇
指定職、一等級		六〇	七五
二等級		四〇	五〇
三等級～五等級		二〇	二五

（注1）

消費者物価指数は、三十六年を一〇〇とした場合、四十年十月において東京で一三一・四、全国で一三一・八となっている。（総理府統計局「家計調査報告」による）

宿泊料は、三十六年を一〇〇とした場合、四十年では、甲地方で、一二八・一、乙地方で一三二・四となっている。（大蔵省財務局調査による）

（注2）

車賃は、乗合乗用車賃の全国平均で出すことになっているが、今回の大蔵省調査の結果、一キロメートルにつき四円七七銭となっており、現在の六等級以下五円と比較して、高くないので据置きとなった。

二、移転料の引き上げ

移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ支給される旅費であり、法別表第一の二により内閣総理大臣等及び行政職俸給表㈠の等級別による定額で定められている。

従来の定額は、昭和三十七年四月一日以降実施されてきたものであるが、最近の職員の赴任の実態等を考慮し約六割引き上げることとしたものである。

移転料の改正定額の計算方法は、七等級以下の職務にある者の路程の区分に定められた定額を実態に合わせて引き上げ、その額を基準として、それぞれ次の率による額を加算して算出する。

等級	率	等級	率
内閣総理大臣及び最高裁長官	一二〇（%）	三等級	五〇（%）
内閣総理大臣等 その他の者	一〇〇	四等級	四〇
指定職	八〇	五等級	二〇
一等級	七〇	六等級	一〇
二等級	六〇		

三、本法律施行に伴う予算

本法律施行に伴う昭和四十一年度予算の増額は、一般会計二十六億円、特別会計十二億円である。

（参考）

昭和四十一年度における旅費予算

一般会計 内国旅費 二一二億（四十年度 一八三億）

外国旅費 二八億（〃 〃 二九億）

特別会計 { 内国旅費 九四億（四十年度 七九億）
外国旅費 四億（〃 〃 六千万円）

第四、施行期日

本法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

内国旅行の日当、宿泊料、食卓料新旧比較

区分		日当・食卓料			宿泊料					
					甲地方			乙地方		
		改正前	改正後	引上率	改正前	改正後	引上率	改正前	改正後	引上率
内閣総理大臣及び大臣等	内閣総理大臣最高裁長官	七〇〇円	一、〇〇〇円	四三%	三、六〇〇円	四、八〇〇円	三三%	二、八〇〇円	三、八〇〇円	三六%
	その他の者	六〇〇	八〇〇	三三	三、〇〇〇	四、〇〇〇	三三	二、四〇〇	三、二〇〇	三三
指定職又は一等級の職務にある者		五〇〇	七〇〇	四〇	二、六五〇	三、五〇〇	三二	二、一〇〇	二、八〇〇	三三
二等級の職務にある者		四〇〇	六〇〇	五〇	二、三〇〇	三、〇〇〇	三〇	一、八〇〇	二、四〇〇	三三
三等級以下五等級以上の職務にある者		三五〇	五〇〇	四三	一、九〇〇	二、五〇〇	三二	一、五〇〇	二、〇〇〇	三三
六等級以下の職務にある者		三〇〇	四〇〇	三三	一、五〇〇	二、〇〇〇	三三	一、二〇〇	一、六〇〇	三三

（注）六等級以下の日当・食卓料は、甲地方の宿泊料の二〇%として算出している。

内国旅行の移転料引上率

区分		各等級を通じ、現行に対する引上率
鉄道	五〇キロ未満	五八・三%
鉄道	五〇～一〇〇キロ未満	五七・一
鉄道	一〇〇～三〇〇キロ未満	五八・八
鉄道	三〇〇～五〇〇キロ未満	五七・九
鉄道	五〇〇～一、〇〇〇キロ未満	五九・三
鉄道	一、〇〇〇～一、五〇〇キロ未満	六〇
鉄道	一、五〇〇～二、〇〇〇キロ未満	五九・一
鉄道	二、〇〇〇キロ以上	六〇

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律（昭四一、五、法第六七号）

第一、審査経過

参議院……委員会は全会一致、本会議は多数で可決。

主要質疑……本法の内容と労働者災害補償保険法との相違点。

補償年金のスライド制に対する政府の見解、遺族一時金の額を従来の千日分以内に改めた理由及びその額の今後の取扱い、最近における公務災害の発生状況とその認定基準、出勤途上における災害の取扱い、林業災害の状況と白ろう病の取扱い等。

衆議院……委員会は全会一致、本会議は多数で可決。

附帯決議……自民、社会、民社共同提案、全会一致。

本改正法附則第七条の規定に基づく遺族補償一時金の額の決定については、従来の遺族補償の額を充分に保障するよう配慮すべきことを要望する。

第二、本法律案提出の経緯

昨年第四十八回国会において労働者災害補償保険法の改正が行なわれ、労働者の業務災害に対する補償の充実を図るため、障害補償についてはその年金たる補償の範囲の拡大、また遺族補償については従来の一時金を年金化する等保険給付の内容の改善が行なわれたのに伴い、人事院は本年二月二日、一般職の職員の災害補償制度について補償年金の拡充その他補償内容の改善をはかる等のため、国家公務員災害補償法に所要の改正を行なう必要があると認め、国家公務員法第二十三条の規定に基づいて国会及び内閣に対しその改正に関する意見の申し出を行なった。この意見の内容は、労働者災害補償保険法の

改正に対応して、障害補償、遺族補償の補償内容の改善、補償年金の額に関する調整規定の設置、福祉施設の拡充、船員である職員の災害補償制度の整備等を行なうものである。政府はこの意見の申し出に基づいて、国家公務員災害補償法についても労働者災害補償保険法の改正と同様の改正を行なうため、社会保障制度審議会の審議を経て、本法案を提出した。

（参　考）

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案の制定について（社会保障制度審議会の答申）

昭和四十一年三月七日総人局第一六一号で諮問のあった標記の件については、労働者災害補償保険法の昨年の改正に伴う暫定的な措置として一応やむを得ないものと認められるが、遺族の範囲、スライド方式等には引きつづき検討を要するものがあり、特に遺族補償一時金について人事院規則で、一、〇〇〇日分以内の額を定める場合には慎重に処理すべきものと考える。なお、将来労働者災害補償保険法が全労働者に適用されるようになれば、本法も当然根本的に検討さるべきことを付記する。

第三、本法律の内容

一、障害補償について、償害等級第四級から第七級までのものについても年金とすること。

二、遺族補償として、遺族補償年金又は遺族補償一時金を支給すること。

三、補償年金の額に関する調整規定を設けること。

四、福祉施設について、リハビリテーションに関する施設及びその他必要と認める施設を追加すること。

五、船員たる職員について国家公務員災害補償法を適用すること。

六、国家公務員共済組合法、恩給法等の規定による給付等との調整について所要の整備を行なうこと。

七、その他所要の規定の整備を行なうこと。

第四、内容の説明

一、障害補償の改正

職員が公務上負傷し、又は疾病にかかり、なおったとき一定の身体障害が存する場合に支給される障害補償については、身体障害の程度に応じて第一級から第十四級までにわかれ、従来第一級から第三級までの重度障害者に対しては、第一種障害補償として年金が支給され、第四級から第十四級までの中度障害者及び軽度障害者に対しては第二種障害補償として一時金が支給されてきていたが、今回、障害補償年金として、従来の第一級から第三級までのほかに新たに第四級から第七級までの中度障害者に対してもその障害の存する期間年金を支給することとする。また第八級から第十四級までについては、障害補償一時金として、従来通り一時金を支給することとする。

第四級から第七級までの年金額は次の通りである。

障害等級	年額
第四級	平均給与額の百六十四日分に相当する金額
第五級	平均給与額の百四十二日分に相当する金額
第六級	平均給与額の百二十日分に相当する金額
第七級	平均給与額の百日分に相当する金額

今回の年額は、各等級とも従来の一時金の六分の一に相当する額となっている。

（注）

平均給与額とは、給与事由発生前三月間にその職員に対して支払われた給与の総額を、その期間の総日数で除して得た金額。

二、遺族補償の改正

職員が公務上死亡した場合、遺族補償として職員の遺族に対し、従来平均給与額の千日分に相当する金額が一時金として支給されてきていたが、今回、遺族のうち職員との親族関係の深い一定の要件に該当する遺族に対しては、遺族補償年金を支給することとし、それ以外の遺族に対しては遺族補償一時金を支給することとする。

(一) 遺族補償年金

1. 年金を受けることのできる遺族の範囲

別表参照

2. 遺族補償年額

(1) 年金額は、年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている年金を受けることができる遺族の合計数に応じ次の通りとする。

遺族の合計数	年額
一人	平均給与年額の百分の三十に相当する金額
二人	平均給与年額の百分の三十五に相当する金額
三人	平均給与年額の百分の四十に相当する金額
四人	平均給与年額の百分の四十五に相当する金額
五人以上	平均給与年額の百分の五十に相当する金額

(注)

平均給与年額とは、平均給与額に三六五を乗じて得た額。

(2) 暫定措置として、この法律の施行日（昭、四一、七、一）から五年以内に職員が公務上死亡した場合において、年金を受ける権利を有する遺族から申し出があった場合においては、平均給与額の四百日分に相当する額を一時金として支給することとし、この場合年金は、この一時金の額に達するまで支給を停止する。

（参考）

四百日分とは、平均遺族数（妻及び子二人）に支給される年額の三年分に相当するものである。

(二) 遺族補償一時金

一時金は、職員の死亡当時、年金を受けることができる遺族がない場合及び年金を受ける権利を有する者の権利が消滅し、他に年金を受けることができる遺族がなく、かつ、既に支給された年金の額の合計額が一時金の額に満たないときに支給される。

1. 一時金を受けることのできる遺族の範囲

別表参照

2. 一時金の額

一時金の額は、業務上の死亡にかかる他の法令による給付との均衡を考慮して人事院規則で定めることになっているが、当分の間は現行の遺族補償の額である平均給与額の千日分の範囲内で人事院規則で定めることになっている。

労働者災害補償保険法による遺族補償一時金の額は、平均賃金の四百日分となっており、また労働基準法による遺族補償（年金制度はとられていない）の額は、平均賃金の千日分となっている。

（注）

労働基準法による遺族補償は、同法の適用事業又は事務所で労働者災害補償保険法の適用を受けないもの労働者（船員保険法の適用を受けるものを除く）が業務上死亡した場合に支給される。

別表　遺族の範囲

年金を受けることのできる遺族の範囲及び順位	一時金を受けることのできる遺族の範囲及び順位
一、配偶者（内縁関係を含む） 但し、夫については五五才以上であること。 二、一八才未満の子（胎児を含む） 三、五五才以上の父母 四、一八才未満の孫 五、五五才以上の祖父母 六、一八才未満又は五五才以上の兄弟姉妹 七、夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で廃疾状態にあるもの。 （注）職員の死亡当時、その収入によって生計を維持していたもので、死亡当時以上の要件を備えていたもの。	一、生計維持関係のない配偶者及び生計維持関係のあった五五才未満の夫 二、一八才以上の子 三、五五才未満の父母 四、一八才未満の孫 五、五五才未満の祖父母 六、一八才以上、五五才未満の兄弟姉妹 七、一及至六以外のもの 八、生計維持関係のない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹 （注）二乃至七は総て生計維持関係のあった場合に限る。

（注）

労働者災害補償保険法においては、遺族一時金を受けることができる遺族の範囲のなかには、前表下欄の七に該当するものは除かれている。また、前表中五十五才以上となっているのは、保険法では六十才以上となっているが、現在暫定的に労働者の死亡当時五十五才以上であれば年金を受けることが出来る遺族の範囲にいれることとし、年金の支給については六十才まで停止する措置がとられている。

三、補償年金額の調整規定

年金たる補償の額については、国民の生活水準、国家公務員の給与、物価その他の諸事情に著しい変動を生じた場合においては、変動後の諸事情を総合勘案して、すみやかに改定の措置を講ずるものとする旨の規定を設ける。

これに関する規定は、今国会別途提出され成立した恩給法及び各種共済組合法の改正法において、恩給、各種共済年金についても同様の規定が設けられ、また国民年金法、厚生年金法、船員保険法については既に設けられている。労働者災害補償保険法においては、昭和三十五年に年金たる保険給付については、労働者の平均給与額が二〇％上昇又は低下した場合には、それを基準として保険給付の額を改訂して支給する旨の規定が設けられ、この規定に基づき既に調整が行なわれており、四十年に新たに年金化された保険給付についてもこの規定が適用されている。

四、福祉施設の拡充

公務上の災害を受けた職員の福祉に関しては、外科後処置、休養又は療養、職業再教育、義肢、義眼、補聴器等の補装具の支給に関する施設をすることになっており、この規定に基づき人事院及び実施機関は、災害を受けた職員に対し、これら福祉のため必要な金銭的援助等の施策を行なってきているが、今回職業再教育に関する施設をリハビリテーションに関する施設と改め、従来の職業再教育のほかに機能回復のための理学療法など社会復帰のための施策を行なうこととする。また新たにその他必

要と認める施設を追加し、職員の休業補償等について特別な施策を行なうことになっている。

五、船員たる職員に対する適用

国家公務員災害補償法は一般職の国家公務員に適用されているが、同じ一般職である船員たる職員の公務災害の補償については、従来例外的に船員法、船員保険法が適用されてきていたが、今回これを改めて、船員についても本法を適用することとする。しかしその補償に関しては、船員法および船員保険法の規定による給付に準じて人事院規則で特例が設けられることになっている。

六、調整に関する事項

㈠ 従来は国家公務員災害補償法による障害補償が行なわれた場合、国家公務員共済組合法による公務による廃疾年金は補償事由の生じたときから六年間、公務による増加分の支給が停止され、その停止期間が過ぎた後は障害年金の額を一定額減じて支給することになっていたが、今回障害年金が支給される場合、公務による廃疾年金は障害年金が支給される間、公務による増加分を除いた額（私傷病により廃疾状態にある場合に支給される廃疾年金に相当する額）を支給することとする。また補償法による遺族補償が行なわれた場合、共済組合法の規定による遺族年金についても六年間支給停止されることになっていたが、今回遺族補償年金が支給される場合その間においても共済組合法の規定による遺族年金を支給することとし、その支給額は俸給月額の百分の二十（私傷病により死亡した場合に支給される遺族年金相当額）とする。

㈡ 恩給法においても、従来は補償法による災害補償が行なわれた場合、傷病恩給又は扶助料の支給を六年間停止することになっていたが、今後は補償法による障害年金、遺族年金が支給される間は、これらの恩給は支給しないこととする。

㈢ その他船員保険法、厚生年金保険法、国民年金法、児童扶養手当法、地方公務員共済組合法等による規定による給付等の調整について所要の整備を行なっている。

七、その他規定の整備

㈠ 補償を受ける権利の時効は二年間となっているが、障害補償、及び遺族補償を受ける権利については、これを五年間とする。

㈡ 船舶及び航空機にのっておって、その事故により行方不明となった場合、その死亡の推定に関する規定が設けられている。

㈢ その他休業補償等の支給制限、年金の支給停止、年金たる補償の支給期間等について所要の整備が行なわれている。

第五、施行期日

この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

（参考）

公務災害補償実施状況（人事院月報、昭四一、一月号抜萃）

一、年度別補償実施状況

年度別 / 件数 金額	昭三五	三六	三七	三八	三九
件数	一九九一八件	一八五四〇	一七五〇一	一六一六一	一五〇九四
金額	四七〇一五三千円	五〇一九三八	五六四二〇一	五七五九八五	六〇〇一九九

昭和三十九年度の実施状況を実施機関別にみると、林野庁の七、一三七件、補償額約二億六千万円

が最高で、以下郵政省、建設省、法務省、北海道開発庁、文部省、運輸省等の順となっている。

二、年度別、等級別障害補償実施状況

年度別＼等級別	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	計
昭三五	一件	〇	三	五	五	二二	二〇	四〇	三三	九九	一〇五	一七二	四九	一九四	七四七
三六	一	一	五	四	八	九	一七	四九	二二	六七	七四	一八〇	五二	一七七	六六六
三七	四	一	七	五	七	九	二一	三六	二八	七二	八六	一五六	五〇	一五三	六三五
三八	七	一	六	一	六	一二	一五	三八	一六	六四	七三	一六六	四〇	一九九	六五四
三九	八	一	七	七	五	一一	一五	三四	二〇	四七	七三	一二二	三二	一三九	五一五

三、年度別遺族補償状況

年度別＼件数金額		昭三五	三六	三七	三八	三九
昭三五	件数	一四七件	一五五	一四九	一二九	一二七
	金額	九七九〇四千円	一一六八五五	一三二八八六	一二三八九五	一四二五五二

四、福祉施設の年度別実施状況

件数＼金額＼年度別		昭三五	三六	三七	三八	三九
件数	補装具の支給	五六件	八〇	五七	五一	四二
	外科後処置	一八	六	一一	八	五
	休養	一	〇	一	〇	二
	職業再教育	二	〇	一	二	二
	計	七七	八六	七〇	六一	五一
金額	補装具の支給	五四八千円	八八五	六七八	六四〇	三九四
	外科後処置	四二八	三九	八八四	八七三	七四
	休養	一〇	〇	四七	〇	二四
	職業再教育	五四	〇	一六	四三	三二
	計	一〇四〇	九二四	一、六二五	一、五五六	五二四

三、恩給・共済関係

恩給共済関係法案の審査概要

今国会において当委員会で審査した恩給共済関係法案は、恩給法等の改正法案、旧令による共済組合等及び公企体共済組合からの年金額の改定に関する二改正法案の三件である。

恩給法等の改正は、物価・国民生活水準等の著しい変動に応ずるための恩給年額の改訂に関する調整規定の新設、昭和四十年の恩給扶助料増額改定の際における年令制限の緩和、その他恩給扶助料に関する改善措置等を内容とするものである。また、共済関係二法の改正は、それぞれ共済組合関係諸法律について、恩給法の今次改正に準じて同様の改善措置を講ずるものであるが、衆議院において廃疾年金の最低保障額について、地方共済（参修正）、私学共済、農林漁業団体共済（以上、衆修正）と同様の修正が行なわれた。

右の恩給共済関係三法案の審査は、従来おおむね一括審査を例としてきたのであるが、今回は衆議院から三案を一括して審査した。これらの審査に当っては、恩給関係では、新設された恩給年額の調整規定の運用についての論議のほか、例年のごとく、旧満鉄職員等の在職期間の通算問題、その他の改善措置、共済関係では、国家公務員共済組合連合会の民主的運営、共済組合財政の問題等が質された後、今期末にそれぞれ与野党共同に係る別掲の附帯決議を付していずれも全会一致で可決された。

なお、衆議院議員提出の国家公務員共済組合法及び公共企業体職員等共済組合法の改正案が予備付託されたが、提案理由説明を聴取したのみに止まり、結局、衆議院において継続審査となった。

また、他の委員会に付託された恩給共済に関連のある法律案は、恩給法等の改正に伴い改善措置を図ろうとする地方公務員等共済組合法の改正案、給付費用の国庫補助率の引上げ、その他給付額の改善を図るため

の私立学校教職員共済組合法等及び農林漁業団体職員共済組合法等の二改正案、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法案、軍人軍属及び準軍属の遺族の範囲並びに準軍属の範囲を拡大し、準軍属に係る障害年金及び遺族給与金額の引上げ、遺族年金等の額の引上げ措置を繰上げ実施する等の戦傷病者戦没者遺族等援護法等の改正案、年金額の引上げ等を図るための国民年金法の改正案であるが、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法案を除く五法案に対しては衆参関係委員会において附帯決議が付され、六件とも今国会において成立した。

恩給法等の一部を改正する法律（昭四一、七、法第一二一号）

第一、審査経過

衆議院……委員会は全会一致、本会議は多数で可決。

附帯決議……自民、社会、民社共同提案、全会一致

政府は、次の事項についてすみやかに検討の上善処することを要望する。

一、改正恩給法第二条ノ二の調整規定の運用についてその実効ある措置が講ぜられるよう適切な配慮をすること。

二、通算及び加算の措置に関する恩給制度と共済組合制度との間における不均衡是正について、その総合調整を図ること。

参議院……委員会は全会一致、本会議は多数で可決。

主要質疑……今回設けられた調整規定の運用、満日ケースの在職期間の通算、各種団体等よりの要望事項に対する政府の所見、等

討論……委員会　伊藤委員（社）　賛成　附帯決議案提出

附帯決議……自民、社会、公明、民社共同提案、全会一致。

政府は、次の事項についてすみやかに検討のうえ善処することを要望する。

一、今回設けられた調整規定の運用については、その実効ある措置が講ぜられるよう適切な配慮をすること。

二、現職公務員の給与がいわゆる三万九千円ベースとなっている経済事情の下において、恩給がなお、いわゆる二万四千円ベースの段階に残されていることは、当を得たものとは認められないので、すみやかに適当なベースまで引き上げること。

三、外国政府職員、外国特殊法人職員の恩給最短年限をこえる在職年および抑留、留用期間の通算についてその早期実現を図ること。

四、現行法上のその他の不均衡についても、早期に根本的解決を図ること。

第二、本法律の内容

一、恩給扶助料を昭和四十年に増額した際の年令制限を緩和する。

二、妻および子に給する加算恩給の減算を改善する。

三、長期在職者の低額恩給を改善する。

四、恩給扶助料の年額について調整規定を設ける。

五、長期在職の旧文官の恩給扶助料を改善する。

六、不具廃疾の成年の子に扶養加給を認める。

七、特例扶助料の支給条件を緩和する。

八、日本赤十字社救護員の在職期間を通算する。
九、文官の在職年に旧軍人としての加算年を通算する。

第三、内容の説明

一、年令制限の緩和

昭和四十年に、恩給扶助料を増額した際、恩給扶助料を受ける者（傷病恩給を受ける者は除かれる）の年令によって、増額された金額の一部または全部を一定の期間その支給を停止する措置が講ぜられたが、この措置を、六五才以上の者および六五才未満の妻子については、昭和四十一年十月分（三ケ月短縮）その他の者については、昭和四十二年一月分（六ケ月短縮）より増額分の全額を支給すること。

対象人員約七四三、〇〇〇人　予算約一六八、八〇〇万円

二、妻および子に給する加算恩給の減算の改善

加算年を算入して、はじめて普通恩給年限に達するものの恩給扶助料の年額は、実在職年だけで普通恩給最短年限に達しているものの算出率百五十分の五十から、その年限に不足する一年毎に百五十分の三・五（旧軍人または警察監獄職員以外の公務員については百五十分の二・五）を減じたもので計算して得た年額を支給されているが、妻および子に給する普通扶助料の年額については、減額しない扶助料の年額を支給すること。

対象人員約一一四、〇〇〇人　予算約二四、九〇〇万円

三、長期在職者の低額恩給の改善

恩給扶助料の基礎となっている実在職年の年数が、普通恩給についての最短恩給年限以上のもので、

普通恩給の年額が六万円未満（扶助料については三万円未満）のものについては、その年額を六万円（扶助料については三万円）とすること。

対象人員約四一、〇〇〇人　予算約五、二〇〇万円

四、恩給扶助料の年額の調整規定の設置

恩給扶助料の年額は、国民の生活水準、国家公務員の給与、物価その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情を総合勘案し、すみやかに改定の措置を講ずるものとする旨の調整規定を設けること（この主旨の規定は国民年金法、厚生年金保険法にはすでに設けられている）。

五、長期在職の旧文官の恩給扶助料の改善

昭和二十三年六月三十日以前に退職し、または死亡した旧文官等の恩給扶助料については、過去四回（昭和二十五年、二十七年、三十一年、三十六年）にわたって是正が行なわれたが、なお、一部のものについては、若干の是正が適当と思われるので、今回は警察、教育職員の恩給扶助料の改善を軸として、四号俸程度の調整を行なうとするものであるが、この措置は普通恩給についての恩給最短年限以上のものに限られている。

対象人員　一五〇、〇〇〇人　予算　二六、三〇〇万円

六、不具廃疾の成年の子についての加給

公務扶助料または増加恩給を受ける者で、その子女が成年に達していても不具廃疾で生活資料を得るみちのない場合は、それぞれ扶養加給（四、八〇〇円）を認めること。

対象人員約八、〇〇〇人　予算約一、〇〇〇万円

七、特例扶助料の支給条件の緩和

現在、本邦等において負傷し、または疾病にかかり、このため死亡した旧軍人等の遺族については特例扶助料が支給されているが、この場合、支給の条件として営内に居住すべき者という制限および昭和十九年前の負傷または病については職務に関連することが顕著である旨の制限があるのを今回この制限を撤廃すること。

対象人員約四〇〇人　予算約六〇〇万円

八、日本赤十字社救護員の在職期間の通算

日本赤十字社の救護員で、恩給公務員に相当する者（医師、看護婦長、薬剤師、事務員等）が旧陸海軍の病院等に派遣され、戦地等において戦時衛生勤務に服した後に退職して、恩給公務員になった場合、両方の期間を加えて、普通恩給年限に達するときは、普通恩給の所要最短年限のものに相当する恩給扶助料を給すること。

対象人員約一〇人　予算約四〇万円

九、文官の在職年と加算年との通算

文官等の在職年を計算する場合、旧軍人の恩給の基礎在職年に算入されている加算年は、現在、文官には算入されていないのを、通算すること。

対象人員　調査中

一〇、実施期日

右の一から八までの事項は、昭和四十一年十月一日から、九の事項は、昭和四十二年一月一日から実施すること。

一一、予　算

昭和四十一年度（三ヶ月）　約二二八、〇〇〇万円

平　年　度　約九九億円

(注)(一)

1. 恩給最短年限とは、恩給を受けるための資格に必要な最少限度の年限であって次の如く分れている。

イ、文　官　十七年

ロ、警察監獄職員　十二年

ハ、旧軍人（士官）　十三年

（下士官、兵）　十二年

2. 加算年とは、公務員の勤務する職種および勤務地域の悪条件を補うために、実際の勤務一ケ月に対し、最高三ケ月迄の架空の期間を加えるものである。なお、現在は職務加算は廃止されている。

(注)(二)

恩給審議会委員名簿（五十音順・敬称略）

氏名	現職
新居善太郎	財団法人　母子愛育会理事長
江幡清	朝日新聞東京本社論説委員
小林与三次	読売新聞副社長
近藤文二	関西学院大学教授
佐々木大	日経連理事調査部長兼社会保障部長
高木三郎	恩給審査会会長
田中慎一郎	十条製紙専務取締役
鍋島康麿	東京都済生会中央病院副院長　恩給審査会委員

氏名　現職

村上　一　名古屋精糖副社長
山田雄三　社会保障研究所長

(注)(三)　傷病恩給症状等差の調査委嘱者氏名

1. 医学専門家
相沢豊三（内科）　慶応義塾大学病院長、恩給審査会委員
井上義弘（内科）　援護審査会委員
植村操（眼科）　国立東京第二病院長
沖中重雄（内科）　国家公務員共済組合連合会虎の門病院長
懸田克躬（精神科）　順天堂大学医学部長
木本誠二（外科）　東京大学教授
砂原茂一（呼吸器科）　国立療養所東京病院長
鍋島康麿（内科）　東京都済生会中央病院副院長、恩給審査会委員
堀口申作（耳鼻科）　東京医科歯科大学教授
岩原寅猪（整形外科）　国立村山療養所長

2. 一般学識経験者
慶徳庄意　公立学校共済組合常任理事
八巻淳之輔　元総理府恩給局長

昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭四一、七　法第一二二号）

第一、審査経過

衆議院……委員会（大蔵）、本会議とも全会一致で修正議決。

修正内容……廃疾年金について、実在職期間が所要最短年限に満たない場合でも最低保障額（六万円）の規定を適用する。

附帯決議……自民、社会、民社共同提案、全会一致。

一、今回設けられた調整規定の運用については、その実効ある措置が国家公務員共済組合、公共企業体職員等共済組合を通じ統一的に講ぜられるよう適切な配慮をすること。

二、短期給付については、医療費の増加に対処し、組合財政の健全化及び組合員の負担が過重にならぬよう速やかに国庫負担制度についても検討すること。

三、国家公務員共済組合連合会の運営については、加入組合員の意向が評議員会に充分反映できる方途につき検討の上その実現を図ること。

四、本年十月末日期限の到来する男子の退職一時金と通算年金の選択制については、通算年金制度創設の趣旨を勘案しつつ、実情を考慮して検討すること。

参議院……委員会、本会議とも全会一致で衆議院送付案どおり可決。

主要質疑……国家公務員共済組合連合会の民主的運営、共済組合制度と恩給制度との不均衡、年金のスライド制と調整規定の運用、共済組合財政の問題等。

討論……委員会　北村委員（社）　賛成　附帯決議案提出。
附帯決議……自民、社会、公明、民社共同提案、全会一致。
政府は、次の事項につきすみやかに検討の上善処すべきである。
一、今回設けられた調整規定の運用については、その実効ある措置が国家公務員共済組合及び公共企業体職員等共済組合を通じて統一的に講ぜられるよう適切な配慮をすること。
二、通算及び加算の措置については、恩給制度と共済組合制度との間にある不均衡を是正するよう総合調整を図ること。
三、短期給付については、医療費の増加に伴い組合員の負担が過重にならぬよう国庫負担制度について配慮すること。
四、国家公務員共済組合連合会の運営の適正を図るため、現行評議員会を抜本的に改め、職員団体の代表者を含めた機関とするようすみやかに適切な措置を講ずること。
五、本年十月末日期限の到来する男子の退職一時金と通算年金の選択制については、通算年金制度創設の趣旨を勘案しつつ、その実情を考慮して期限の延長を図ること。

第二、本法律の要旨

今国会に別途提出されて成立した「恩給法等の一部を改正する法律」に準じ、「昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律」、「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」、「旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法」、および「国家公務員共済組合法」等の一部を改正して、昨昭和四十年に改

正した旧令による共済組合等からの年金増額改定の際の年令制限の解除、長期在職者に対する年金額の最低保障、戦時中に日本赤十字社救護員として在職した期間の年金資格期間としての通算、旧軍人の加算年の文官期間への通算、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた年金額についての不均衡是正等を行なうほか、最近各方面から要望され、また注目されていた各種共済年金の額についての調整規定を設けることとする。

第三、本法律の内容

一、昭和四十年度の旧令による共済組合等からの年金増額改定の際の年令制限の解除

昨年の第四十八回国会で成立した「昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律」により年金額を増額改定（いわゆる二万円ベースの二割増に引き上げた額）した際に、その増加分の全部または一部の支給を一定期間停止する措置が講ぜられたが、この制限を今回の恩給法の改正に準じて、六十五才以上の者および六十五才未満の妻、子については昭和四十一年十月分、その他の者については昭和四十二年一月分以降撤廃することとした。

（参　考）

年令制限の新旧比較

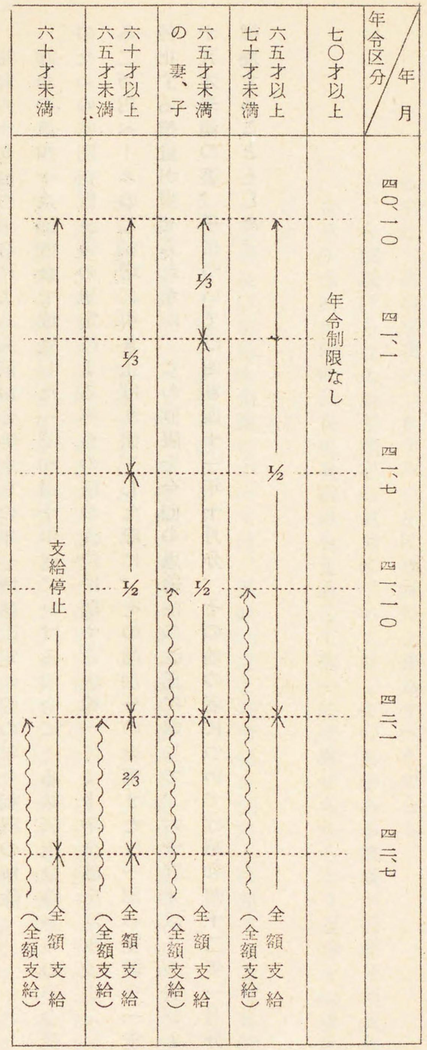

（注）

1. ½等は増加分の支給割合
2. ～～線は今回の改正措置

二、長期在職者に対する年金額の最低保障

（昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律の一部改正による。）

恩給法の改正に準じて、旧令による共済組合等からの年金の基礎となっている実在職した組合員期間の年数が、退職年金についての所要最短年限以上である年金受給者のうち、退職年金あるいは廃疾年金の額が六万円に満たない者、または遺族年金の額が三万円に満たない者に対しては、昭和四十一年十月分より、それぞれ六万円または三万円を支給する。ただし、実在職した期間が所要最短年限に満たない場合は廃疾年金を除き（衆修正）従来通りとする。

なお、旧令による共済組合等からの退職年金については、従来は最低保障額の規定がなかったが、現行の国家公務員共済組合法においては最低保障額を八万四千円（従来の三五、五二〇円を昭四〇、五、一より現行に引き上げた）と規定している。

（注）

廃疾年金についての最低保障額の修正は、今国会で成立した地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律、農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律及び私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律についても同様に行なわれている。

三、日本赤十字社救護員としての在職期間の通算

（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正による。）

戦時中に日本赤十字社救護員として旧陸海軍の病院等に派遣され、事変地または戦地において戦時衛生勤務に服した期間については、恩給法の改正に準じて、昭和四十一年十月分から、恩給公務員に相当する者（看護婦長以上の者）は恩給公務員期間として通算し、雇傭人に相当する者（一般看護婦等）は年金受給権の資格期間として通算する。この措置は従来の外国政府職員等の通算措置（満一日ケース）に準ずるものである。

なお、すでに退職している者で、年金額の計算の基礎となる俸給月額が、いわゆる二万四千円ベースに達していない者に対しては、すべて二万四千円ベースに改定する。

四、旧軍人の加算年の通算

（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正による。）

従来、旧軍人の戦務加算年は通算されないこととされていたが、今回の恩給法の改正により、旧軍人の戦務加算年を文官にも通算することとなったため、本法においても、昭和四十二年一月分から、この加算年を年金受給資格期間として通算する。

なお、すでに退職している者に対しては、前述の措置と同様に二万四千円ベースに改定する。

五、妻、子または孫に給する特例遺族年金の改善

（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正による。）

従来、特例により遺族年金を受ける者の年金額は、実在職年数が所要最短年限に満たない場合は、その不足する年数に応じて減額措置を行なってきた（現行の最低保障額は六万七千二百円）が、今回の恩給法の改正に準じて、特例遺族年金の受給者が妻、子または孫である場合には、昭和四十一年十月分より、従来の減額措置を行なわず、実在職年数が所要最短年限である場合の遺族年金の額と同額の年金に改定する。

六、退職年金の額の最高限の規定に基づく「掛け金の掛け捨て」の是正（共済独自の改正）

（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正による。）

新法では、退職年金の最高支給額は、新法の俸給年額（最高十一万円）の百分の七〇と規定されているため、従来、更新組合員で恩給公務員期間が長期で比較的高給者である場合には、既得権（恩給）

分だけですでに新法の最高支給額をこえることがあり、共済組合員期間に対応する部分が加算されないので、共済年金の「掛け金の掛け捨て」という状態にあった。今回はこれを是正するため、この掛け金分に見合う程度の額を加算する。なお、加算額については政令で定めることとし、昭和四十一年十月一日以降に給付事由の生じた者に対して適用し、それ以前の者には遡及しない。

七、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた旧令による共済組合等からの年金受給者で、実在職年数が所要最短年限以上である者の年金額については、その後に給付事由の生じた年金受給者との間のいわゆる不均衡を是正するため、恩給法の改正に準じて、昭和四十一年十月分より、所要の増額改定を行なう。

なお、改定額については恩給法の改正に準じて政令で定め、増額改定に要する費用は国庫が負担する。

八、年金額の調整規定

「国家公務員共済組合法」、「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」および「旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法」の一部改正により、それぞれ、年金額については、国民の生活水準、国家公務員の給与、物価その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情を総合勘案して、すみやかに改定の措置を講ずるものとする旨の規定を設ける。

また、本法律の附則において「私立学校教職員共済組合法」および「農林漁業団体職員共済組合法」の一部を改正し、その年金額について、国民の生活水準、その他の諸事情に著しい変動が生じた場合

には、変動後の諸事情に応ずるため、すみやかに改定の措置が講ぜられなければならない旨の規定を設ける。

なお、公務員関係共済組合の調整規定の条文は、今回の恩給法の改正による調整規定と同文であり、また、私学共済および農林漁業団体共済の調整規定の条文は厚生年金の調整規定と同文で、それぞれその表現に多少の差異はあるが、何れも、将来の国民生活水準の向上や諸物価の上昇等に見合う年金額のスライド制を目指すものであり、最近の国会においても、すでに第四十三回国会（昭三八、六）および第四十八回国会（昭四〇、五）における衆（大蔵）、参（内閣）両委員会の附帯決議として要望されていたものである。

第四、本法施行に伴う対象人員および経費

1. 年令制限解除に伴うもの

旧令分　二四、九五七（人）　四九、〇九七（千円）……四十一年度予算に計上
旧法分　八、九三五　〃　一四、四八三　〃　四十二年度以降に予算措置
新法分　八、六七〇　〃　二六、〇一九　〃

2. 長期在職者の最低額保障に伴うもの

旧令分　二、〇五三（人）　三、三八五（千円）　四十一年度予算に計上
旧法分　五、五六六　〃　六、八三三　〃　四十二年度以降に予算措置
新法分　三、六三〇　〃　一三、八二三　〃

3. 旧軍人加算年の通算に伴うもの

約四〇〇（人）　五、四三九（千円）　四十二年度以降に予算措置

4. 日赤救護員期間の通算に伴うもの（日赤推定）

国家公務員関係　約五〇〇（人）
公企体職員関係　地方公務員関係　約二九〇　〃　所要経費は不明

5. 昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた年金の是正に関するもの

対象人員および所要経費とも不明

6. 廃疾年金の最低保障額に関する修正に伴う対象人員と所要経費

一、一六四人　五五二万円（四十一年度）、一、三二五万円（平年度）

第五、本法律の施行期日

この法律は、昭和四十一年十月一日から施行する。ただし、旧軍人の加算年の通算措置およびこの措置に伴い、すでに一時金を受給した者に対する減額措置については昭和四十二年一月一日から施行する。

（参考）

1. 国家公務員共済組合審議会の答申

（昭　四一、二、八）

昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案要綱について

今回諮問のあった標題のことについては、本審議会は、審議の結果、今次恩給法の改正に伴う措置はやむを得ないものと認め、左の意見を付し、これを了承する。

記

一、恩給法の独走的改正については、しばしば意見を述べておいたところであるが、ほとんど顧みられないことは遺憾であ

る。現在においては、恩給公務員の期間は通算の上、共済年金として支給される建前であるから、その改正に当っては、単に退職者のみならず、引きつづき公務員として在職する者との関係も考慮の上検討の要がある。両者の間には緊密な連絡がなければならない。

二、年金から既給付の一時金を差引く結果、最低保障額を下廻ることとなる場合は、最低保障額を設けた主旨が失われるから、その調整につき検討を加えることが望ましい。

三、軍人恩給との通算関係については、戦地加算の改正とにらみ合せて合理的解決をはかるべきである。

四、今回の年金額調整規定は、恩給法をそのままとり入れたものであるが、引きつづき共済年金独自のスライド方式の確立をはかるとともに、その他の不備事項についても改善を急ぐべきである。

2. 総理府社会保障制度審議会の答申

昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案について（答申）

（昭　四一、二、一四）

昭和四十一年二月九日蔵計第一六六号で諮問のあった標記については、恩給法の改正に伴うやむを得ないものとして了承するが、現在においては、恩給公務員としての在職期間は通算のうえ共済年金として支給される建前であるから、両者の間に緊密な連絡は不可欠であり、恩給の独走的改正は強く戒められるべく、このような姿勢は社会保障の統一的目標を損なうことをおそれるものである。なお、この件については、国家公務員共済組合審議会の答申に付記された意見を十分考慮すべきである。

昭和四十年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

（昭四一、七　法第一二四号）

第一、審査経過

衆議院……委員会（大蔵）、本会議とも全会一致で修正議決。

修正内容……廃疾年金について、実在職期間が所要最短年限に満たない場合でも最低保障額（六万円）の規定を適用する。

附帯決議……自民、社会、民社共同提案、全会一致。

（前掲の旧令等共済組合関係法律に対するものと同じ）

参議院……委員会、本会議とも全会一致で衆議院送付案どおり可決。

主要質疑……（共済関係二法は一括議題）各公企体共済組合の財源率計算、収支計画に関する問題等。

討論……委員会　北村委員（社）　賛成　附帯決議案提出（共済関係二法案は一括議題）。

附帯決議……自民、社会、公明、民社共同提案、全会一致。

（前掲の旧令等共済組合関係法律に対するものと同じ）

第二、本法律の改正要点

今国会に別途提出されて成立した「恩給法等の一部を改正する法律」に準じ、これまた別途提出されて成立した「昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律」と同様に、「昭和四十年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律」および、「公共企業体職員等共済組合法」の一部を改正して、左記の措置を講じたものである。

一、昭和四十年に改正実施した公共企業体職員等共済組合が支給する年金の増額改定の際の年令区分による支給制限を緩和する。

二、長期在職者に対する年金額について最低保障額を設ける。
三、共済年金の額について調整規定を設ける。
四、戦時中に日本赤十字社救護員として在職した期間を年金受給資格期間として算入する。
五、旧軍人の加算年を年金受給資格期間として算入する。
六、妻、子に支給する特例遺族年金の額を改善する。
七、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた年金の額についての不均衡を是正する。

第三、本法律の改正内容

一、昭和四十年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部改正。

㈠ 年令制限の緩和

昨年の第四十八回国会で成立した「昭和四十年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律」により年金額を増額改定（いわゆる二万円ベースの二割アップ）した際に、年金受給者の年令により、その増加額の全部または一部の支給を一定期間停止する措置が講ぜられたが、この措置を、今回の恩給法の改正に準じて、六十五才以上の者および六十五才未満の妻、子については、昭和四十一年十月分（三ヶ月短縮）、その他の者については昭和四十二年一月分（六ヶ月短縮）以降撤廃する。

1. 対象人員および経費　（単位百万円）

公社別	人員		四一年度	四二年度	合計
専売	三、六九四（人）		一一	三	一四
国鉄	八五、九八二		五二二	四一九	九四一
電電	七、五二二		二二	七	二九
合計	九七、一九八		五五五	四二九	九八四

2. 年令制限新旧比較

旧令等共済組合関係法律と同じ（一五二頁参照）

㈡ 長期在職者に対する年金額の最低保障

恩給法の改正に準じ、共済年金の基礎となっている実在職した組合員期間の年数が退職年金についての所要最短年限以上の者で、旧国家公務員共済組合法の規定による退職年金または廃疾年金の年額が六万円（遺族年金については三万円）未満の者については、昭和四十一年十月分より、その年額を六万円（遺族年金については三万円）とする。

但し、廃疾年金については、実在職期間が所要最短年限に満たない場合でも最低保障額の規定を適用する（衆議院修正による）。

1. 対象人員および経費　（単位百万円）

（但し、廃疾年金に関する衆議院修正分を除く）

公社別	人員		四一年度	平年度
専売	九三（人）		〇、三	〇、六
国鉄	五、二五二		一六	三二
電電	一八		〇、〇五	〇、一
合計	五、三六三		一六、三五	三二、七

2. 廃疾年金の最低保障額に関する衆議院修正に伴う対象人員および経費

公社別	人員（人）	四一年度（万円）	平年度（万円）
専売	一二	九	一八
国鉄	八二六	七二五	一、四五〇
電電	六二	三六	七二
合計	九〇〇	七七〇	一、五四〇

二、公共企業体職員等共済組合法の一部改正

㈠ 年金額の調整規定

恩給法の改正に準じ、他の各種共済組合法と同様に、年金額については、国民の生活水準、公共企業体職員の給与、物価その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情を総合勘案して、すみやかに改定の措置を講ずるものとする旨の規定を設ける。

この趣旨の規定は、すでに厚生年金保険法や国民年金法において設けられており、最近の国会においても、第四十三回国会（昭三八、六）および第四十八回国会（昭四〇、五）における衆（大蔵）参（内閣）両委員会の附帯決議として要望されていたものであるが、今回の措置は、必ずしも自動的なスライド制を意味するものではなく、いわゆる「精神規定」にとどまるものと解せられる。

㈡ 旧日赤救護員期間の算入

戦時中に日本赤十字社救護員として旧陸海軍の病院等に派遣され、事変地または戦地において戦時衛生勤務に服した期間については、恩給法の改正に準じて、昭和四十一年十月分より、恩給公務

員に相当する者（医師、薬剤士、看護婦長等）の期間は、年金の所要最短年限に達するまでの期間を算入し、また、雇傭人に相当する者（一般看護婦等）の期間は、年金受給権の資格期間として算入する。

この措置は、すでに行なわれてきた外国政府職員等の在職期間の通算措置（満一日ケース）に準ずるものである。

○ 対象人員

1. 退職者の中には該当者なし。
2. 在職者の中で経歴（日赤看護婦）のある者二三人。

㈢ 旧軍人加算年の算入

従来、旧軍人の加算年は通算されないこととされていたが、今回の恩給法の改正により、これを文官にも通算することとなったため、本法においても、昭和四十二年一月分より、この加算年を年金受給権の資格期間として算入する。

○ 対象人員および経費

	専売	国鉄	電電	合計
一（人）	〇、三（百万円）	一九	二三	四三
五、四	八、三	一四、〇		

（注） 本改正による年金は、すでに支給済みの退職一時金相当額を控除するので、その給付が現実に行なわれる

のは約三年後からと見込まれている。

(四) 妻、子に給する特例遺族年金の改善

従来、特例遺族年金の額は、その算定の基礎となる実在職年数が所要最短年限に満たない場合は、その不足する年数に応じて減額されてきたが、今回の恩給法の改正に準じて、その受給者が妻、子または孫である場合には、昭和四十一年十月分より、従来の減額措置を行なわず、実在職年数が所要最短年限である場合の遺族年金と同額の年金に改定する。

三、本法律附則による改正

昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた年金の額の不均衡是正

昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた旧法による年金の受給者で、実在職年数が所要最短年限以上である者の年金額については、その後に給付事由の生じた年金受給者の年金額との間にある不均衡を是正するため、今回の恩給法の改正に準じて、昭和四十一年十月分より、所要の増額改定を行なう。

なお、改定額は恩給法の改正に準じて別に政令で定めるが、平均四号俸アップの見込みである。

○ 対象人員および経費

（単位百万円）

公社別	人員	四一年度	平年度
専売	一、一二一（人）	六	一一
国鉄	八四、四四四	三八〇	七六〇
電電	一、八四七	一一	二二
合計	八七、四一二	三九七	七九三

第四、本法律の施行期日

この法律は、昭和四十一年十月一日から施行する。ただし、旧軍人の加算年の算入措置、およびこの措置に伴う経過措置（すでに一時金を受給した者に対する減額等）については昭和四十二年一月一日から施行する。

第五、本法律の施行に伴う経費

一、年令制限の緩和に伴うもの

昭和四十一年度　五億五、五〇〇万円

昭和四十二年度　四億二、九〇〇万円

二、その他改正措置に伴うもの

昭和四十一年度　四億二、一〇五万円

平年度　八億五、五一〇万円

〔不成立の法律案〕

国家公務員共済組合法及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案（衆法）

第一、審査経過

衆議院……委員会（大蔵）は提案理由の説明聴取、質疑を行なったが継続審査。

参議院……委員会は提案理由の説明聴取のみ。

第二、本法律案の趣旨及び内容

最近における社会保障制度の状況にかんがみ、国家公務員及び公共企業体職員等の共済組合の制度の充実を図るため、当該共済組合の短期給付に要する費用につき、新たに社会保障の立場から、国庫は二割相当分を負担することとするものである。

すなわち、国家公務員共済組合については、国庫としての国二割、使用主としての国五割、組合員三割の負担、公共企業体職員等共済組合については、国庫としての国二割、公共企業体五割、組合員三割の負担とすることである。

第三、本法施行に要する経費

本法施行に要する経費としては、平年度約百億円の見込みである。

〔附　(1)〕恩給関係予算

a、旧軍人恩給給付別受給者総数及び恩給額（昭和四十一年度分）

種類	受給者数	給付金額	一人当り平均額
普通恩給	一、一五三、七五五（人）	二三、五九四、一一六、〇〇〇（円）	二〇、四四九（円）
増加恩給	六二、六三三	一一、三三七、八四三、〇〇〇	一八一、〇二〇
傷病年金	七〇、二一二	三、九八二、五三四、〇〇〇	五六、七二一
特例扶助料	二五、九八四	一、六〇三、三七七、〇〇〇	六一、七〇六
公務扶助料	一、一六三、一六一	一〇八、二五二、九八九、〇〇〇	九三、〇六七
普通扶助料	一五〇、四三五	四、一〇五、五〇四、〇〇〇	二七、二九〇
恩給年金計	二六二、一八〇	一五、二八七、三六三、〇〇〇	五八、二一二
傷病賜金	一三二	九五七、〇〇〇	七二五二
一時恩給	一八四	八五三、〇〇〇	四六、八七九
一時扶助料			
一時金計	三一六	九四八、〇〇〇	三〇〇、八二
合計	二六二、四九六	一五二、八五八、〇〇〇	五八二〇九

b、文官恩給給付別受給者総数及び恩給額（昭和四十一年度分）

種類	受給者数	給付金額	一人当り平均額
普通恩給	一一八四四五（人）	一四、二五〇、一〇二、〇〇〇（円）	一二〇、三〇九（円）
増加恩給	一〇三三	二五、一四六、九〇〇〇	二四三、四三五
傷病年金	一七七	九、九一六、〇〇〇	五六、〇二二
普通扶助料	八四〇六二	五、二一〇、七五五、〇〇〇	六一、九八七
公務扶助料	一三二四六	一、四一七、五六七、〇〇〇	一〇七、〇一八
執行官恩給	八六	四、二四八、〇〇〇	四九、三九五
外国人恩給	一八	三一二、九〇〇〇	一七、三八三
合計	二一七〇四九	二一、一四七、二六〇、〇〇〇	九七、四三〇

（a、bとも昭和四十一年度総理府所管一般会計才出予算各目明細書による。）

（注）

① 恩給総額に対する旧軍人等恩給費　約八八%
② 〃　文官　〃　一二%
③ 一般会計に対する恩給費　四%

〔附(2)〕 恩給に関し要望されている事項

第一、恩給年額の増額

一、恩給年額を増額されたい。

二、普通恩給又は扶助料の年額の退職時による年次別格差を調整されたい。

第二、旧軍人加算

加算年を恩給年額の計算の基礎在職年に算入されたい。

第三、恩給の基礎俸給

一、旧軍人の仮定俸給を終戦前に同額であった旧文官のものと同等に格付けされたい。

二、旧海軍特務士官の仮定俸給については、一般士官の仮定俸給より高く格付けされたい。

三、外国政府もしくは外国特殊法人等の職員となるため恩給公務員を退職し、その後恩給公務員とならなかった者又は琉球政府職員の当該職員期間に応ずる俸給の割増率四・五%を増率されたい。

四、琉球政府職員たる特定郵便局長の普通恩給の計算の基礎となる仮定俸給を、内地の特定郵便局長程度に引き上げられたい。

五、増加恩給に併給される普通恩給の年額計算の基礎となる仮定俸給は、一般のものより高額な仮定俸給とされたい。

第四、傷病恩給

一、傷病恩給の年額は、終戦前の戦闘公務の第一項症の額を基礎として算定されたい。

二、いわゆる介護手当の額を増額するとともに、第三項症以下の増加恩給についてもこの手当を支給さ

れたい。

三、普通恩給と併給されている傷病年金の減額制度を廃止されたい。

四、職務関連により傷病を受けた者にも特例傷病恩給を給されたい。

五、傷病恩給の扶養家族加給額を増額するとともに、その者の支給条件を緩和されたい。

六、増加恩給受給者が公務外の事由で死亡した場合、その者の遺族に公務扶助料と同額のものを支給されたい。

七、公務による傷病の程度が目症程度の者にも年金を給されたい。

八、傷病年金受給者が死亡した場合、その者の遺族に扶助料を給されたい。

九、有期の傷病恩給制度を廃止されたい。

第五、恩給公務員以外の在職期間の通算

一、旧北支新民会の職員期間を通算されたい。

二、一般在外国策会社の職員期間を通算されたい。

三、外国政府又は外国特殊法人の職員となる前に恩給公務員として在職していなかった者が終戦後恩給公務員となり、当該職員期間を通算する場合、普通恩給最短年限に達するまでという条件を撤廃されたい。

四、外国政府又は外国特殊法人等の職員から引き続き抑留された者の抑留期間を通算されたい。

五、外国政府又は外国特殊法人等の職員期間を通算する場合、これらの職員となるため公務員を退職し、かつ、終戦時まで在職したものに限るという条件を撤廃されたい。

六、普通恩給権を得て外国政府又は外国特殊法人等の職員となった者についても、これらの職員としての在職期間を通算されたい。

七、旧日本医療団の職員期間又はいわゆる戦犯拘禁期間を通算する場合、普通恩給最短年限に達するまでという条件を撤廃されたい。

第六、その他

一、実在職年三年以上七年未満の旧軍人に一時恩給を給されたい。

二、支那事変当時職務関連により負傷し病して死亡した者の遺族にも特例扶助料を支給されたい。

三、外国政府又は外国特殊法人等の職員として公務死した者の遺族に公務扶助料を給されたい。

四、終戦後朝鮮、台湾等の旧外地から沖縄に引き揚げ、琉球政府職員となった者についても、元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置法を適用し恩給を給されたい。

五、准士官を退職の際の在職年が、十二年以上十三年未満のものについては、普通恩給を給されたい。

（恩給局提出資料による。）

四、防衛関係

防衛関係法案の審査概要

本国会、内閣委員会に付託された防衛関係の法律案は四件（内閣提出三件、衆議院議員提出一件）であり、そのうち成立したものは、防衛施設周辺の整備等に関する法律案（閣法）一件、衆議院において継続審査となつたものは、連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の一部を改正する法律案（衆法）一件、本委員会において審査未了となつたものは、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案の閣法第一五号及び閣法第三七号の二件である。

審査未了となつた防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案二件のうち、閣法第一五号は、昭和四十年度の業務計画にもとづく防衛庁の定員増等を内容とするもので、第四十八回国会以来未成立（第四十八、四十九回国会、衆院継続、第五十回国会、衆院審査未了）であつたため、政府は四十年度内成立を期して、昭和四十年十二月二十一日再度国会に提出したものであり、閣法第三七号は昭和四十一年度の業務計画にもとづく防衛庁定員の増を内容とするもので、昭和四十一年二月五日国会に提出された。

衆院内閣委員会においては、閣法第一五号に対しても四十年度中実質審査が行なわれず、結局、閣法第一五号、第三七号を一括して五月三十日より実質審査がはじめられ、前後五回の審査ののち、六月二十四日の委員会で質疑打切りの動議可決の上、両案とも多数をもつて可決、六月二十五日の本会議で同様多数をもつて可決された。

参議院内閣委員会においては、両案とも提案理由の説明を聴取したのみで、審査未了となつた。

〔成立した法律〕

防衛施設周辺の整備等に関する法律（昭四一・七法律第一三五号）

第一、審査経過

衆議院……委員会、本会議とも多数で可決。

本会議における趣旨説明及び質疑……米内山委員（社）

討論……委員会　大出委員（社）　反対

本会議　大出委員（社）　反対

附帯決議……自民、社会、民社共同提案、全会一致

政府は、本法の施行に当つては、次の事項につき善処すべきである。

一、第四条の規定の運用については、防衛施設周辺地域の住民の生活の実情及び市町村財政の現状にかんがみ、補助対象となる市町村の認定、補助の対象とする施設の選定、補助率等につき特に配慮すること。

二、防衛施設周辺地域を管轄する都道府県についても、第四条の規定に準じ、行政措置を講ずるよう配慮すること。

参議院……委員会、本会議とも多数で可決。

本会議における趣旨説明及び質疑……伊藤委員（社）、佐藤総理に対し、①基地問題に対する政府の基本的方針並びに現在の米軍基地の返還について米国政府と政治交渉をする意思はあるか。②太田大泉米軍飛行場返還問題に対し、総理は如何なる責任を感ずるか。③本法案は基地周辺の民生安定を計るものでなく民心の安定をはかる宣撫工作ではないか。④本法案は「政令」と「予算の範囲内で」という二重の枠をはめた立法権軽視の独善的なものではないか。⑤本法案は安保改定期にそなえての基地の固定化、永続化をねらつたものではないか。松野防衛庁長官に対し、①基地周辺整備の計画、投入経費。②本法の対象となる施設の件数、経費。③本法案では個人の被害対策を無視していないか。永山自治大臣に対し、基地周辺市町村の財政整備について。鈴木厚生大臣に対し、一般公害に対する補償、対策。

主要質疑……提案の経緯（赤沢試案との対比）、基地問題閣僚協議会における問題点、政令委任事項の多い点、基地交付金との関係、本法案と基地周辺対策予算、基地についての将来の見通し、本法案にいう「防衛施設」、「特損法」との関係、公害基本法制定との関係、本法案にいう「障害」ドル資産民生安定施設の助成とくに市町村を通じての間接補助、その他逐条的質疑、政令案に対する質疑。

附帯決議……自民、社会、公明、民社共同提案、全会一致。

防衛施設周辺の整備に関する基本法として、本法の実効ある運用を期するため、政府は、その施行に当つては次の事項につき善処すべきである。

一、第三条第二項の運用については、防衛施設周辺の騒音被害の実情にかんがみ、対象施設の範囲、補助率等について特に配慮すること。

二、第四条に規定する「防衛施設」については、本条の趣旨にかんがみ、これを限定することなく、弾力的に運用するよう配慮するとともに、「防衛施設の運用」について

ては、防衛施設の維持管理をも含めて運用するよう配慮すること。

三、第四条の規定の運用については、防衛施設周辺地域の住民の生活の実情にかんがみ、対象施設の範囲、補助率等について特に配慮すること。

四、第四条に規定する民生安定施設の助成については、将来その経費の増額について特に積極的に配慮すること。

五、第四条の規定により市町村の行なう間接補助については、事業主体の意思を尊重し、市町村が適切な配慮をするよう指導すること。

六、防衛施設周辺地域を管轄する都道府県についても、第四条の規定に準じ、行政措置を講ずるよう配慮すること。

第二、本法律案提出の理由並びに経緯

一、提出の理由

現在、米駐留軍への提供施設及び区域（米軍基地）は件数にして一四七件、土地一億〇八九九万坪、建物一四一万坪であり、自衛隊の施設（自衛隊基地）は口座数にして一四三四件、土地二億〇四二一万坪、建物一八三万坪であるが、これらの防衛施設に対し、その周辺対策として、「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律」（いわゆる特損法）（昭和二八、法律第二四六号）に基づいて、米駐留軍の行為によつて生ずる特定の事業（農業、林業、漁業）等の経営上の損失について所要の補償措置を講ずるほか、米駐留軍および自衛隊の行為に起因する各種の障害については、予算措置によりこれらの防止策、すなわち、騒音防止対策事業、防災工事、周辺道路等整備事業、安全措置事業等を実施して来た。そしてこれらの対策は昭和三十七年十一月の防衛施

設庁設置以来漸次強化され、その予算額も昭和三十七年度の六八億円より年々増加して、昭和四十一年度には一四五億円に達した（第一表参照）のである。

しかしながら、この防衛施設周辺対策の実施は国民生活にとつて密接な関係を有するものであり、また、関係都道府県市町村等の強い要請もあるので、その対策の基本を法律で定め、防衛施設周辺の整備等を積極的に実施するため、本法律案が提出された。

二、提出に至るまでの経緯

本法律案提出に至るまでの経過についてその関連事項を例挙すれば、次のとおりである。

(一) 基地問題等閣僚懇談会の設置

政府は基地行政には各省庁の所管分野にまたがる面が多い点より、総合的統一的な対策を樹立する必要をみとめ、昭和三十六年五月三十日、閣議決定で米駐留軍への提供施設・区域及び自衛隊の使用する飛行場演習場等に関する重要問題を協議することを目的として、内閣に「基地問題等閣僚懇談会」を設置した。

この閣僚懇談会においては、その後、東富士、北富士演習場問題、上瀬谷通信施設周辺電波障害問題、飛行場等周辺対策問題、板付飛行場問題、テレビ、ラジオ受信障害対策問題、太田大泉飛行場、水戸対地射爆撃場返還問題、基地対策一般措置問題等が討議され、それにもとづいて各種の行政措置に対する閣議決定が行なわれて来た。

(二) 自民党の「基地に関する特別措置法案」

昭和三十七年九月、自民党は同党基地対策特別委員会（委員長赤沢正道）を中心に基地周辺地域の民生安定を図るため「基地対策基本法」ともいうべき、「基地に関する特別措置法案」（赤沢試

案）を作成した。出来れば政府提出の形で国会に提出すべきだとの意向がつよく、政府側と調整を行なうこととなつた。この赤沢試案は基地周辺対策地域の指定、基地周辺対策計画の決定、基地周辺対策審議会の設置等を主なる内容とするものであつた。

また、この法案とは別に、神奈川県を中心とした渉外関係主要都道府県知事連絡協議会も昭和三十七年九月「基地周辺民生安定法案要綱」をまとめ政府に要請した。

(三) 基地問題等閣僚懇談会の決定

昭和三十七年十二月十四日、政府は基地問題等閣僚懇談会において、自民党の「基地に関する特別措置法案」の取扱いについて協議したが、「現在まで、基地に関する重要問題について相当の金をかけて行政措置で解決し、前向きの姿勢で進んできた。今後も必要ならば金をかけて基地問題を解決して行くからこのような法案はとくに必要としないので、政府としては国会に法案を提出しない」と決定した。

その後も基地問題の解決には行政措置をもつて行なう方針をとりつづけて来た。

(四) 「基地問題の処理促進に関する特別幹事会」の設置

昭和四十年三月八日、政府は基地問題の個別的処理の迅速化を図るため、基地問題閣僚協議会幹事会に「基地問題の処理促進に関する特別幹事会（関係各省事務次官で構成）」を設置した。

(五) 「基地問題閣僚協議会特別幹事会」における基地に関する特別立法措置の取扱

昭和四十年九月、基地問題の処理促進に関する特別幹事会において、基地問題の個別的処理のほか、基地に関する特別立法措置についても審議し、次期国会までに結論を得るよう努力することが、基地問題閣僚協議会了解の形で決定された。

第三、本法律の内容の説明

一、本法律の目的

本法律は自衛隊等の行為又は防衛施設の運用によつて生ずる障害の防止等のため必要な措置を講ずるとともに、自衛隊の特定の行為によつて生ずる損失を補償することによつて関係住民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的としている。

なお本法律において「自衛隊等」とは自衛隊又は日米安保条約に基づき日本に駐留する米国軍隊をさし、「防衛施設」とは自衛隊の施設又は米駐留軍への提供施設並びに区域をさしている。

国連軍協定に基づいて日本にいる国連軍については現在、五〇名程度の連絡員のみで、国連軍に対する提供施設もなく、実体的には存在しないと同然であるので、本法における「自衛隊等」の定義からは除かれた。

二、本法律の内容

本法律は、従来から予算措置で行なわれて来た防音工事、防災工事、安全措置対策事業などを法制化したほか、新しく市町村が行なう周辺地域の民生安定施設の助成に関する規定を設けたこと、いわゆる「特損法」と同趣旨の規定を取り入れ、自衛隊の行為に基づく特定の損失に国の補償を認めたこ

その検討に当つては、①「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律」「国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律」（昭和三二年法律第一〇四号）等既存の法律との関係をどうするか、②一般公害に関する対策との均衡をどうするか、③基地及び基地周辺に対する国及び地方公共団体等の行なう公共投資との関係をどう考えるか等の諸点について結論を得るよう努めるものと決められた。

とが、その柱であるが、その他地方公共団体への資金の融通、関係行政機関の協力、などが規定された。

国有提供施設等所在市町村助成交付金（いわゆる基地交付金）の交付事務を防衛庁に移管することが立案段階で検討されたが自治省との調整がつかず、本法律の規定から外された。

なお、本法律では政令委任事項が非常に多いが、これは、本法律の性質上、障害、損失の態様が多種多様であり、その防止対策もそれぞれの態様に応じて多様である実情から止むを得ないとのことである。

その内容は次の如くである。

㈠ 障害防止工事（防災工事）の助成〈第三条第一項〉

自衛隊等の特定の行為(注1)により生ずる障害を防止し、又は軽減するため、特定の公共施設等(注2)について必要な工事を行なう地方公共団体その他の者(注3)に対し、政令で定めるところにより(注4)、予算の範囲内で、その費用の全部又は一部(注5)を国が補助するものとすること。

（注1）自衛隊等の特定の行為とは法文上では自衛隊等の機甲車両、その他重車両のひん繁な使用、射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施、その他政令で定める行為とされている。この政令で定める行為とは、艦船、舟艇のひん繁な使用、航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施、防衛施設を整備するための土地の甚しい形質の変更が考えられている。

（注2）特定の公共施設等とは法文上では①農業用施設・林業用施設又は漁業用施設、②道路、河川又は海岸、③防風施設、防砂施設その他の防災施設、④水道又は下水道、⑤その他政令で定める施設となつている。ここで列挙されているものは、従来予算措置で実施されて来た範囲内のものが今回法文上明記されたものである。①の農業用施設とは用水路、排水路、揚排水ポンプ、樋門、樋管、ため池、農道等であり、⑤のその他政令で定める施設としては鉄道が

考えられている。

（注3）その他の者とは別に制限的に考えておらず、法人、自然人すべてを含む、ただ特定の公共施設が列挙されている点からおのずから限定される。農業団体などがその典型的な例である。

（注4）政令で定めるところによりとは補助率が規定される。〈原則として全額補助〉。

（注5）全部又は一部とは、自衛隊等の行為が全面的な原因となつている場合は全部であるが、自衛隊等の行為と他の原因とが競合している場合及び当該工事により工事施工者を利するときは一部になる。

㈡ 障害防止工事（防音工事）の助成〈第三条第二項〉

自衛隊等の特定の行為(注1)により生ずる音響について、その著しいものを防止し、または軽減するため、学校病院等(注2)の防音工事を行なう地方公共団体その他の者に対し、政令で定めるところにより(注3)予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を国が補助するものとすること。

（注1）自衛隊等の特定の行為とは、法文上では自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施、その他政令で定める行為とされている。この政令で定める行為とは、射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施が考えられている。

（注2）学校、病院等とは、法文上では①学校教育法第一条に規定する学校（小学校、中学校、高等学校、大学、高専、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園）、②医療法第一条第一項に規定する病院、③前二号の施設に類する施設で政令で定めるものとされている。この③の政令で定める施設については、図書館、医療法に規定する診療所、伝染病予防法に規定する病院に併設の隔離病舎、児童福祉法に規定する保育所、老人福祉法に規定する特別養護老人ホームが考えられている。（（注）医療法第一条第一項の病院とは医師又は歯科医師が公衆又は特定多数人のため医薬又は歯科医業をなす場所であつて患者二〇人以上の収容施設を有するものをいう。）

（注3）政令で定めるとところによりとは、補助率を規定する。〈原則として全額補助〉

(三) 民生安定施設の助成（第四条）

防衛施設の運用により、その周辺地域(注1)の住民の生活又は事業活動が著しく阻害されていると認められる市町村が、その障害の緩和に資するため、生活環境施設(注2)又は事業経営の安定に寄与する施設(注3)の整備について必要な措置をとるときは、政令で定めるところにより(注4)予算の範囲内でその費用の一部を国が補助することができるものとすること。

この規定はいままでの予算措置の中になかつたもので、新しく加えられたものであり、四十一年度予算には、基地周辺整備助成として五億円計上されている。

(注1) 周辺地域とは、防衛施設から何キロ離れている部分をいうような固定的観念ではなく、防衛施設が所在する市町村も、隣接する市町村も含まれる包括的観念である。

(注2) 生活環境施設とは、例えば、道路、水道施設、消防施設、汚水排水施設、ゴミ処理施設、図書館、公民館、共同学習所、保育所等の社会教育施設、有線放送、電話施設等が考えられる。

(注3) 事業経営の安定に寄与する施設とは、農業、林業、漁業そのようなものの施設が考えられ、農業を例にとると、農地整備事業に基づくもの、土地改良事業に基づくもの、農地造成にかかるもの、水田経営の近代化に役立つもの、畑作経営、園芸近代化に役立つもの等が考えられる。

(注4) 政令で定めるところとは、生活環境施設又は事業経営の安定に寄与する施設の種類及び補助率を考えている。補助率は、各省でこの種のものに補助している補助率より少し高い率が検討されている。

(四) 特定飛行場周辺の移転の補償等（第五条）

自衛隊等の使用する飛行場で政令で定めるもの(注1)の周辺における住民のこうむる障害の軽減に資するため、国は防衛施設庁長官が指定する一定の区域(注2)に所在する建物等の移転又は除去により、通常生ずべき損失(注3)を補償し、及び当該区域に所在する土地を買い入れる(注4)ことができるものとすること。

この規定は従来、横田基地、厚木基地において予算措置で行なわれて来た点を法制化したものである。

(注1) 政令で定めるものとは、飛行場を具体的に指定するように考えられている。（自衛隊の航空機でジェット・エンジンを主動力とするものの用に供している飛行場。）また射撃場はこの五条では考えられていない。

(注2) 長官の指定する一定区域とは、ジェット飛行場の周辺で騒音とか危機感が非常に切迫して感ぜられる地域、具体的には、航空法第二条第七項に規定する進入表面、及び同条第九項に規定する転移表面のそれぞれの投影面と一致する区域内で千メートルとか何百メートルとか、決める区域を意味する。

(注3) 通常生ずべき損失とは、普通民法上用いられると同じくいわゆる原因に対して相当因果関係をもつ損失を考えている。

(注4) 土地を買い入れるについては、国が買い入れる場合の土地所有者からの申出は別に移転の場合のみに限らない。

(五) 資金の融通等（第六条）、国の普通財産の譲渡等（第七条）

(一)及び(二)の工事（防災防音工事）又は(三)の措置（民生安定）を行なう地方公共団体その他の者に対し、国は資金の融通、普通財産の譲渡等の援助に努めるものとすること。

第六条の規定は単なる精神規定でなく、融通については資金運用部のほか政府機関のすべての金融機関の資金、あつせんについては地方債等について防衛施設庁が中に立つて強力にすすめる。

第七条は会計法の特例を定めたものといえる。

(六) 関係行政機関の協力（第八条）

関係行政機関は、防衛施設の周辺における生活環境及び産業基盤の整備に努めるものとすること。

この第八条の規定は各省との調整の過程で意見の多かつたところであり、一応精神規定となつ

ている。

(七) 損失の補償（第三章〈第九条―第一四条〉）

自衛隊の特定の行為（注1）による特定の事業（注2）の経営上の損失について国が補償するものとすること。

この規定は「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律」（いわゆる「特損法」）「同法施行令」「同法施行規則」に規定されているところと同内容のものを、今度は自衛隊の行為による損失の補償に及ぼすため、「特損法」はそのままとして、条文を整理して（或いは施行令規定のものを法律段階に上げ、或いは同法規定のものを政令段階に下げ）自衛隊の行為について本法で規定したものである。

それ故「特損法」と補償の対象、考え方範囲は全く同じである。

（注1）特定の行為とは、法文上では、①航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施、機甲車両その他重車両のひん繁な使用又は艦船若しくは舟艇のひん繁な使用で政令で定める行為とされており、①②の政令は今後、実態を見て追加して行きたいとのことであり、③の政令は訓練弾、操縦標的機その他有体物の遺棄などが考えられている。

（注2）特定の事業とは、法文上では従来適法に営んでいる農業、林業、漁業その他政令で定める事業となつており、この政令では、船舶運航事業又は内航運送業で総トン数四〇トン未満の船舶で行なうものが考えられている。

第十一条以下の異議の申出等については「特損法」の場合と同じく行政不服審査法第四条第一項第五号並びに第二項により同法の適用はなく、本法の規定により救済されることになる。

なお、この第三章（損失の補償）の規定は「特損法」の規定と殆んど同内容であるので、「特損法」が、審議された際の参議院水産委員会の附帯決議を参考に掲げておく。

第十六回国会、参議院水産委員会附帯決議（昭和二八、七、二四）

政府は、本法（日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律）の施行に際して特に次の点に留意し措置すべきである。

一、損失補償の申請手続はできるだけ簡素化を図ること。

一、本法第一条第三項の補償の算定において「補償すべき損失は通常生ずべき損失」となつており、政府の見解によれば、その通常生ずべき損失とは平年の収入と対象行為の下における収入との差額の八〇%と算定しているが、かかる算定方法は了解しがたいところであつて、実損失に対して完全補償すること。

一、損失補償に当つては、各省間の緊密なる連絡の下にこれが損失の的確なる調査及び補償金の迅速なる交付を期し、いやしくも削減、繰延べのないよう留意すること。

(八) 所掌について（附則第二項）

防衛施設庁施設部の所掌事務に1から4まで及び6に関する事務（注）（すなわち、障害防止工事の助成、民生安定施設の助成、特定飛行場周辺の移転の補償、及び損失の補償）を加えるものとすること。

（注）関する事務と書かれているので第六条の資金のあつせんの事務等は、（第六条第七条の規定が第三条第四条の規定を受けて書かれている点より）特に明記されていないが当然防衛施設庁の所掌となる。

第四、本法律の施行期日

本法律は公布の日（昭四一、七、二六）から施行する。

第五、本法律施行に伴う経費

本法律施行に伴う経費として、昭和四十一年度一般会計予算に一一二億が計上されている。
（なお、本法律の各条と予算との関係は、三条一項三十億、三条二項六十億、四条十億（本年度予算措置五億、従来からの行政措置の分五億）、五条十五億である。）

基地対策関係費の推移

（単位百万円）

区分	昭和三十七年度	昭和三十八年度	昭和三十九年度	昭和四十年度	昭和四十一年度
自衛隊関係	一、九〇七	二、四七八	一、九〇四	二、四六六	二、六二三
駐留軍関係	四、八九六	六、三八〇	七、六一八	九、九八三	一一、三八一（三、二一〇）
自衛隊及び駐留軍共通					五〇〇
合計	六、八〇三	八、八五八	九、五二二	一二、四四九	一四、五〇四（三、二一〇）

注1. 四十年度までは最終成立予算
2. （ ）内は国庫債務負担行為の後年度負担額

〔不成立の法律案〕

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案（閣法第一五号）
防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案（閣法第三七号）

第一、審査経過（両案一括）

衆議院……両案とも委員会、本会議において多数で可決。
本会議における趣旨説明および質疑（閣法第三七号）……楢崎委員（社）
討論……本会議　田口委員（社）　反対
参議院……審査未了（委員会において両案とも提案理由説明を聴取したのみ）

第二、閣法第一五号の内容

一、防衛庁本庁の定員二七三、一二三人を二七四、六七六人に改め、一、五五三人増員する。その内訳は自衛官一、四九八人、非自衛官五五人である。従つて、自衛官の現定数二四六、〇九四人は二四七、五九二人となる。自衛官増一、四九八人の内訳は海上自衛隊五九八人、航空自衛隊九〇〇人であり、非自衛官五五人は海上自衛隊の要員である。（防衛庁設置法の一部改正）
二、予備自衛官の員数二四、〇〇〇人を二七、〇〇〇人に改め、三、〇〇〇人増員する。
三、航空自衛隊第七航空団司令部の所在地を現在の埼玉県入間郡武蔵町（入間基地）から茨城県東茨城郡小川町（百里基地）に改める。（以上自衛隊法の一部改正）

第三、閣法第三七号の内容

一、防衛庁本庁の定員二七四、六七六人を二七五、三〇五人に改め、六二九人増員する。その内訳は自

衛官の増六三〇人、非自衛官の減一人である。従つて自衛官の現定数二四七、五九二人は二四八、二二二人となる。自衛官増六三〇人の内訳は海上自衛隊三八〇人、航空自衛隊二五〇人である。非自衛官の減一人は外務省振替定員で、南ヴイエトナムへの防衛駐在官と予定されている。（防衛庁設置法の一部改正）

二、予備自衛官の員数二七、〇〇〇人の員数を三〇、〇〇〇人に改め、三、〇〇〇人増員する。（自衛隊法の一部改正）

連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の一部を改正する法律案（衆法）

第一、審査経過

衆議院……委員会は提案理由の説明を聴取したのみで継続審査。

参議院……委員会においては提案理由の説明も未聴取。

第二、本法律案提案の経緯

一、占領期間中における連合国占領軍等の行為により死亡し、負傷し、又は疾病にかかつた被害者に対しては、昭和二十一年五月閣議決定により見舞金の支給措置を講じ、また、昭和二十七年五月閣議了解により追給措置を講じた。しかし、更に政府は実態調査の結果、第三九国会に連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律案を提出し、これが衆院で増額修正、参院で給付金の額を更に検討するようとの趣旨の附帯決議が付せられて成立した。（昭和三六、一一、一一法第二一五号）

これにより療養給付金、休業給付金、障害給付金（一級から三級まで二三八、〇〇〇円、四級から七級まで一四七、〇〇〇円、八級から一〇級まで七一、〇〇〇円、一一級から一四級まで二四、〇〇〇円）、遺族給付金（二十万円）、葬祭給付金、打切給付金（二十四万円）が支給されることとなつた。この受給権の時効期間は三年であつた。

二、しかしながら、この法律による措置は被害者が法律の施行前に占領軍等の行為以外の原因で死亡した場合には適用されないなど救済措置がいまだ十分でなく、また、被害を受けた時から相当の年月を経て現行法が実施されたという経緯、最近における災害補償制度、社会保障制度の進展などの社会情勢の変化、被害者よりの国会、政府に対する救済措置を広め厚くするようとの陳情請願等を勘案して本法律案が衆議院議員伊能繁次郎君外二十九名より提出された。

第三、本法律案の内容

一、障害給付金、または遺族給付金を受ける権利を有する者、及び打切り給付金を受けた者のうち、本法律施行の日に日本国籍を有するものに対し、あらたに、特別障害給付金（一級から三級まで一八四、〇〇〇円、四級から七級まで一一三、〇〇〇円、八級から一〇級まで五五、〇〇〇円、一一級から一四級まで一八、〇〇〇円）、特別遺族給付金（一五五、〇〇〇円）、特別打切給付金（一八六、〇〇〇円）を支給する。

二、被害者が現行法の施行前、すなわち昭和三十六年十二月二十日前に占領軍等の行為等以外の原因により死亡した場合においても、その被害者の遺族に対して、療養給付金、休業給付金、障害給付金、特別障害給付金の額に相当する金額の支給金を支給する。

三、被害者が昭和三十六年十二月二十日から本法律施行の日までの間に占領軍等の行為等以外の原因に

よつて死亡した場合においても、その者の遺族に対し、特別障害給付金又は特別打切給付金の額に相当する金額の支給金を支給する。

四、本法律施行の日において、日本国籍を有する被害者の妻、被害者が死亡している場合には、死亡当時の妻に対して、五万円又は七万五千円の支給金を支給する。

第四、本法律施行に要する経費は約九億三千五百万円の見込みである。

〔附(1)〕

昭和四十一年度防衛関係費について

（昭和四一、二）　（参議院内閣委員会調査室）

第一、防衛関係費

昭和四〇年度当初	三〇一四億一五三四万九〇〇〇円	
〃　補正後	三〇五三億九七〇九万一〇〇〇円	
昭和四一年度	三四〇六億六六〇二万円	（前年度当初に比し　三九三億　一三・〇%増）

この経費は、わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つことを目的として、自衛隊を管理運営するとともに、条約に基づく外国軍隊の駐留に伴う事務を遂行するため必要な経費である。

内訳

防衛庁費	三一九六億五二〇九万一〇〇〇円
施設運営等関連諸費	一六二億六七二六万円
相互防衛援助協定交付金	四億一五四〇万円
防衛施設庁費	四三億〇〇七二万三〇〇〇円
国防会議費	三〇五四万六〇〇〇円
計	三四〇六億六六〇二万円

この額の対国民所得比は　一・三七%（前年度当初一・三三%）

対一般会計歳出総額比は　七・九〇%（前年度当初八・二四%）

すなわち、前年に比べ国民所得比では高くなつているが一般会計歳出比では減少している。

（参考）

世界主要各国の国防費の比較（一九六五年度）

国名	国防費	国民所得に対する比率	備考
日本	三、〇五四億円	一・三七	昭和四〇年度（補正後予算）
アメリカ	五六、五六〇百万ドル	一〇・一	一九六五年度
イギリス	二、一二〇百万ポンド	七・五	〃
フランス	二〇八億フラン	六・五	〃
西ドイツ	一九四億ドイツマルク	六・五	〃
イタリー	九、六八三億リラ	四・三	〃
スウェデン	四、四八九百万タローネ	五・三	〃
ソ連	一二、七八九百万ルーブル	七・四	〃
スイス	一、四九一百万スイスフラン	三・一	一九六四年度

第二、防衛庁費（（組織）防衛本庁）

（前年度対比は前年度当初との対比を示す）

一、歳出予算額

昭和四〇年度当初　二八五二億七〇百万円

補正後　二八九一億二三百万円

昭和四一年度　三一九六億五二百万円

1. この昭和四一年度歳出予算額の前年度対比は、昭和四一年度における自衛隊関係の基地対策関連費が防衛施設庁費に計上されているので、昭和四〇年の防衛庁費よりこの部分の経費を差引くと、昭和四〇年度当初は、二八三一億となり、これに対し昭和四一年度は、三六五億一二・九%の増となる。

2. この三六五億増の主な内容は、昨年の給与改訂に伴う人件費、糧食費の増一九八億、前年度計上のF104追加生産関係費の減等である。

3. 継続費の歳出化分の当然増一九〇億、前年度計上された国庫債務負担行為、昭和四一年度の一般会計歳出総額の伸び率は一七・九%であるに対して防衛庁費の伸び率は一二・九%である。ちなみに社会保障費は二〇・三%、文教費は一四・三%、公共事業費は一九%の伸び率である。

4. 最近における防衛庁費（歳出予算）の対国民所得比、対一般会計歳出総額比は次のとおりである。

	対国民所得比	対歳出総額比
昭和三八年度（補正後）	一・二九%	七・七〇%
昭和三九年度（〃）	一・三〇%	七・九九%
昭和四〇年度	一・二六%	七・八〇%
昭和四一年度	一・三〇%	七・四一%

5. 防衛庁費（歳出予算）の機関別内訳は次のとおりである。

陸上自衛隊	一五〇〇億〇四百万円	（二二三億	一七・六%増）
海上自衛隊	七五一億	（六九億	一〇・二%増）
航空自衛隊	八五三億三七百万円	（五七億	七・三%増）
官房各局、防大、技研調本等	九二億一一百万円	（一三億	一七・七%増）
計	三一九六億五二百万円	（三六五億	一二・九%増）

6. 防衛庁費（歳出予算）の主なる科目別内訳は次のとおりである。

人件費	一四二六億五五百万円	（全体の四四・六%、前年度は四三・八%、前年度より一八六億増）
糧食費	一一七億五〇百万円	（前年度より　一二億増）
装備費	九二八億〇四百万円	（〃　八二億増）
弾薬費	八五億三三百万円	（〃　九億増）
航空機購入費	一五四億三〇百万円	（〃　四五億増）
艦船建造費	一四六億一九百万円	（〃　一一億増）
施設整備費	一〇六億二六百万円	（〃　八億減）
研究開発費	三七億〇三百万円	（〃　七億増）

すなわち人件費が約五割、装備関係費（修理費も含む）及び弾薬費で約四割、あとの一割が施設整備費と概括できる。

なお、自衛官一人当りの維持費（人件費と修理費）は、

陸上自衛官	七八万円
海上自衛官	一三七万円
航空自衛官	一五八万円
平均	一〇一万二〇〇〇円（前年度九一万一〇〇〇円）である。

二、国庫債務負担行為および継続費

1. 国庫債務負担行為

総額　五二三億一七百万円
（うち昭和四一年度歳出予算分　五〇億八二百万円）

内訳

航空機購入	九九億〇八百万円
器材整備	三五二億二二百万円
弾薬購入	五二億六六百万円
施設整備	七億一四百万円
艦船建造	一二億〇七百万円

機関別内訳

陸上自衛隊	一四八億六五百万円
海上自衛隊	一三四億四〇百万円
航空自衛隊	二一一億八二百万円
内局等	二八億三〇百万円

総額五二三億中主なるものは、陸上自衛隊装備品の長期一括発注五六億、MAP打切りに伴う装備の調達五一億等である。

（参考）

最近における国庫債務負担行為

昭和三八年度	四四五億七八百万円
昭和三九年度	四三三億五六百万円
昭和四〇年度	五六九億七三百万円

2. 継続費

総額　一九〇億四五百万円
（うち昭和四一年度歳出予算分　二九億七〇百万円）

内訳

昭和四一年度甲型警備艦（二〇〇〇t）建造費	四一億五七百万円
昭和四一年度甲Ⅱ型警備艦（三〇〇〇t）建造費	七二億九七百万円
昭和四一年度潜水艦建造費（一六〇〇t）建造費	四一億七〇百万円
昭和四一年度練習艦建造費（三五〇〇t）建造費	三四億二二百万円

（参考）

最近における継続費

昭和三八年度	一一一億三八百万円
昭和三九年度	一一一億〇〇百万円
昭和四〇年度	一七九億六一百万円

3. 以上の国庫債務負担行為と継続費を含めて昭和四十二年度以降の後年度負担額（昭和四〇年度以前承認済のものも加えて全部）九二六億余となる。

三、米国の無償援助（マップ）打切りに伴う昭和四一年度予算措置

昭和三九年米国の対外援助法の修正で無償援助が打切りになつたので、昭和三九年度後半はバッヂ組織以外全部打切りとなつた。

第二次防衛計画では策定当初無償援助を約九〇〇億と見込んでいたが、その後単価、数量の問題などで煮詰つた額は約六三〇億となつた。その六三〇億のうち、今日まで受領済は、三〇〇億で、残り三三〇億が所謂マップアウトにより打切られたこととなつた。この三三〇億の中身を検討の結果、どうしても支障を来たすのは一四一億程度となつた。これを昭和四〇年度と昭和四一年度に予算措置を行なうことに昨年決まり、昭和四〇年度八三億予算化されているので、昭和四一年度は残り五八億

が予算化されることになつた。

この五八億の内訳は歳出予算七億一九百万円、国庫債務負担行為五〇億九九百万円であり、その主なものは警備艦の搭載兵器関係の経費である。詳細は次のとおりである。

		歳出予算	国庫債務
（新規分）			
	陸上部隊装備関係	○	六六百万円
	艦艇関係	三億二二百万円	四〇億九七百万円
	航空機関係	一億八〇百万円	六億一七百万円
	その他	二億一七百万円	三億一九百万円
	計	七億一九百万円	五〇億九九百万円
（歳出化分）			
		二八億五五百万円	
合計		三五億七四百万円	五〇億九九百万円

四、第二次防衛計画、第三次防衛計画と昭和四一年度予算

昭和四一年度は第二次防衛力整備計画の最終年度に当る。（二次防は昭和三七年度から、昭和四一年度まで）しかし二次防と三次防をつなぎその移行をスムースにするという松野防衛庁長官の新構想が示され、現在検討中の第三次防衛計画もその線に沿い検討がすすめられており、昭和四一年予算も第二次防衛計画の最終年度であると同時に、第三次防衛計画へつながる年度であるとの考え方で編成された。

1. 本予算実施後の第二次防衛計画達成状況

第二次防衛計画整備目標

自衛官		一八〇、〇〇〇人
		達成見込
		一七一、五〇〇人
陸上自衛隊	予備自衛官	三〇、〇〇〇人
	基幹部隊	五方面隊一三ケ師団
海上自衛隊	艦艇	約一四三、七〇〇t
	護衛艦艇	約九〇、三〇〇t
	潜水艦	約一六、五〇〇t
	掃海艦艇	約一五、七〇〇t
	海峡港湾防備艦艇等	約二一、二〇〇t
	航空機	二三五機
航空自衛隊	飛行部隊	二四隊
	全天候戦闘機部隊	一一隊
	昼間戦闘機部隊	八隊
	偵察機部隊	一隊
	輸送機部隊	二隊
	飛行点検隊	一隊
	電子監査隊	一隊
	航空機	一、〇三六機
	航空警戒部隊	二五隊
	自動警戒管制組織（バッヂ）	一式

陸上自衛隊	予備自衛官	三〇、〇〇〇人
	基幹部隊	五方面隊一三ケ師団
海上自衛隊	艦艇	約一四〇、一〇〇t
	護衛艦艇	約八七、八〇〇t
	潜水艦	約一三、五〇〇t
	掃海艦艇	約一四、一〇〇t
	海峡港湾防備艦艇等	約二四、七〇〇t
	航空機	二四〇機（但し南極観測支援用艦艇五、二五〇t及び航空機二機を含む）
航空自衛隊	飛行部隊	二三隊
	全天候戦闘機部隊	一一隊
	昼間戦闘機部隊	八隊
	偵察機部隊	一隊
	輸送機部隊	二隊
	飛行点検隊	一隊
	電子監査隊	○
	航空機	一、〇五九機
	航空警戒部隊	二四隊
	自動警戒管制組織（バッヂ）	建設中（四二年度末完成見込）

2. 本予算のうち第三次防の足がかりと見られるもの

陸上自衛隊の装備のうち、Ｌ90（双連高射機関砲）並びに30型ロケットの購入、国庫債務負担行為に含まれる火器関係の

長期発注分

海上自衛隊の護衛艦ＤＤＨの建造

航空自衛隊のＶ１107・Ｍ１２の購入、次期輸送機（ＣＸ）の開発等である。

五、予算編成の基本方針及びその重点事項

昭和四一年は第二次防衛力整備計画の最終年度であると同時に、第三次防衛力整備計画へつながる年度であるという考え方で、防衛力の整備を一段と推進し、今後における防衛体制の基盤を確立するという見地から、国の防衛力を実質的に強化するための各般の施策を着実に実施することを主眼として、とくにつぎの諸点に重点をおく。

1. 防衛意識の高揚をはかり、自衛隊に対する国民一般の理解を深めるとともに、隊員の士気を高揚し、かつ、自衛官充足対策の強化をはかるため、広報活動の強化、募集施策の推進、老朽隊庁舎の改築、宿舎の増設、その他隊員の処遇および生活環境の改善整備を強力に推進する。

2. 第二次防衛力整備計画の線に沿つて、自衛隊の装備の充実、近代化を促進することとし、陸上部隊装備の充実、艦船建造の推進、航空機の増強、弾薬の確保、ナイキ、ホーク関係部隊の整備、バッヂ建設の推進等に必要な経費を計上する。

3. 研究開発についても重点事項の一つとして、特にその推進をはかることとし、前年度に引き続き対潜飛行艇等の試作を行なうほか、新たに中型輸送機の開発等に着手する。

4. 基地問題を円滑に処理するための騒音防止措置、飛行場周辺の安全措置等の諸施策については、昭和四一年度から自衛隊関係および駐留軍関係を通じて関連諸施策の一元化を一段と推進する。

六、重点施策の内容と予算関係

（この項の国庫債務負担行為は後年度負担額を示す）

1. 防衛意識の高揚及び充足対策の強化

(1) 広報活動の強化

a 一般広報　一億九三百万円（前年度一億五九百万円）

映画、テレビに重点を置く。

b 募集関係広報　七三百万円（前年度六〇百万円）

(2) 募集施策の推進

a 募集経費　三億五三百万円（前年度三億〇三百万円）

（この経費には(1)のｂの経費が含まれている）

b 地方連絡部建替　二ケ所　一七百万円（前年度三ケ所　二三百万円）

最近における募集状況は好転しているが、なかなか集め難いので市町村への委託を強化し委託費六二〇〇万円を七七〇〇万円に増額し組織募集に力を入れ約三万人の適令者（一八才―二四才）を集めることを目途とする。

(3) 老朽隊舎の改築

a 居住施設

対象人員　約一六、六〇〇人（約一、七〇〇人）（前年度一七、三〇〇人）

対象面積　約一〇六、三〇〇平方米（一〇〇、五〇〇平方米）（前年度約一〇七、二〇〇平方米）

金額　歳出予算　二七億二九百万円（前年度二五億一九百万円）

国庫債務　一億七四百万円

b その他の施設

対象人員　約二三、二〇〇平方米（前年度約一八、二〇〇平方米）

金額　歳出予算　一四億三七百万円（前年度一一億〇七百万円）

国庫債務　三五百万円

計（a＋b）

対象面積　一二九、五〇〇平方米（一一〇、五〇〇平方米）（前年度一二五、四〇〇平方米）

金額　歳出予算　四一億六六百万円（前年度三六億二六百万円）

国庫債務　二億〇九百万円

老朽隊舎の改築については昭和三九年度より大巾に力が入れられて来ており、重点は居住施設におく。保安度三五〇〇点以下の所は全部で二二或いは二三ヶ所あり、一応全部に手をつけて四二年度までに完了の見通しである。（注、対象面積、対象人員についての括弧がきは後年度完了分を示す）

(4)　宿舎の増設

a　特別借上宿舎　一、六〇〇戸　二三百万円（前年度一、二〇〇戸　一四百万円）

b　一般宿舎　一、四〇〇戸　一六億四〇百万円（〃　一、三五七戸　一三億二八百万円）

この宿舎は公務員宿舎の建設のことで、各省のは大蔵省がまとめて所管しているが、防衛庁の自衛官関係（内局等は除く）の宿舎は各部隊が全国各地に点在するので防衛庁が所管している。各省の公務員宿舎の充足率は六五％程度であるが、防衛庁では現在二五～六％程度にすぎない。この予算をもつてしても三五％程度になるのみである。三次防において各省なみにもつて行きたいとのことである。

(5)　その他隊員の処遇及び生活環境の改善整備

a　諸手当の改善(廿)六六百万円（前年度(廿)七六百万円）

航海手当の改善などである。

b　特殊糧食被服類の改善(廿)三二百万円（前年度(廿)一億一四百万円）

c　営舎内環境整備の促進　三億七五百万円（前年度二億三七百万円）

d　営外居住率の拡大（約六、八〇〇人）(廿)三億円（前年度(廿)三億四二百万円）

この拡大で二八才以上で世帯を持つ者にはすべて営外居住を許すことが出来るようになる。（昭和四〇年度予算より実施された措置）

e　曹士の昇任率の拡大(廿)約三、四六〇人（前年度(廿)二、二〇〇人）

人事管理上の趣旨から若干拡大

f　職業補導施策の推進　三五百万円（前年度一五百万円）

g　帰郷制度の拡充　五六百万円（〃　五〇百万円）

北海道在勤の隊員が二年に一回の割で帰郷出来るよう、公務の形で郷里に帰つて自衛隊のＰＲ活動をするという帰郷制度が昭和四〇年度認められ、鉄道賃が計上された。その制度の二年目である。

隊員の処遇、生活の改善整備

合計（aからg）八億六四百万円（前年度九億四五百万円）

（注）なお、a、b、d、e各項の(廿)印の経費は当該年度に新規に増額される分で次年度以降においても標準的経費として当然計上される。

(6)　自衛隊の充足向上

a　充足向上のための諸経費　一六億四四百万円（前年度六億七四百万円）

b　年度平均充足率

陸上　約八七・五％（前年度八五・〇％）

海上　約九五・五％（〃　九四・五％）

航空　約九七・〇％（〃　九六・〇％）

防衛庁予算では各省予算の如く定員定額方式をとらず、現員現額方式をとつており、この年度平均充足率が予算積算の充足率である。

最近は充足が上向き、それのみでなく、幹部下士官の他の職業への転職も最近少くなつた。かかる事情からこのように平均充足率を上げても大丈夫との判断のもとに、陸海空とも引上げが認められた。

（参　考）

昭和四〇年一二月末の自衛官の充足状況は次のとおり。

	定員（人）	現員（人）	欠員（人）	充足率（%）
陸上自衛隊	一七一、五〇〇	一五〇、九四六	二〇、五五四	八八・〇
海上自衛隊	三四、九六三	三三、六二四	一、三三九	九六・二
航空自衛隊	三九、五五三	三八、〇二二	一、五三一	九六・一
統幕	七八	七八	〇	一〇〇・〇
計	二四六、〇九四	二二二、六七〇	二三、四二四	九〇・五

ちなみに昭和三九年一二月末の充足率は陸上八二・九%、海上九〇・一%、航空九四・九%、計八五・八%の低率であつた。

2. 装備の充実近代化

(1) 陸上部隊装備の充実

歳出予算　九四億八八百万円（前年度一〇〇億五一百万円）

国庫債務　五九億三二百万円

内訳

a 新規分

イ 陸上火器関係

歳出予算　四四百万円（前年度五億〇九百万円）

国庫債務　五六億四七百万円

この国庫債務負担行為五六億余円の中身は、第三次防とのつなぎを考慮して昭和四二年度に戦車、無反動砲、機関銃、新小銃追撃砲等の陸上武器について第二次防（昭和三七年度の長期一括発注による）における毎年のベースで入手出来うるよう四一年度中に会社と契約するためのもの、並びに第三次防の一環としてL90（双連高射機関砲で、スイスのエリコン社から輸入の予定）を購入する経費（三億六四〇〇万円）である。

ロ 武器車両関係

歳出予算　一七億五六百万円（一五億七二百万円）

国庫債務　二一百万円

ハ 施設器材関係

歳出予算　一二億六五百万円（　八億四三百万円）

ニ 通信器材関係

歳出予算　一七億五六百万円（一六億七一百万円）

国庫債務　二億六四百万円

ホ その他

三億六五百万円（　三億五三百万円）

計（イ～ホ）歳出予算　五一億八六百万円（四九億四八百万円）

国庫債務　五九億三二百万円

b 歳出化分

四三億〇二百万円（五一億〇三百万円）

（昭和三七年度及び昭和三九年前の国庫債務負担行為で認められた長期一括発注の歳出化分（最終年度）。）

(2) 艦船建造の推進

a 新規計画艦

甲型警備艦（二〇〇〇t）一隻、甲Ⅱ型警備艦（三〇〇〇t）一隻、潜水艦（一六〇〇t）一隻、練習艦（三五〇〇t）一隻以上継続費で一九〇億四五百万円（四一年度歳出化分二九億七〇百万円）。

中型掃海艇（三四〇t）二隻、これは国庫債務負担行為で一二億〇七百万円（四一年度歳出化分四億一〇百万円）その他支援船九隻二億二一百万円、計一五隻一一、五七一t総額二〇四億七四百万円（四一年度歳出化分三六億〇二百

万円）の建艦に着手する。
従来毎年建艦のベースは七〇〇〇乃至八〇〇〇tであつたが四一年度は一万tのベースになつた。
また、甲Ⅱ型警備艦などはマツプアウトの影響から搭載武器の経費のため従来より三〇億程度多く七三億と見込まれている。

b 既計画艦

昭和三八年度以降の継続費、国庫債務負担行為の分で計一二隻、昭和四一年度歳出化分は一一〇億一七百万円、以上で昭和四一年度歳出化分は合計一四六億一九百万円となる。

(3) 航空機の増強

a 新規購入分

陸上自衛隊関係	小型ヘリ	H-13	七機	二億二四百万円
	中型ヘリ	HU-1B	一〇機	四億一六百万円
	大型ヘリ	V-107	六機	五億三〇百万円
連絡偵察機	MU-2		一機	五七百万円
海上自衛隊関係	大型対潜ヘリ	HSS-2	四機	二億五七百万円
	中型練習機	B-65	一機	九百万円
	国産輸送機	YS-11	一機	一億九〇百万円
	救難用中型ヘリ	S-62	一機	六三百万円
航空自衛隊関係	V-107		四機	四億九三百万円
	MU-2		二機	一億三九百万円
航空自衛隊のV-107、MU-2購入は救難体制の完備のためのものである。				
計三七機 歳出予算				二三億七八百万円
	国庫債務			一二億六〇百万円
	国庫債務			一八億六〇百万円
	国庫債務			一億五一百万円
	国庫債務			一七億九四百万円
	国庫債務			七二百万円
	国庫債務			四億九一百万円
	国庫債務			一億三三百万円
	国庫債務			一七億〇八百万円
	国庫債務			二億八五百万円

		国庫債務		七七億五四百万円

b 歳出化分

陸上自衛隊	HU-1B		一〇機	
	V-107		六機	
海上自衛隊	HSS-2		八機	
	B-65		六機	
	YS-11		一機	
航空自衛隊	F-104J		三〇機	
	S-62		三機	
計六四機				一二八億一〇百万円

昭和四〇年度予算措置されたF-104三〇機の追加生産分（昭和四〇年度歳出予算三四億〇九百万円、国庫債務一一八億三七百万円）については、第一号機の生産完了見込は四二年一月、本年度就役予定は七機と見られている。このF-104J関係の昭和四一年歳出予算額は六七億六七百万円である。

(4) 弾薬の確保

歳出予算	八二億五三百万円（前年度七二億九四百万円）	
国庫債務	五二億四九百万円（〃 三五億九六百万円）	

備蓄については海、空はある程度問題がないが、陸上は訓練による射耗が甚しく毎年六〇〇〇t程度使つている。二次防では一ヶ月備蓄を目標としているが、難しい状況である。過去に米軍から供与された弾薬は殆んど使つてしまい、現在は九五%が国産である。一トン当り一六〇万円の計算である。

(5) 地対地誘導弾（SAM）部隊の整備

第一次ナイキ関係 歳出予算 七七百万円（前年度 六億七三百万円）

第一次ホーク関係　歳出予算　九億四九百万円（前年度　四億二八百万円）
国庫債務　〇　（〃　七億三五百万円）
第二次ナイキ関係　歳出予算　〇　（〃　四六億四四百万円）
第二次ホーク関係　歳出予算　五一億六七百万円（〃　四億五九百万円）
国庫債務　〇　（〃　四億九六百万円）
計　歳出予算　六一億九三百万円（〃　六二億〇四百万円）
国庫債務　〇　（〃　一二億三一百万円）

地対地誘導弾関係は第二次防衛計画どおり順調にすすんでいる。

(6) 自動警戒管制組織（BADGE）建設の推進

歳出予算　七四億七八百万円（前年度五一億五四百万円）
国庫債務　〇　（〃　二五億七九百万円）

第二次防衛計画より一年おくれ四二年度に完了の予定、全部の予算規模は二五〇億（日本側二〇三億、米側四七億）で昭和三九年度より実施されて来ている。

3. 研究開発の推進

歳出予算　三七億〇三百万円（前年度二九億四一百万円）
国庫債務　一四億四八百万円（〃　四〇億一八百万円）

(1) 誘導弾（GM）関係

歳出予算　二億一一百万円（前年度　四億二四百万円）
国庫債務　〇　（〃　七三百万円）

(2) ロケット関係

歳出予算　一億一六百万円（前年度　八〇百万円）

国庫債務　〇　（〃　一億一六百万円）

(3) レーダー関係

歳出予算　一億一三百万円（前年度　三億三二百万円）

(4) 対潜飛行艇試作（〇号機、一号機、二号機）

歳出予算　九億五九百万円（前年度　四億四四百万円）
国庫債務　二一億二五百万円（〃　三〇億九九百万円）

昭和三五年より技研において研究開発して来た国産の対潜飛行艇で昭和四〇年〇号機、一号機の試作にふみきったが、今回さらに二号機の試作を認めた。

(5) P2V7改造試作

歳出予算　五億一〇百万円（前年度　一億二七百万円）
国庫債務　〇　（〃　五億一〇百万円）

(6) 中型輸送機（CX）基本設計

歳出予算　一億五〇百万円（新規）

現在の輸送機C1-46はすでに老朽化しており、三次防ではこれに代る部隊輸送用の次期輸送機の選定（CX）が課題となつており、日本航空機製造KKにこの設計を行なわしめる。

(7) その他

歳出予算　一六億四四百万円（前年度一五億三四百万円）
国庫債務　三億二三百万円（〃　二億二〇百万円）

4. 基地対策の推進（自衛隊基地、駐留軍基地両方の基地対策を含むもので後述の防衛施設庁予算をもあわせ記述する。）

歳出予算　一四五億〇四百万円（前年度一二四億五三百万円）
国庫債務　三二億一〇百万円

(1) 基地周辺民生安定諸施策の推進

a 騒音防止対策事業

（補助金　六〇億一四百万円（自衛隊関係一九億、駐留軍関係四一億）（前年度五五億〇〇百万円）
（その他　五〇百万円（前年度　一億三五百万円））（サイレンサーの費用）

b 防災工事（大体駐留軍関係である）

（補助金　一九億三二百万円（前年度一九億四七百万円）
（その他　六八百万円（〃　五六百万円）

c 周辺道路等整備事業

（補助金　一三億〇六百万円（前年度一一億五六百万円）
（その他　一六百万円（〃　九百万円）

d 安全措置事業（飛行場滑走路より延長一〇〇〇米にわたるクリアランス）

用地買収　一〇億三八百万円（前年度　七億三四百万円）
移転補償　四億三一百万円（〃　三億七三百万円）

e 基地周辺整備助成

五億　（新規）　（防衛施設庁予算の項にて後述）

計（aからe）　一一三億五五百万円（前年度九九億一〇百万円）

(2) その他基地関連諸施策の充実

a 施設移転集約（横浜、佐世保での米軍居住施設の移転）

歳出予算　三億三八百万円（前年度　八一百万円）
国庫債務　三二億一〇百万円（新規）

b 損失補償等（漁業関係補償並に特損法関係）

五億八四百万円（前年度　六億四七百万円）

c 地方公共団体委託費　四〇百万円（〃　四〇百万円）

d 提供施設借料（今回の値上げで国有財産の借上料と同類となる）

二一億八七百万円（前年度一七億七五百万円）

計（aからd）　歳出予算　三一億四九百万円（前年度二五億四三百万円）
国庫債務　三二億一〇百万円（〃　〇）

5. 施設の整備

歳出予算　一六〇億二六百万円（前年度一一四億七四百万円）
国庫債務　五億七五百万円（〃　二億八九百万円）

内訳

一般施設　歳出予算　三一億五九百万円（〃　二七億二六百万円）
国庫債務　九九百万円
航空施設　歳出予算　一四億〇九百万円（〃　一七億五八百万円）
教育訓練施設　歳出予算　一五億八二百万円（〃　一五億五二百万円）
国庫債務　四億七六百万円
後方支援施設　歳出予算　七億七八百万円（〃　九億八八百万円）
国庫債務　（〃　一億二三百万円）
研究開発施設　歳出予算　二億三九百万円（〃　二億四一百万円）
国庫債務　（〃　一億六百万円）
公務員宿舎施設　歳出予算　一六億四〇百万円（〃　一三億二八百万円）
その他　歳出予算　一八億一九百万円（〃　二八億八一百万円）

このほか防衛施設庁関係では

（基地関係施設　三四億二九百万円（〃　二六億四四百万円）
（その他　三〇百万円（〃　三〇百万円）

となつている。

定員等（機関別）

1. 陸上自衛隊

・昭和四一年度自衛官の定数は昭和四〇年度と増減なく一七一、五〇〇人、非自衛官一人減（南ベトナムへの防衛駐在官として外務省に振替）で一三、六二九人となり、計一八五、一二九人となる。予備自衛官については三、〇〇〇人増員して三〇、〇〇〇人となる。

・昭和四一年度末の航空機保有機数は三一一機となる。

2. 海上自衛隊

・艦船の新規就役に伴い自衛官三八〇人増員する。（それ以外に欠員凍結解除分非自衛官五〇人）これで定数は自衛官三五、九四一人、非自衛官五、〇三五人、計四〇、九七六人となる。

・昭和四一年度末保有艦船は五三六隻、約一七四、四〇〇トン、昭和四一年度末保有機数は二四〇機となる。

3. 航空自衛隊

新潟救難隊の新編、および自動航空警戒管制組織要員の増強に伴い、自衛官二五〇人増員する。これで定数は、自衛官四〇、七〇三人、非自衛官五、三五六人、計四六、〇五九人となる。

・昭和四一年度末航空機保有機数一、〇八八機となる見込。

4. 内部部局統幕等

自衛官非自衛官とも増員なく定数は自衛官七八人、非自衛官三、〇六三人、計三、一四一人となる。（ただし、欠員凍結解除分として非自衛官一三人（防大八、技研五））

（注）なお、現在、定員については昭和四〇年度の増員（自衛官一、四九八人、非自衛官五五人、計一、五五三人）を含む「防衛庁設置法及び自衛隊法の一部改正法案」は未だ成立していないが、本項にのべる四一年度予算定員は、一応四〇年度の増員が認められたものとしての数である。

第三、（組織）防衛施設庁費

一、歳出予算額

昭和四〇年度当初　一六一億一七百万円（一八二億七〇百万円）
補正後　一六二億四六百万円（一八三億九八百万円）

（　）内は前述の如く自衛隊基地対策関連費を組替えた額である。

昭和四一年度	二〇九億八三三八万三〇〇〇円	
（対前年当初	二七億一三百万円	一四・八%増）
内訳		
（項）防衛施設庁費	三三億五七百万円	（前年度当初　三〇億四四百万円）
（項）調達労務管理事務費	九億四四百万円	（〃　八億六八百万円）
（項）施設運営等関連諸費	一六二億六七百万円	（〃　一三九億四二百万円）
（項）相互防衛援助協定交付金	四億一五百万円	（〃　四億一五百万円）

二、国庫債務負担行為

総額　三二億一〇百万円（四一年度歳出化なし）

内訳（提供施設整備　二億一〇百万円
（提供施設取得　三〇億

これは、横浜、佐世保に所在する米軍の宿舎を移転集約化するためのもので、防衛施設庁としてははじめての国庫債務負担

行為である。

三、定　員

防衛施設庁の昭和四一年度職員定数は前年度と同じく三、三八七人である。

四、予算編成方針

1. 基地の安定的使用を確保し、基地周辺の民生安定に資するため、前年度に引き続き騒音防止措置と飛行場周辺の安全措置等の諸施策の推進をはかるとともに、特に基地周辺整備助成措置の強化に配慮するなど、基地対策関連経費の充実をはかる。

なお、基地問題を一層適切、かつ円滑に処理するため、従来（組織）防衛本庁に計上していた自衛隊関係の騒音防止対策事業費補助金、飛行場周辺の安全措置関係経費等を昭和四一年度から駐留軍関係経費とあわせて（組織）防衛施設庁に一括計上する。

2. 駐留軍要員の適正な労務管理をはかるため、離職対策の強化、健康保険組合の財政の健全化等の措置を講ずる。

五、各（項）の内容

1. 防衛施設庁費　三三億五七百万円

防衛施設庁の一般行政に必要な経費である。

2. 調達労務管理事務費　九億四四百万円

駐留軍の使用する労務者の労務管理事務を処理するための費用で主として地方公共団体委託費である。

内訳
- （地方公共団体委託費　七億九〇百万円
- （その他　一億五四百万円

駐留軍要員の健康保険組合の赤字が累積し一億円余もかかえることとなったのに伴い臨時補助金を昭和四〇年度から出しているが昭和四一年度七、〇〇〇万を計上している。この臨時補助金が「その他」に含まれている。

3. 施設運営等関連諸費　一六二億六七百万円

従来は、「施設提供等諸費」と名づけて、駐留軍の駐留に伴う土地等の購入賃借、各種の補償、騒音防止措置、周辺の安全措置等駐留軍基地関係のみであつたが、昭和四一年度から、「施設運営等関連諸費」と名称を代えて自衛隊の施設の維持運営に関連して必要な騒音防止措置、飛行場周辺の安全措置に必要な経費（昭和四一年度は二四億程度）も一括した。

内訳
- （提供施設借料　二一億八七百万円
- 施設運営等整備費　二九億五一百万円
- 基地対策関連補助金　九七億八〇百万円

これは大体、四本の補助金からなり、防音工事関係六〇億、防災工事一九億、周辺道路一三億、基地助成金五億からなる。基地助成金五億は本国会に提出予定の基地周辺民生安定法案に関連して昭和四一年度新規に計上されたものである。

- 施設運営等関連補償費　一一億五四百万円
- （その他　漁業補償並びに特損法にもとづく補償である。　一億九五百万円
- 4. 相互防衛援助協定交付金　四億一五百万円

米軍軍事援助顧問団に対する交付金で前年度と同額。

第四、国防会議費

歳出予算　三〇五四万六〇〇〇円（前年度二七六〇万九〇〇〇円）

この経費は内閣所管に（組織）国防会議として計上されている。

〔附(2)〕

米軍基地および自衛隊基地の現況

（防衛施設庁の委員会提出資料による）

a 自衛隊施設一覧

用途	件数	土地 万平方米	土地 万坪	建物 万平方米	建物 万坪
キャンプ等	五〇〇	一〇、二一九	（三、〇九二）	四五三	（一三七）
演習場	七一	四九、五二〇	（一四九、八三三）	三	（一）
射撃場	七三	二、二一二	（六六九）	一	（〇、四）
飛行場	三七	五、二七七	（一、五九七）	一〇三	（三一）
国設宿舎	七五三	二六四	（八〇）	四六	（一四）
合計	一、四三四	六七、四九二	（二〇、四二一）	六〇七	（一八四）

昭・四〇、四、一現在

b 自衛隊施設一覧（行政財産土地面積）

単位（一万平方メートル）（一万坪）

用途＼区分	総計	陸上自衛隊	海上自衛隊	航空自衛隊	その他	計
施設件数	一、三六	一、二二	一四	一〇	四	
総計		五九、四二二（一七、九七九）	二、二〇三（六六七）	四三、九四〇（一三、三〇）	一、四七三（四四五）	六七、四九二（二〇、四二一）
営舎施設	一二七	三、一七九（九六〇）	一四二（四三）	一四七（四四）	（）	四、四六八（一、三五七）
演習場	六三	四九、九八一（一五、一二三）	（）	（）	（）	四九、九八一（一五、一二三）
射撃場	六五	二、〇七五（六二八）	一四一（四二）	一二（四）	（）	二、二二八（六七四）
訓練場	四五	六、九四四（二、一〇）	一四二（四〇）	一五〇（五〇）	（）	八、八六七（二、六八四）
港湾	一三	（）	一三五（一一）	（）	（）	一三五（一一）
飛行場	三七	三〇五（九二）	一、三二六（四〇一）	三、五二六（一、〇六七）	（）	五、一五六（一、五七〇）
通信	八一	二六八（八〇）	三八（一二）	一四二（四二）	（）	一、四一八（四三七）
補給処	六四	二、〇二四（六一二）	（）	（）	（）	二、〇二四（六一二）
事務所	一七	（）	（）	（）	（）	（）
教育・研究	二八	二九九（九〇）	（）	一三二（四〇）	（）	一、四五八（四四一）
医療	八	二六（八）	（）	（）	（）	（）
宿舎	六八四	一五二（四六）	七二（二二）	（）	（）	二八四（八六）
その他	四	（一）	（）	（）	（）	（一）

（備考）一、「その他」は、内部部局および附属機関をいう。
二、「数量欄」の〇は単位未満、一印は該当数量なきものを示す。
三、施設件数は別表「自衛隊使用施設の用途別分類表」によるものであり、国有財産法上の口座数は一、四三四件である。

昭・四〇、四、一現在

c　駐留軍提供施設一覧

昭・四一、一、一現在

用途	土地 件数	土地 民公有 万平方米（万坪）	土地 国有 万平方米（万坪）	土地 計 万平方米（万坪）	建物 民公有 千平方米（千坪）	建物 国有 千平方米（千坪）	建物 計 千平方米（千坪）
兵舎施設	六	七二（二二）	一一五一（三四八）	一一二三（三七〇）	二五	八〇三	八二八 二五一
住宅〃	一六	三一二（九四）	七一五（二一六）	一〇二七（三一〇）	二	〇五	一〇〇八 三〇五
飛行場〃	八	四〇九（一二四）	四三二〇（一三〇七）	四七二九（一四三一）	二〇三	三四〇	一三二六 四〇一
港湾〃	九	一一（三）	六九（二一）	八〇（二四）	六一	三八	一二六 三八
事務所〃	一七	二（一）	四一二（一二五）	四一四（一二六）	一	四八七	一四九二 一四九
演習場〃	一四	一〇〇〇四（三〇二六）	一三六四八（四一二九）	二三六五二（七一五五）	一	一	五 一
工場〃	四	二（一）	二一九（六六）	二一九（六六）	一	五	一四七 一
倉庫〃	二六	六九（二一）	二一八六（六六一）	二一五五（六八二）	一六	四四二	一三四 四九四
医療〃	一		二〇（六）	二〇（六）	一	四四	一三 一三
通信〃	三二	九七〇（二九三）	一三一〇（三七三）	二三〇〇（六六五）	四	四九	一五 五三
その他〃	一四	六（二）	二〇三（六一）	二〇九（六三）	—	三	七 二三
合計	一四七	一一八五七（三五八七）	二四一七三（七三一二）	三六〇二〇（一〇八九九）	九〇	四三八七	一三二七 四六八五 一四一七

d　自衛隊・駐留軍国有財産等年度別推移表（土地面積）

自駐別 / 年度	自衛隊 件数	自衛隊 行政財産 万平方米（万坪）	駐留軍 国有 件数	駐留軍 国有 万平方米（万坪）	駐留軍 民公有 万平方米（万坪）	駐留軍 計 万平方米（万坪）
昭・二七	一八二	五七九（一七五）	二八二四	七一〇六七（二一四九八）	六四一九七（一九四一九）	一三五二六四（四〇九一七）
昭・二八	二九六	二六二九（七九五）	一二八二	七〇五六五（二一二四六）	六三五六五（一九二二八）	一三四一三〇（四〇五七四）
昭・二九	四二七	一二九一二（三九〇六）	七二八	七三〇七九（二二一〇六）	五六九一四（一七二一六）	一二九九九三（三九三二〇）
昭・三〇	五三二	二〇八八九（六三一九）	六五九	七五八六二（二二九四八）	五三九六〇（一六三二三）	一二九八二二（三九二七一）
昭・三一	六七二	二二六九一（六八六四）	五六七	七〇五六二（二一三五）	四五七六八（一三八四五）	一一二三〇（三三九八〇）
昭・三二	八三〇	三〇七七六（九三一〇）	四五八	六一四三八（一八五八五）	三九一二二（一一八三五）	一〇〇五六〇（三〇四二〇）
昭・三三	九二八	三三〇八〇（一〇〇〇七）	三六九	三六四九六（一一〇四〇）	二九五七八（八九四八）	六六〇七四（一九九八八）
昭・三四	一〇五二	四一三九四（一二五二三）	二七三	三三〇二四（九九九〇）	一六四六七（四九四八一）	四九四九一（一四九七一）
昭・三五	一一三七	四四四二八（一三四三九）	二一〇二一	三六〇六四（一〇八九六）	二一五八二（六三五九）	一二〇九四（三六五八）
昭・三六	一二二二	四五七三五（一三八三五）	一八八	一九一〇三（五七七九）	一二〇九四（三六五八）	一二〇九四（三六五八）
昭・三七	一二六四	五二五五八（一五八九九）	一六六	一八七五一（五六七三）	一二五八二（三七五八）	一二五八二（三七五八）
昭・三八	一三四四	五九八九〇（一八一一七）	一六八	二四三一六（七三二五）	一二九五七（三六一七）	一二九五七（三六一七）
昭・三九	一四三四	六七四九二（二〇四二一）	一六三	二四〇六四（七二七九）	一一九〇六（三五九七〇）	一一九〇六（三五九七〇）

（備考）　昭・三七年度においては四施設返還六施設新たに提供、内十勝太通信施設及び日出生台十文字原演習場が含まれている。

五、その他

〔不成立の法律案〕

旧勲章年金受給者に関する特別措置法案（衆法）

第一、審査経過

衆議院……委員会、本会議とも多数で可決。

参議院……継続審査（提案理由説明も未聴取）

第二、従来の審査経過

本法律案は第三十八回国会より度々提出（衆議院議員提出四回、参議院議員提出二回）され、不成立となつた旧金鵄勲章年金受給者に関する特別措置法案より、金鵄の二字を削つて第四十八回国会に提出された旧勲章の年金受給者に関する特別措置法案と同じ名称のものであるが、内容については一時金の額、受給者の年令制限についての規定を改めるとともに、新たに勲等年金（旭日年金）受給者に支給する一時金を加え、今国会に衆議院議員伊能繁次郎君（自民）外二十名より提出されたものである。

第三、本法律案の内容

金鵄勲章年金は、昭和十六年に年金令が廃止された後もすでに受給権の発生していた人々には旧令により年金が下賜されていたが終戦後、昭和二十一年分から年金は打切られ精神的にも経済的にも不遇の裡に日々をおくつている人々が多い現状に鑑み、これらの人々の処遇改善の措置として一時金十万円を支給しようとするものである。また、勲等年金は金鵄勲章年金制度とともに廃止せられたが、すでに受給権の発生していた人々には引きつづき年金の支給が認められていた。その後、昭和二十一年金鵄勲章年金が全面的に打ち切られた際、その均衡上、武功によるものは廃止されたが、武功以外の功労によるものは引き

つづき支給を認められ現在にいたつている。（昭和三十九年度中に支給を受けた者四名、年金額合計一六〇円）

本法案は、この勲等年金の支給を受けることができる者に対し、一時金として三万円を支給することとし、昭和四十一年分以降、年金の支給を打切ろうとするものである。

一、受給権者

㈠　旧金鵄勲章年金受給者

昭和二十年十二月三十一日において旧金鵄勲章年金令（明治二十七年勅令第百七十三号）による年金を受ける権利を有していた者で、昭和三十八年四月一日に日本の国籍を有していたものに支給する。

㈡　勲等年金受給者

昭和二十一年三月三十日、内閣告示第九号により勲等年金を支給する旨の通知を受けた者で、昭和四十一年七月一日においてその支給を受けることができるものに支給する。

㈢　一時金を受ける権利の受継

一時金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その死亡前に一時金の請求をしていなかつたときは、その相続人は、自己の名で一時金を請求することができる。

㈣　時　効

一時金を受ける権利は、四年間行なわないときは、時効によつて消滅する。

二、対象人員及び経費

㈠　旧金鵄勲章年金受給者数は、約八、八三一名（昭和三十八年一月一日推定）で、経費は約八億八

千三一〇万円である。

㈡　勲等年金受給者数は、約一七名（昭和四十一年一月推定）で、経費は約五一万円である。

第四、経費は約九億円（事務費を含む）である。

請願及び国政調査

第六、付託請願審査概要

第五十一回国会において、当委員会に付託された請願は、合計三七一件であつて、審査の結果は左の通りである。

○　議院の会議に対し内閣に送付するを要すると決したもの合計一二二件

一、国家公務員関係（六八件）

1.　国立大学教官の待遇改善に関する請願（六四件）

第六七六号ほか六三件

（要　旨）

国立大学教官の待遇は、戦前の実質的水準を著しく下回るのみならず、裁判官に比べてもはなはだしく低く、同様の職務に従事する私立大学教官に対してもかなり劣位にあるので、その研究と教育における重大な職責にふさわしい待遇が与えられるよう特段の配慮をされたいとの請願。

2.　寒冷地給与改善に関する請願（三件）

第七三九号ほか二件

（要　旨）

寒冷地手当について、現行定率額の最高八十五パーセントを百パーセントに引き上げること、薪炭加給（旧名薪炭手当）を実情にそうよう増額改定すること等について特段の配慮をされたいとの請願。

3.　宮城県一迫町地域の寒冷地級引上げに関する請願（一件）

第一二〇二号

（要　旨）

当地域は、宮城県の最北部に位置し、寒冷の度合い、積雪において隣接の五級地、四級地と同じ状態であるので、当地域の寒

冷地級地を現行の三級地から五級地に改定されたいとの請願。

二、恩給、共済関係（一五三件）

1. 旧軍人恩給に関する請願（一〇二件）

第四〇号ほか九九件、第二〇八号、第一六二五号

（要　旨）

旧軍人恩給について、加算年を恩給年額の計算に算入すること、仮定俸給の号俸を旧文官と同等に格付けすること、一時恩給の年限を実在職三年以上に是正すること、旧海軍特務士官等の処遇を改善すること、恩給の裁定事務を促進すること、老令福祉年金の支給限度を改正すること等につき合理的解決を図られたいとの請願。

2. 傷病恩給等の不均衡是正に関する請願（一件）

第一〇五号

（要　旨）

傷病恩給について、普通恩給受給者の傷病年金減額制を廃止すること、算定基準を改正すること、裁定基準是正のため専門調査会を設置すること、特別加給の是正及び第三項症以下の増加恩給、傷病年金を改善すること、公務扶助料の一本化及び目症者の処遇改善を行なうこと等の是正をされたいとの請願。

3. 戦病者の恩給裁定基準引上げ等に関する請願（二件）

第一七八号ほか一件

（要　旨）

戦病者の恩給に関し、戦病（肺結核）の恩給裁定基準を引き上げること、有期恩給を無期恩給とすること、内地発病の元軍人に傷病恩給を支給すること等の実現を図られたいとの請願。

4. 元南満州鉄道株式会社職員であつた公務員等の恩給、共済問題に関する請願（二九件）

第三〇四号ほか二八件

（要　旨）

元満鉄職員であつた国家公務員、地方公務員、三公社職員の恩給共済年限の通算措置について満一日ケースの実在職年数の完全通算、終戦後ソ連又は中共に抑留された期間、あるいは留用期間を在職年として通算すること、共済組合法の長期給付に関し、非更新組合員にも在職年の通算措置を講ずること等早期に実現されたいとの請願。

5. 各種共済組合法（国家公務員、地方公務員、公共企業体職員）の増加恩給受給者が退職する際、共済組合法施行日以前の恩給

第八五〇号ほか一七件

（要　旨）

各種共済組合法の増加恩給受給者に対する不均衡是正に関する請願（一八件）

公務員実在職年の除算あるいは退職金額の著しい減額等は、不合理であるから、このような不均衡をすみやかに是正されたいとの請願。

6. 元南洋庁から国際電気通信株式会社パラオ支社に移管された職員の恩給等に関する請願（一件）

第二九四〇号

（要　旨）

昭和十九年勅令により南洋庁より国際電気通信株式会社パラオ支社に移管された職員で内地に帰還後公務員に就職した者について、国際電気通信株式会社に勤務した期間は、退職手当及び恩給期間算定上、在職年とするよう法改正をされたいとの請願。

三、防衛関係（一件）

茨城県水戸対地射爆撃場返還に関する請願（一件）

第一一五九号

（要　旨）

水戸対地射爆撃場は、東海村原子力施設並びに人口密集地帯に隣接し、F一〇五Dの如き超音速ジエット機の出現と相まつて危険きわまりない演習地となつているので、すみやかに返還を実現されたいとの請願。

○ 保留となつたもの合計一四九件

一、国家行政組織関係（四六件）

1. 中小企業省設置に関する請願（二三件）

第二二八六号ほか二二件

（要　旨）

中小企業対策は、現在中小企業庁を中心に進められているが、関連各省間の連絡調整は十分行なわれにくく、対策の推進が非能率、不徹底となつているので、強力な中小企業対策を一元的、効率的に行なうため、すみやかに中小企業省を設置されたいとの請願。

2. 防衛庁の国防省昇格に関する請願（二三件）

第二七七六号ほか二一件

（要　旨）

防衛庁は、その任務の重大性並びに業務規模及び複雑性からも省としての実質的内容を十分具備しており、また最近の内外の情勢に対処し、わが国の防衛を全うするためには、国家防衛に対する国の基本的態勢を確立することが肝要であるので防衛庁の国防省昇格をすみやかに実現されたいとの請願。

二、国家公務員関係（一七件）

1. 国家公務員等退職手当法の一部改正に関する請願（一三件）

第七三七号ほか一〇件、第八三七号ほか一件

（要　旨）

海外よりの引揚公務員、再就職公務員及び各県公務員に転入してきた公務員等のうち、先に退職する際退職手当の制度がないため退職手当の支給を受けなかつた者または、不通算の者及び結核休職期限三ケ年を経過して自然退職となり再就職した者等に対し、最終退職の際、前勤年を通算して退職手当を支給するよう法改正されたいとの請願。

2. 公務員労働者のため「やめても安心して生活できる退職条件」の法制化等に関する請願（一件）

第七六九号

（要　旨）

公務員労働者のため、やめても安心して生活できる退職条件を法制化すること、それまでは、「退職勧奨」や「定年制」を実施しないこと、臨時行政調査会が答申した官庁機構の合理化、整備縮小、廃止を行なわないこと等を実現されたいとの請願。

3. 故林勝太郎君（室蘭税務署所得税課勤務）に国家公務員災害補償法適用等に関する請願（一件）

第八九七号

（要　旨）

昭和三十九年四月「糖尿病性こんすい」で死亡した故林勝太郎君に、国家公務員災害補償法を適用すること、同君の遺族に見舞金三十万円を支給すること、国税庁から人事院に提出した同君の資料を公開すること、北海道勤務の税務職員を当面百名増員すること、事務計画の事前相談、職場の安全衛生、健康管理の完全実施等の実現を期せられたいとの請願。

4. 行政職㈠、海事職㈡及び医療職㈢俸給表撤廃等に関する請願（一件）

第二七六四号

（要　旨）

行政職㈠、海事職㈡及び医療職㈢俸給表を撤廃し、一切の差別待遇を廃止して労働条件を改善するため、大幅賃上げ及び全俸給表の完全とおし号俸制の実施、行㈠と行㈡、海事㈠、海事㈡と海事㈢、医療㈠と医療㈡と医療㈢をそれぞれ統合すること、昇格基準の改善、等級別定数の大幅増加、各種手当の改善、退職勧奨の中止、欠員の補充及び大幅な人員増加、週四十時間制の実施、年金受給資格のくり下げ、定年制の検討中止、看護婦の処遇改善等について実現を図られたいとの請願。

5. 官公労働者の基本権確立に関する請願（一件）

第三一八〇号

（要　旨）　ＩＬＯ八七号条約批准に伴なう関連国内法の改正については、三党間の申し合せにより、問題点を施行延期し公務員

制度審議会の答申をまつて所要の改正を行ない施行されることになつていたが、政府自民党は、六月十四日一方的に政令をもつて施行しようとしているので、すみやかに本会議を開き、三党間の申し合せを尊重するとともに、官公労働者の労働基本権を保障されたいとの請願。

三、恩給共済関係（八六件）

1. 退職公務員の恩給、共済年金等に関する請願（四五件）

第三五号ほか四二件、第四二二号ほか一件

（要　旨）

退職公務員の恩給、共済年金等に関し、公務員の給与改定に即応して引き上げること、スライド制の調整規定を法制化すること、退職年次による格差不均衡を是正し、老令福祉年金併給の制限規定を全廃すること、昨年の改正法中の六十才以上七十才未満の者についての年令制限を撤廃すること等について、実現を図られたいとの請願。

2. 恩給、共済年金増額に関する請願（二〇件）

第五二三号ほか一九件

（要　旨）

恩給、共済年金について、四十一年度において現職公務員の給与改定に即応して増額するとともに、退職年次による格差不均衡を是正すること、物価上昇、公務員給与等に即応してスライドさせる調整方法を法制化すること、北海道に在住する受給者には寒冷地諸給与に対応する金額を加給すること等をすみやかに実現されたいとの請願。

3. 旧軍人恩給に関する請願（一件）

第一九三号

（要　旨）

恩給法の改正について、昨年の法改正による増額措置についての年令制限は本年度において撤廃すること、加算年の恩給年額算入については、今年度において普通恩給最短年限に達するまで算入し、明年度において全面的算入を実現することを配慮されたいとの請願。

4. 傷病恩給等の不均衡是正に関する請願（二〇件）

第一四八九号ほか一九件

（要　旨）

傷病恩給について、第一〇五号の請願の趣旨のほか、昭和二十八年法第百五十五号附則第十三条の復活を図ること、職務関連により傷病者に対する非公務取扱いの是正、法の改正等混乱時の時効失権者に傷病恩給を支給すること、扶養加給の是正、遺族に対する扶助料支給等について実現されたいとの請願。

第七、国政調査

一、委員会における調査

(一) 国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査

年月日	議題及び主なる内容	質疑者	政府側出席者
昭四一・三・一七	○恩給及び退職手当の通算について （外国政府及び外国特殊法人の職員期間の完全通算問題。昭和十六年十二月八日から二十年八月十四日までの間に海外から引揚げてきて再就職したものに対する退職手当の通算。満州開拓青年義勇隊の訓練機関の職員としての在職期間の退職手当への通算。教育公務員特例法第十四条によって休職した教職員の休職期間の退職手当への通算。）	伊藤委員	矢倉総理府恩給局長 増子総理府人事局長
三・一	○昭和四十一年度における行政機構定員及び特殊法人の審査について （基本方針の説明及び補足説明。行政監理委員会の審議状況、地方事務官制度の取扱い。）	山本(伊)委員	福田行政管理庁長官 井原管理局長
三・一〇	○沖縄問題について （琉球政府立法院議員垣花恵吉、知花英夫、岸本利実、浜端春栄の各氏を参考人として出席を求め、沖縄問題について意見聴取及び参考人に対して質疑）	伊藤委員 鬼木委員	細田総理府総務副長官 山野総理府特別地域連絡局長
六・二五	○国家公務員制度について （管理職の範囲に関する問題）	伊藤委員 鶴園委員	佐藤人事院総裁 大塚人事院職員局長

(二) 国の防衛に関する調査

年月日	議題及び主なる内容	質疑者	政府側出席者
昭四一・二・二四	○昭和四十一年度防衛庁関係予算について （概要の説明及び補足説明）	伊藤委員	松野防衛庁長官
三・一七	○太田大泉飛行場、島松演習場等の問題について 太出大泉飛行場返還問題。島松演習場のミサイル基地構築に伴う被害対策、及び補償問題、新東京国際空港に木更津又は横田を候補地としてあてた場合の技術的問題	北村委員 多田委員	大村防衛庁経理局長 松野防衛庁長官 鈴木防衛庁参事官 小幡防衛施設庁長官 財備防衛施設庁施設部長

二、委員派遣

(一) 調査目的

国の地方出先機関、公務員制度及び自衛隊の実情等についての調査

(二) 派遣委員

理事　三木与吉郎（自）
〃　伊藤顕道（社）
委員　八田一朗（自）
（随行）調査室　駒沢一夫

(三) 派遣地

徳島県、香川県、高知県

(四) 視察先

海上自衛隊第三航空群、徳島県庁、香川県庁、四国管区行政監察局、四国地方建設局、人事院高松地方事務所、高知県庁、高知海上保安部、室戸岬測候所

(五) 期間

昭和四十一年一月十一日から同月十七日までの七日間

(注) 派遣報告は「第五十一回国会参議院内閣委員会会議録第七号」（昭和四十一年二月二日）に収録。

三、現地視察

○皇居視察

1. 参加人員

委員長　熊谷太三郎（自）
理事　柴田栄（自）
〃　八田一朗（自）
〃　伊藤顕道（社）
〃　北村暢（社）
委員　石原幹市郎（自）
〃　三木与吉郎（自）
〃　山本茂一郎（自）
〃　中村英男（社）
〃　鬼木勝利（公）

〃　多田省吾（公）

（随行）調査室長　伊藤清　以下四名

2. 視察先　新宮殿造営状況

3. 期日　昭和四十一年三月三日

○陸上自衛隊視察

1. 参加委員

委員長　熊谷太三郎（自）
理事　八田一朗（自）
〃　伊藤顕道（社）
委員　多田省吾（公）

（随行）調査室長　伊藤清　以下四名

2. 視察先　陸上自衛隊第十二師団司令部、相馬原演習場

3. 期日　昭和四十一年二月十一日

他の委員会に付託された関連法律案

第八、他の委員会に付託された関連法律案

他の委員会に付託された法律案のうち、特に当委員会の所管事項に関連あるものについて、その内容等を収録した。

〔成立した法律〕

一、行政組織関係

(一) 行政機関の設置等

1. 在外公館の名称及び位置を定める法律の一部を改正する法律（昭四一、四法第五七号）により、①在ガンビア大使館の新設、②在シンガポール総領事館の大使館昇格、③在高雄・在パース及び在ナホトカの各総領事館の新設、④在ボートランド、在釜山の各領事館の総領事館昇格、⑤在エドモントン領事館の新設、⑥在大韓民国大使館の名称及び在パキスタン大使館の位置の変更、等が行なわれた。

2. 国立学校設置法の一部を改正する法律（昭四一、四法第四八号）（参・文教委・附帯決議）により、①北見工業大学の新設、②北海道学芸大学ほか四学芸大学の名称中学芸大学を教育大学に、北海道学芸大学ほか二十二国立大学の学芸学部を教育学部にそれぞれ改める、③信州大学に人文学部及び理学部を、佐賀大学に経済学部及び理工学部をそれぞれ設置、④宇部宮大学ほか六国立大学に大学院を設置、⑤長岡工業短期大学・宇部工業短期大学及び久留米工業短期大学並びに室蘭工業大学短期大学部の廃止、⑥大阪大学に社会経済研究所を附置し、東京医科歯科大学に附置されている歯科材料研究所の名称を医用器材研究所に改める、等が行なわれた。

なお、附帯決議は、①教員の養成については、大学において行なうという従来の方針を堅持し、学芸大学及び学芸学部の名称を教育大学及び教育学部に変更することにより、かつての師範教育の復活を意図するものであってはならない。②教員の資質の

向上を図るとともに、その待遇改善に努めること。というものである。

3. 国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律（昭四一、三法第二二号）（参・文教委・附帯決議）により、弘前大学、大阪学芸大学、熊本大学にそれぞれ養護教諭養成所が設置された。なお、附帯決議は、①養護教諭の充足については、配置の現状にかんがみ、いつそう計画的な実現をはかり、あわせてその待遇の改善に努力すること。②国立養護教諭養成所の充実、増設等に努力するとともに、早急に大学の教員養成課程による養成について検討すること。③文部大臣の指定する養護教諭養成機関に対しても、日本育英会の奨学金の貸与及び返還免除の措置を講ずるよう努力すること。というものである。

4. 審議会等の設置は次の五（審議会四、審査会一）である。

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭四一、一法第一号）により、本法律に規定された権限に属する事項を処理するほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、歴史的風土審議会（総理府）を設置し、その権限、組織（委員は二十人以内とし、関係行政機関の職員、関係地方公共団体の長及び学識経験のある者のうちから内閣総理大臣が任命する）等に関し、所要の規定を設けている。

国民の祝日に関する法律（昭四一、六法第八六号）（参・文教委・附帯決議）により、内閣総理大臣の諮問に応じ、建国記念の日となるべき日について調査審議するため昭和四十一年十二月十五日までの期限で建国記念日審議会（総理府）を設置する。なお、建国記念の日となる日を定める政令は本法律公布の日（昭四一、六、二五）から起算して六月以内に制定するものとしている。

また、附帯決議は同審議会に関するものであつて、①今回の如き政令による施行は例外的便法なることを考慮し、政府は審議会委員の人選にあたつては、三党と話合う等公正慎重を期し円満に行なうよう措置すること。②審議会の運営については公正不偏広く国民各界各層の要望にこたえ特段の配慮をすること。というものである。

中部圏開発整備法（昭四一、七法第一〇二号）（参・建設委・附帯決議）により、内閣総理大臣の諮問に応じ、中部圏開発整備計画の策定及び実施に関する重要事項その他審議会の権限に属させられた事項について調査審議するため、中部圏開発整備審議会（総理府）を設置し、その権限、組織（委員は三十三人以内とし、関係行政機関の職員（十一人）、関係県の知事及び関係

指定都市の市長（十人）、指定都市を除く関係市の市長（一人）、関係町村の町村長を代表する者（一人）、学識経験のある者（十人以内）を内閣総理大臣が任命する。）等に関し、所要の規定を設けている。また、委員三十四人で組織する中部圏開発整備地方協議会も設置された。なお、附帯決議の趣旨は、中部圏開発整備審議会並びに中部圏開発整備地方協議会の委員のうち学識経験者の任命について、政府及び関係県の知事は地域住民各層の意見が十分に反映されるよう特に配慮すべきである。というものである。

地震保険に関する法律（昭四一、五法第七三号）（参・衆・大蔵委・附帯決議）により、政府の再保険に関する事項についての保険会社の不服申立に対する審査を行なうほか、大蔵大臣の諮問に応じ、大災害時の損害額の認定及び保険金の削減に関する事項について調査審議する地震保険審査会（大蔵省）が設置された。附帯決議の内容は省略。

雇用対策法（昭四一、七法第一三二号）（参・大蔵委・附帯決議）により、労働大臣の諮問に応じ、駐留軍関係離職者対策に関する重要事項について調査審議する駐留軍関係離職者対策審議会（労働省）が設置された。

なお、附帯決議六項目中、当委員会に関係あるものは、「雇用対策基本計画の策定にあたつて、労働大臣は、雇用対策審議会への諮問に加え、必要に応じ関係団体の意見を聴すべきこと。」というものである。

5. 地方支分部局の設置については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（昭四一、三法第二五号）により、公正取引委員会の事務局の地方支分部局として広島地方事務所が設置された。

地方自治法第百五十六条第六項の規定により、国会の承認を得て東京国税局に雪谷税務署、福岡国税局に西福岡税務署が設置された。

(二) 特殊法人の設立

特殊法人の設立は次の四である。

国立劇場法（昭四一、六法第八八号）（衆・文教委・附帯決議）により、わが国古来の伝統的な芸能の公開、伝承者の養成、調査研究等を行ない、その保存及び振興を図ることにより、文化の向上に寄与するための国立劇場が設立された。附帯決議の内容は省略。

こどもの国協会法（昭四一、七法第一三一号）により、児童の健康を増進し、その情操を豊かにするための施設を設置してこれを適切に運営し、必身ともに健やかな児童の育成に寄与するため、こどもの国協会が設立された。

日本蚕糸事業団法（昭四一、一法第三号）（参・衆・農林水産委・附帯決議）により、蚕糸業の経営の安定と生糸の輸出の増進に資するため、生糸の買入れ及び売渡し、委託による乾繭の売渡し等の操作を行なうことにより、蔟及び生糸の価格の適正な水準における安定を図るため、日本蚕糸事業団が設立された。附帯決議の内容は省略。

(三) 定員の改正

裁判所法及び裁判所職員定員法の一部を改正する法律（昭四一、三法第二三号）により、下級裁判所の裁判官二十七名、裁判官以外の裁判所職員五十八名、計八十五名が増員された。

二、国家公務員関係

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（昭四〇、一二、法第一五〇号）

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（昭四〇、一二、法第一五一号）

一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官のうち、判事（一号俸及び二号俸を受けるものを除く）、判事補、簡易裁判所判事の報酬月額、検察官のうち検事（一号俸及び二号俸を受けるものを除く）、副検事の俸給月額をそれぞれ増額改定する。最高裁判所長官及び判事、各高等裁判所長官、判事の一号俸及び二号俸、検事総長、次長検事、各高等検察庁検事長、検事の一号俸及び二号俸については、今回は改正が行なわれていない。

在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭四一、四法第五八号）

在外公館に勤務する外務公務員に支給される在勤俸を増額改定する。今回の改定に当つては、中級及び下級職員、並びに東欧、アフリカ、中近東等生活環境のきびしい地区に在勤する職員に重点をおいて改定を行つている。

最高裁判所裁判官退職手当特例法（昭四一、四法第五二号）

最高裁判所の裁判官が退職した場合に支給する退職手当に関して、国家公務員退職手当法の特例を定めるものである。

一、最高裁判所の裁判官が退職した場合に支給する退職手当の額は、その者の報酬月額に、勤続期間一年につき、百分の六百五十を乗じて得た額とする。但し、その額が、報酬月額の六十倍を超えるときは、六十を乗じて得た額を退職手当の額とする。

二、この退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、最高裁判所の裁判官として引き続いた期間による。一般職員より引き続いて裁判官となつたとき、裁判官から引き続き一般職員となつたときは、退職手当についてはいずれもその前日に、前職を退職したものとみなし、それぞれの規定による退職手当を支給する。

三、恩給・共済関係

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭四一、七法第一〇八号）

本法律は、戦傷病者、戦没者遺族、未帰還者留守家族等については、それぞれの関係法律で援護措置がとられているが更に不充分の点及び恩給法の改正を勘案して改善を加える必要があり、このため戦傷病者戦没者遺族等援護法、未帰還者留守家族等援護法、戦傷病者特別援護法、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法等について所要の改正を行なおうとするもので、主なる改正点は次の通りである。

一、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部改正

(一) 昭和十六年十二月八日以後満洲等において、旧国家総動員法による総動員業務の協力者と同様の事情のもとに当該業務と同様の業務に協力した者を準軍属として処遇する。

(二) 公務上負傷し、または疾病にかかつた軍人軍属または準軍属に対しては、戦傷病者特別援護法によつて療養の給付を受けている場合でも、戦傷病者戦没者遺族等援護法（以下、遺族援護法）による障害年金を支給する。

(三) 準軍属の疾症程度の障害者に対し、不具廃疾の程度及び状態に応じて障害年金または障害一時金を支給する。

(四) 準軍属に係る障害年金、遺族給与金の額を軍人軍属に係る障害年金及び遺族年金の額の十分の五から十分の七に引き上げる。

(五) 戦没者の死亡が昭和二十二年五月三日以後である場合、その者の継親及び入夫婚姻による妻の父母並びに戦没者の事実上の養親等であつた者のうち、戦没者によつて生計を維持し、またはその者と生計をともにしていたものであつて、援護審査会が議決したものに対して、遺族年金、遺族給与金等を支給する。

(六) 戦没者の配偶者のうち旧軍人恩給の停止の日（昭和二十一年二月一日）から遺族援護法の施行の日の前日（昭和二十七年四月二十九日）までの間に再婚し、同日当該婚姻前の氏に復していた者その他同日において離婚による婚姻の解消と同視すべきものと援護審査会が議決したものは、遺族年金、遺族給与金等を支給する。

(七) 昭和四十二年七月までに実施する遺族年金等の増額措置を、六十五才以上の者及び妻子等についてはそれぞれその期間を短縮する。

(八) 昭和三十九年における遺族援護法及び旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例法の改正によつて、遺族年金、特例扶助料等を受けることになつた戦没者の妻に対して、特別給付金（額面二十万円、十年償還）を支給する。（戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正参照）

二、未帰還者留守家族等援護法の一部改正

(一) 遺族年金等の増額措置の短縮実施に準じて留守家族手当の増額措置を短縮する。

(二) 遺族に支給する葬祭料の額を、六千円から八千四百円に増額する。

三、戦傷病者特別援護法の一部改正

(一) 遺族援護法の改正により、準軍属として処遇される者を援護の対象に加える。

(二) 療養の給付を受けている者が死亡した場合の葬祭費の額を六千円から八千四百円に増額する。

四、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正

特別弔　金（額面三万円、十年償還）を受けることができる遺族がない場合は、兄弟姉妹までの遺族に支給することとする。

なお、本法律についての衆、参両院の社会労働委員会における附帯決議は次の如くである。

○　衆議院社会労働委員会における附帯決議

一、政府は、わが国が世界唯一の原爆被爆国である事実にかんがみ、原爆被爆地において、旧防空法等による国家要請により、防空等の業務に従事中死亡又は身体に障害をこうむつた者に対し、昭和四十二年度を目途として具体的な援護措置を講ずること。なお、被爆地以外の地域についても必要な措置につき検討すること。

二、政府は戦傷病者がなお少なからぬ困難に当面している現状にかんがみ、その援護の充実につきさらに努力すること。

○　参議院社会労働委員会における附帯決議

政府は

一、戦争犠牲者に対する援護の拡充に今後も努力し、国民の払つた犠牲に対して、公平な援護措置があまねく行なわれるよう努めること。

二、原爆被爆地において旧防空法に基づき防空業務に従事中死亡し又は身体障害を受けた者に対しては特に早期に援護措置を講ずること。

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭四一、七法第一〇九号）

本法律は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金として十年以内に償還する額面十万円、無利子の記名国債を交付するものであつて、その内容は昭和十二年七月七日以後に公務上負傷し、または疾病にかかり、このため増加恩給の特別項症から第五項症までに該当する不具廃疾となり、昭和三十八年四月一日において軍人軍属または準軍属に係る増加恩給、または障害年金、もとの陸海軍の雇傭人等に

係る旧令共済障害年金、もとの陸海軍に配属された雇傭人に係る各省共済障害年金等の給付を受けていた者の妻に支給する。

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭四一、七第一二三号）

本法律は、恩給法等の改正に準じて退職年金制度等の改正を行なうものである。なお、参議院において一部修正が行なわれている（内容後述）。

一、恩給法等の改正に準ずる措置

㈠ 日本赤十字社救護員の戦時衛生勤務に服した期間を組合員期間に通算するとともに、長期在職者の低額年金の最低額を六万円とする。

㈡ 共済組合が支給する年金の年額について、恩給法と同様の調整規定を設ける。

㈢ 組合員期間のうち、文官と旧軍人の加算年を通算する。

二、その他

㈠ 地方公務員共済組合の職員及び地方団体関係団体、共済組合の組合員の長期給付に要する費用の負担については、百分の十五に相当する額は、地方公共団体が負担する。

㈡ 公務員から引き続き地方団体関係団体の職員となり、再び引き続き公務員に復帰した場合には、公庫公団職員期間の地方公務員共済組合員期間への通算措置に準じて、団体職員共済組合員期間を地方公務員共済組合員期間に通算する。

三、参議院（先議）における修正

地方団体関係団体職員期間が十年以上二十年未満の者に対し、公務員期間との通算の特例を認めることとする。但し資格期間方式をもつてする。また、廃疾年金については退職年金年限に満ない場合でも最低額六万円を保障する。

○ 参議院地方行政委員会における附帯決議

政府は、地方公務員等共済制度の現状にかんがみ、左記事項に検討を加え、これらの実現を図るべきである。

一、短期給付に要する費用の一部について国庫負担を導入することについては、医療保険制度の抜本的対策の際検討すること。

二、市町村共済における掛金の増嵩しつつある状況にかんがみ、調整資金制度等につき検討を加えるとともに、組合員の掛金率については、他の社会保険の保険料との均衡を考慮して過重とならないよう配慮すること。

三、年金のスライド制の運用については、その実効ある措置が早急に講ぜられるよう適切な配慮をすること。

四、公務員期間と団体職員期間との通算措置については、完全通算につき今後さらに検討すること。

五、地方議会議員の在職期間については、都道府県、市及び町村間の相互通算制を検討すること。

○ 衆議院地方行政委員会における附帯決議

政府は、本法の施行にあたり特に左の諸点に検討を加え、すみやかにその実現をはかるべきである。

一、地方公務員共済組合の短期給付については、医療費の増加に伴う財政悪化及び組合員の負担増加の現状にかんがみ、これが健全化及び組合員の負担の緩和をはかるため、国庫負担制度について検討すること。

二、市町村共済における掛金の増嵩しつつある状況にかんがみ、組合員の掛金率については、他の社会保険の保険料との均衡を考慮して過重とならないよう措置すること。

三、年金のスライド制の運用については、実効ある具体的方策が早急に講ぜられるよう適切な配慮をすること。

四、地方議会議員の在職期間については、都道府県、市及び町村相互に通算できるよう検討すること。

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭四一、七法第一一三号）

本法律は、私立学校教職員共済組合の行なう長期給付に要する費用についての国の補助率の引き上げ、旧長期組合員期間に対する給付額算定の基礎となる標準給与の月額算定方法の改正等であるが、衆議院において、給付に要する費用の国庫補助、廃疾年金の最低保

障額についての修正が行なわれている。なお、主なる改正点は次の通りである。

一、長期給付に要する費用についての国の補助率を百分の十五から百分の十六に引き上げる。

二、旧長期組合員期間に対する給付額算定の基礎となる平均標準給与の月額を組合員の資格喪失前五年間の標準給与の平均から三年間の平均に改めるとともに、最高限度額を廃止する。（既裁定年金についても適用する。）

三、昭和二十七年九月三十日以前に給付事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の額を六万円とする。

四、組合員期間が二十年以上の者に係る退職年金、遺族年金又は廃疾年金（組合員期間のいかんに拘らず‖衆、修正）で年額六万円（遺族年金については三万円）未満のものについては、その年額を六万円（三万円）に引き上げる。

○　衆議院における修正

一、私立学校教職員共済組合の給付に要する費用について、財源調整のため必要がある場合には国が補助することができる。

二、既裁定の廃疾年金については、組合員期間のいかんに拘らず、その最低額を保障する。

○　衆議院文教委員会における附帯決議

私立学校教育の重要性と私立学校教職員共済組合の実情にかんがみ、政府は、すみやかに左記の事項について検討し、その実現を図るべきである。

一、私立学校教職員共済組合法の適用外にある私立学校の教職員に対し、すみやかに、同法を適用するため必要な措置を講ずること。

二、私立学校の特殊事情にかんがみ、高齢組合員に対し、長期給付支給の措置を講ずること。

三、旧長期組合員期間に係る給付について、新法を適用するため必要な措置を講ずること。

四、いわゆる年金スライド原則規定の実施基準をすみやかに明確化すること。

五、整理資源を確保するため必要な国庫補助の措置を講ずること。

六、私立学校教職員の給与が国・公立学校教職員のそれより著しく低位にある実情にかんがみ、その給与の改善、給与体系の整備等を図るため適切な指導助言を行なうこと。

七、私立学校教職員共済組合の業務の健全化を図り、かつ掛金負担の軽減に資するため、国は、短期給付事業の費用に対する助成、長期給付事業に要する費用の補助率の引上げに努めること。

○　参議院文教委員会における附帯決議

私立学校教育の重要性と私立学校教職員共済組合の特殊事情にかんがみ、政府は、左記事項について検討し、すみやかにその実現を図るべきである。

一、多数の高齢者組合員に対する年金在職支給措置、物価上昇に見合う既裁定年金引上げ措置等を講ずるために、長期給付に要する費用に対する国の補助率を引き上げること。

二、組合の業務とくに短期給付事業の拡充、事務体制の整備強化等を図るとともに、学校法人および組合員の負担を軽減するため、必要な費用について国の補助を行なうこと。

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭四一、六法第八二号）

本法律は、農林漁業団体職員共済組合法による給付等の内容について、他の共済組合制度に準じて改善するものであるが、衆議院において障害年金、給付に要する国庫補助等について修正が行なわれている。なお、主なる改正点は次の如くである。

一、昭和三十九年の本法改正前の組合員期間を有する者についても給付額の算定の基礎を従来の五年から三年に改める。

二、既裁定者に支給している年金についても右と同様の算定方法を行ない、再計算をしてその額を引き上げる。

三、新たに減額退職年金制度を設ける。

四、給付に要する費用の国庫補助の率を百分の十五から、百分の十六に引き上げる。

○　衆議院における修正

一、改正案では、障害年金について二十年以上の組合員期間のある者に限り、六万円が保障されていたのを、この期間制限を削除する。

二、国は給付に要する費用の十六％の国庫補助のほか、財源調整のため必要があるときは予算の範囲内において要する費用の一部を補助するものとする。

○　衆議院農林水産委員会における附帯決議

農林漁業団体職員共済組合の組合員の標準給与は、著しく低位で、しかもその掛金率が他の共済組合に比して高い現状にかんがみ、政府は、本制度について他の年金制度との均衡をも考慮しつつすみやかに左記事項の実現を期すべきである。

記

一、旧法の組合員期間の給付については、新法の給付を適用する等の改善措置を講ずること。

二、いわゆる年金スライド原則規定の発動基準を早期に明確化するとともに、これに伴い既裁定年金の給付額を実情に即応して改善すること。

三、本改正案に対する社会保障制度審議会の答申中「整理資源の確保に欠くるところがあるので、他の年金制度との均衡を考慮しつつ、国庫負担の増額を今後とるにはかつていく必要がある」旨の主旨を尊重して措置すること。

四、農林漁業団体職員の給与が著しく低位で、給与水準に不均衡が認められる実情にかんがみ、給与の改善、給与体系の整備等のため、適切な指導を行なうこと。

右決議する。

○　参議院農林水産委員会における附帯決議

政府は、老後保障の重要性にかんがみ、今後、公的年金制度の改善に一層努めるべきである。農林漁業団体職員共済組合については、給付額及び掛金等にみられる他制度との不均衡の是正に努めるとともに、特に次の事項について検討を加えた上、すみやかに、その実現をはかるべきである。

記

一、旧法組合員期間についても新法の給付率を適用するよう、昭和四十二年度以降において、必要な措置を講ずること。

二、既裁定年金についても、新法の給付を適用して改定する措置を講ずること。整理資源については、社会保障制度審議会の答申の主旨を尊重し、かつ、他の共済組合に対する取扱いとの均衡をも考慮して、昭和四十二年度からこれに対する国の補助を増額するよう措置すること。

三、給付費に対する国の補助率を百分の二十に引上げるよう努力すること。

四、年金額のスライド制については、その具体的基準をすみやかに明確化すること。

国民年金法の一部を改正する法律（昭四一、七法第九二号）

本法律は、年金額を引き上げるとともに、給付の支給要件を緩和し、保険料の増額等を行なうものであつて主なる改正点は次の通りである。

一、老令年金の額は、保険料納付済期間一年について二千四百円とし、従来の年金額二万四千円を六万円とする。

二、障害年金の最低保障額二万四千円を六万円とする。

三、母子年金の額及び準母子年金の最低保障額を被扶養児二人の場合で、二万四千円を六万円とする。

四、障害年金の支給の対象となる障害の範囲を拡大し、内部疾患による障害のすべてが含まれることとする。

五、母子年金の支給の対象となる子の障害の範囲を障害年金と同様に拡大すること。準母子年金及び遺児年金も同様とする。
六、保険料の額は、昭和四十二年一月分から三十五才以上の者は月額二百五十円に、三十五才未満の者は二百円とし、以後段階的に引き上げる。

○　衆議院における修正

老令福祉年金の配偶者所得等による支給制限を大幅に緩和する。

○　衆議院社会労働委員会における附帯決議

今回の改正により国民年金制度は前進するものと考えるが、なお次の事項については問題があるので、政府はこれが解決について引き続き努力されたい。

一、拠出年金について年金額のスライド制を確立すること。
二、年金加入前の障害についても拠出制年金の支給対象とすること等社会保障の精神に従つて改善を図ること。
三、障害年金、障害福祉年金ともに障害等級範囲を厚生年金と合わせること。
四、拠出年金の国庫負担率を大幅に引き上げること。
五、給付に要する整理資源及び物価変動に伴う積立金の減価については全額国庫負担を行なうこと。
六、積立金の管理と運用について保険料負担者の意向が直接反映されるようにすること。
七、積立金の還元融資率を大幅に引き上げること。
八　福祉年金の額を大幅に引き上げること。
九、老齢福祉年金の支給開始年齢を引き下げること。

十、老齢福祉年金の夫婦受給制限を撤廃すること。
十一、所得制限を大幅に緩和すること。
十二、老齢年金の資格期間について軍務従事期間を通算する等通算年金について全般的な検討を行なうこと。
十三、事務費について必要額を十分確保すること。
十四、附加年金制度の実施についてすみやかに検討を行なうこと。
十五、国民年金の改正に伴う既裁定年金の引き上げに準じ他の公的年金給付においてもすみやかに同様の措置を講ずること。なお、これが実施に移されるまでの間は、福祉年金と公的年金との併給限度額の引上げをはかること。

○　参議院社会労働委員会における附帯決議

政府は、国民年金制度の改善のため、次の事項についてその実現に努力すること。
一、厚生年金との間に存する次の各項の差を解消すること。
(一)　最低資格要件期間
(二)　支給開始年齢
(三)　障害等級範囲
二、拠出年金に対する国庫負担率を引き上げること。
三、拠出年金におけるスライド制を確立すること。
四、積立金の管理運用に関して保険料納付者の意向を反映させる措置を考慮するとともに、還元融資率の引上げを図ること。
五、附加年金制度の実施について検討を急ぐこと。
六、福祉年金について、次の各項を実施すること。
(一)　額の引上げ

(一) 所得制限の緩和
(二) 老齢福祉年金に関する支給開始年齢の引下げ及び夫婦受給制限の撤廃
(三) 障害等級範囲の拡大

四、その他

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律（昭四一、三法第一五号）

一、議員が受ける通信交通費の現行月額十万円を十五万円に改めるとともに、「国会閉会中委員会が審査を行なう場合の委員の審査雑費に関する法律」は廃止し、新たに国政に関する調査研究費として月額十万円を支給すること。
二、会派に交付する立法事務費につき、現行四万円を五万円に改めること。
三、議員秘書の給料月額を、現在、秘書官二号俸相当の給料を受けている秘書については秘書官三号俸相当額に、また、行政職俸給表(一)の七等級二号俸相当の給料を受けている秘書については七等級三号俸相当額にそれぞれ改めること。
○なお、本改正に伴い、従来、国会々期中支給されていた滞在雑費（日額四千円）に関する法第十三条に基づく規程は廃止された。

○本法施行の所要経費は、七億四千三百二十四万円である。

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律（昭四一、七法第一一六号）

一、すでに炭鉱離職者に対して行なわれている特別の就職指導とその就職指導をうける間に支給されている就職促進手当の制度を駐留軍関係離職者にも実施する。
二、炭鉱離職者、金属鉱業等離職者に対し実施されているごとく、駐留軍関係離職者を雇い入れる事業主に対しても雇用奨励金の支給を行なうこととし、離職者の再就職促進を図る。

三、これらの措置は、昭和三十九年一月一日以降の離職者を対象として行なう。
四、本法施行に要する経費は約二億九千万円である。

○本法律は衆議院議員伊能繁次郎君外二十九名の提出にかかるものであった。

〔不成立の法律案〕

行政組織関係

1. 臨時医療保険審議会法案（衆議院で審査未了）

関係事項　昭和四十二年三月末日まで厚生大臣の諮問に応じて医療保険全般にわたる制度の改善に関する基本的事項を調査審議する臨時医療保険審議会（厚生省）の設置。

2. 農地管理事業団法案（本院で審査未了）

関係事項　農地等に係る権利の取得が農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化に資することとなるように適正円滑に行なわれることを促進するため、これに必要な業務を行なうことにより、農業構造の改善に寄与するための農地管理事業団の設立。

関係資料

一、内閣委員会関係事項日誌

自　昭和四〇年一二月一三日
至　昭和四一年　六月二七日

年月日	関係事項
昭四〇・一二・一三	第五〇回国会閉会。
一二・一四	第二〇回国連総会で　日本、安全保障理事会の非常任理事国に当選。
	米原潜サーゴ号　佐世保入港。（第六回目）
一二・一五	ＮＡＴＯ閣僚理事会開会。（於パリ、三日間）
一二・一七	宅地審議会（会長　飯沼一省氏）、地価対策について中間答申まとめる。
	行政管理庁、義務教育の条件整備に関して勧告。
一二・一八	雇用審議会、産業および労働面における構造的変化に伴う雇用に関する政策について答申。
	住宅審議会、新住宅建設五ケ年計画についての「中間意見」まとめる。
	日韓条約　批准書交換式。（於ソウル）
一二・一九	衆院正副議長、辞表を提出。
一二・二〇	第五一回国会（通常）召集。衆院新正副議長選出。
	無給医局員　スト。（於　東大・群馬大・名大）
	米原潜ブランジャー号　佐世保に入港。（第七回目）
	ドゴール大統領、決選投票で再選。
	公務員制度審議会、第四回会議。
一二・二一	沖縄民政府行政主席を立法院の間接選挙で選ぶよう大統領行政命令を改定。
	行政管理庁、日本鉄道建設公団に対する国の管理・監督と公団の業務運営について勧告。

年月日	関係事項
昭四〇・一一・二一	気象庁、外務省を通じて米軍に高層観測を依頼。
一一・二三	青少年育成懇談会　初会合。
一一・二四	行政管理委員会、三九年九月の閣議決定による欠員不補充の原則を維持するとの方針決定。
一一・二五	ヴェトナム戦争　三〇時間クリスマス休戦。
一一・二七	第二一回戦没者叙勲発令。（三四二〇人）（第一回以来三三八四〇人）
一一・二八	四〇年度第三次補正予算成立。
一一・三〇	ハンフリー米副大統領来日。（佐藤・ハンフリー会談一二・二九）
昭四一・一・四	会計検査院　三九年度決算報告を提出。
一・六	日米航空協定を改定。
一・七	四一年度予算編成方針を閣議決定。
一・九	社会党政策審議会「明日への期待（社会党内閣の政治）」を発表。
一・一〇	四一年度予算大蔵省原案　各省に内示。
一・一二	沖縄渡航手続きの簡素化について日米で共同発表。
一・一四	社会党、一九六六年運動方針草案を発表。
	物価問題懇談会　初会合。
	運輸審議会、大手私鉄一四社の運賃値上げを答申。
	佐藤首相　ビノグラードフ連大使と会談。
	公務員制度審議会　第五回会議。
	ジョンソン大統領、議会に一般教書提出。
	政府、四一年度予算案及び税制改正大綱決定。

一・一五	日ソ貿易・航空協定妥結。（調印一・二一　於モスクワ）
一・一七	椎名外相　訪ソ出発。（日ソ共同コミュニケ一・二二）
	自民党、四一年度運動方針案をまとめる。
一・一八	米国、軍事費追加予算を議会に要請。
一・一九	同盟第二回定期大会。（一・一八より四日間）
一・二〇	社会党　第二七回定期大会開催。（一二まで四日間）（佐々木委員長再選）
一・二一	日本学術会議議長に朝永氏再選。
一・二二	政府　コスイギン首相に対する佐藤首相の親書発表。
一・二三	自民党、第一七回党大会。
一・二四	米海軍LST　ベトナム戦争への輸送力増強のため川崎のドックで修理中に爆発。
一・二五	公務員制度審議会　第六回会議。
一・二六	政府・総評　第四回定期会合。
一・二七	スペイン消息筋　一七日に起きた米軍爆撃機の衝突事故で二五メガトン級原爆二個が行方不明になつていると語る。
一・二八	日独　第二回定期協議。（共同声明発表）
	法相　少年法改正に積極的に取り組む意向を表明。
	第五一回国会　開会式。
	政府　中期経済計画を廃止し、新しい長期経済計画作成の方針。
	一八ケ国軍縮委員会　再会。（四ケ月ぶり）
	ILO・ユネスコ専門家会議　「教師の地位」勧告案採択。
	総理府統計局　四〇年全都市消費者物価指数、七・六%の上昇で最近一〇年間で最高と発表。

年月日	関係事項
昭四一、一二九	第二二回戦没者叙勲　発令。（三五一二七人）
一三〇	海運争議　六五日ぶりに解決。
一三一	米国　北ヴエトナム爆撃再開。（三一日、米国「ヴエトナム緊急安保理」招集を要請）
二、一	東京高裁　八幡製鉄の政治献金事件で一審判決を取り消す判決。
	衆参両院　自民党議員秘書ピストル取引事件の責任を追求。
二、二	行政管理庁　行政事務の整理と権限委譲等に関して勧告。
二、三	コスイギン首相　軍縮委員会に新提案。
二、四	ソ連「ルナー九号」月面軟着陸に成功。
二、七	全日空機　羽田沖に墜落事故。
	公務員制度審議会　第七回会議。
二、八	米国防省　バーターによるヴエトナム特需について調査団を日本に派遣、防衛庁側と協議。
	公共事業等施行推進本部　初会議。
	閣議　国家公務員の服務の宣誓に関する政令を決める。（政令施行二、一九）
	閣議　住宅建設五ケ年計画を了承。
二一六	米・南ヴエトナム両首脳のホノルル会議　開催。
二一七	人事院　国家公務員の企業への就職承認に関する報告書提出。
	ソ連　日本にヴエトナム問題で抗議。
二一八	下田外務次官　非核保有国の安全保障問題と核拡散防止問題について見解発表。
	行政管理庁　農村福祉対策に関して勧告。
二一九	全国知事会　同和対策答申の完全実施を要望。

二二一	労働省　最賃制の基本的あり方について、中央最低賃金審議会に答申要請。
二二三	早大紛争　警察隊、占拠学生を実力排除。
	公務員制度審議会　第八回会議。
	皇后陛下還暦記念ホール　落成式。
二二四	経団連防衛生産委員会　「第三次防衛計画に関する意見書」を松野長官に手交。
	政府　人事院勧告実施時期の改善について「吉武試案」を中心に検討。
	文相・日教組　第三回会合。
	外相　自衛隊の海外派兵に関連して自衛隊法改正検討の時期が来たとの見解を表明。（於衆院予算委）
二二六	第二三回戦没者叙勲　発令。（三五、二四九人）
	政府　ソ連に対し、対日抗議覚書に反論する回答覚書手交。
二二八	防衛庁　「綱紀粛正および秘密保全に関する委員会」設置。
三、一	国家公務員共済組合連合会職員、用地買収で贈収賄、事務局長等逮捕。
	閣議　南ヴエトナム難民救済に七千万円援助決定。
	米軍　東富士演習場の使用転換についての覚書　松野防衛庁長官と斉藤静岡県知事との間で交換。
三、二	フルブライト米上院外交委員長　ヴエトナム問題で東南アジアの中立化を提言。
三、三	マクナマラ国防長官　記者会見で米軍二万をヴエトナムに増派と言明。（計二三万五千）
三、四	衆院事務局　同院議院運営委員会に国会正常化試案を提出。
	国鉄運賃法改正案　可決成立。
三、五	カナダ航空機　羽田空港にて炎上事故。
	英海外航空機　富士山に墜落事故。
三、八	首相　安保条約の期限満了の際には長期継続の措置必要と答弁。（於参院予算委）

年月日	関係事項
昭四一、三、九	公務員給与に関する五人委員会　地方公務員に定年制を設ける地方公務員法改正を決定。
	公務員制度審議会　第九回会議。
	自民党国防部会　防衛庁昇格法案今国会に提出することにつき協議。
三、一〇	運輸省　航空事故の防止対策決定。
	「国会議員歳費等調査会」（座長　宮沢俊義氏）歳費引き上げ問題について衆院議長に答申。
三、一一	首相　沖縄の防衛には第一次的には米国が当るが、日本も協議の上これに当るとの見解を答弁。（於参院予算委）
	公共事業等施行推進本部　四一年度事業の七〇%を上半期に契約する等の方針決定。
	政府　地方公務員の定年制設置問題は国家公務員も含めて審議会に図ることにし、改正案提出見送る。
	仏政府　一九六九年にNATOを離脱する等の覚書を加盟各国に手交。
	インドネシア大統領　政治権限を全面的に陸相に委譲すると発表。
三、一四	社会党　防衛問題で統一見解をまとめ、自衛隊の沖縄出動、安保条約長期化等の問題で政府を対米従属と批判。
三、一五	韓国警備艇　日本漁船を連行、漁業協定後初の日本漁船捕獲事件。
三、一六	日本学術会議中央選挙管理会　昨年一一月実施の第七期会員選挙に不正があつた事実を認める。
	防衛庁　内閣広報室に依頼していた世論調査の結果発表。
	首相　沖縄施政権を米国が掌握している限り、自衛権発動、自衛隊出動はあり得ないと改めて見解を述べる。（於参院予算委）
三、一七	琉球立法院　主席に松岡氏選出。
	米国　「ジェミニ八号」を打上げ「アジェナ」とのドッキングに成功。
	総理府統計局　国勢調査の確定人口を発表　総人口九八二七万四九六一人。

三、一八	行政管理庁　辺地行政について勧告。
	行方不明の水爆　スペイン沖七五〇米の海底で発見。
	フランスを除くNATO一四ケ国　NATO機構を守り抜く趣旨の共同宣言。
	住民台帳制度合理化調査会（会長　杉村章三郎氏）　新しい住民基本台帳の設置で答申。
三、二二	中共　来たる二九日から開かれるソ連共産党大会に不参加を正式通告。
三、二三	公務員給与に関する五人委員会（福田蔵相、永山自治相、小平労相、安井総理府総務長官、橋本官房長官）人事院勧告実施時期問題について結論。（四一年度は現行通り、四二年度以降は引き続き検討）
三、二五	雇用審議会（会長　有沢広巳氏）　雇用対策について小平労相に答申。
	日本共産党　ソ連共産党大会に不参加を通告。
三、二六	西独エアハルト首相　七項目の平和提案。（於連邦議会）
三、二八	第二四回戦没者叙勲　発令。（二六、五四三人）
	松野防衛庁長官　財界人を中心とする防衛懇談会（会長　石坂泰三氏）で三次防とその国産兵器について構想を表明。
三、二九	公務員制度審議会　第一〇回会議。
	法務省　中国訪日代表団の入国を政治的性格があるとして拒否。
三、三一	閣議　昭和三九年九月の「欠員不補充の強化について」の閣議決定を継続する旨　決定。
四、二	英国総選挙　労働党が圧勝して三六三議席を確保。
	昭和四一年度予算成立。
四、四	社会党　物価安定法案大綱をまとめる。
	自民党政調会内閣部会「審議会等に関する小委員会」　審議会統廃合方針まとめる。（四、二　自民党総務会方針了承）

昭四一、四、五　行政管理庁　交通事故対策推進に関して勧告。
防衛庁　第三次防衛力整備計画の原案をまとめる。総経費二兆七千億円。
四、六　東南アジア開発会議　東京で開かれる。（共同コミュニケ採択四、七）
四、七　千葉県警　千葉大チフス事件で鈴木充千葉大医局員を傷害容疑で逮捕。（四、二九起訴）
四、八　文相　無給医局員の定員化の促進と責任体勢の確立についての構想を表明。
全国知事会　地方公務員定年制の早期実現など要望。
四、一一　公務員制度審議会　第一一回会議。
四、一二　経企庁　新推計方法による二六～三九年度国民所得統計を発表。
日ソ漁業交渉　妥結。（於モスクワ）
四、一三　防衛装備国産化懇談会（会長　船田中氏）　三次防に対する産業界の要望をとりまとめる。
四、一四　政府　健保法改正問題で保健料率を千分の六五に修正、野党と話合いつく。
四、一五　公労協　交通共闘会議の各組合　スト宣言。
四、一六　外務省　「日米安保条約の問題点について」と題する文書発表。
四、一七　天皇・皇后両陛下　愛媛県の植樹祭にご出席。（帰京四、二三）
四、一八　鉄鋼大手五社　いっせいに賃上げ回答、平均二、五〇〇円。
四、二〇　恩給審議会委員　発令。（会長　新居善太郎氏、委員一〇人）（初会合五、一一）
青少年問題審議会委員　発令。（会長　茅誠司氏、委員一五人）（初会合四、二七）
社会党ならびに民社党　安保条約に関する外務省見解に反論発表。
著作権制度審議会　著作権制度の全面改正を答申。
臨時医療制度審議会　要綱決まる。

四、二三　大浜早大総長　早大紛争解決のため辞意表明。
四、二五　陸上自衛隊東部方面総監部　松代地震想定で非常呼集演習。
公務員制度審議会　第一二回会議。
川崎航空機・富士重工・日本飛行機の航空機生産三社　技術開発のため業務提携を結ぶ。
四、二六　公労協、交通共闘　統一ストを決行。
国際オリンピック委総会　一九七二年のオリンピック冬期大会会場を札幌に決定。
四、二七　東京地裁　新島ミサイル試射の敷地をめぐる入会権確認、山林引渡請求訴訟で入会権の存続を認める判決。
四、二八　第二五回戦没者叙勲　発令。（三五、二一三人）
中央教育審議会　後期中等教育のあり方について中間報告発表。
総理府統計局　全都市消費者物価の四〇年度平均指数は一三七三で前年比七四％の大幅増と発表。
四、二九　政府　四一年度春の叙勲者二、八〇六名の氏名発表。（親授式五、七）
四、三〇　私鉄総連　第二次二四時間ストに入る。
統幕議長、陸海空三幕僚長　更迭。
五、二　社会党外交防衛委員会　長期安全保障政策を発表。
五、三　安井総務長官　ワトソン高等弁務官と会談。（於沖縄）
五、四　外務省　同省国連局内に軍縮室を発足させる。
自民党安全保障調査会　日本の安全保障に関する中間報告の概要をまとめる。
タイ国　南ヴエトナムに派兵を決定。
五、七　防衛庁　ナイキ国産化について技術調査団を米国に派遣。
南ヴエトナム首相　軍政を一年間延長すると言明。
五、九　沖縄問題に対する日米協議委員会開催。（沖縄住民の海外移住、渡航について第一義的な保護責任を日本側に

年月日	関係事項
昭四一、五、九	移すことに合意）
	選挙制度審議会調整委員　選挙区制度改正で報告。
	中共　三回目の熱核材料を含む核爆発実験を行なつたと発表。
五、一一	公務員制度審議会　第一三回会議。
五、一四	民社党　安全保障と防衛に関する基本方針を発表。
	衆院本会議　社会党より提出の内閣不信任案否決。
五、一五	南ヴエトナム首相　武力による反政府運動制圧に乗り出し海兵隊がダナンの反政府拠点を急襲。
五、一六	ルーマニア　ソ連軍の駐留必要なしとの書簡送る。
五、一七	衆院本会議　四〇日間の会期延長を議決。
五、一九	公企体等労働委員会　三公社五現業関係労組の賃金紛争で仲裁裁定書を交付。定昇含め平均一〇%で三、四二五円。
	公務員制度審議会　第一四回会議。
五、二〇	航空自衛隊　相つぐ事故のためジエット機以外の実動機全機の飛行停止。実施二日間。
	米原子力委員会　中国核実験の爆発力、およそ二〇〇キロトンと発表。
五、二三	政府　長期経済計画を経済審議会に諮問。
	法相　少年法改正の構想を発表。
	国際地震学資料交換会議（いわゆる核探知国際会議）　探知網設置を提唱する声明書発表。（於ストツクホルム）
	文部省　第八期国語審議会委員四八人の顔ぶれ内定。
五、二四	閣議　科学技術庁が種子島に新しくロケツト発射場をつくることを了承。

五、二六	行政管理庁　「行政需要の動向に関する調査」を実施することにし特別調査班発足。
五、二七	青少年育成国民会議　結成大会。（会長　茅誠司氏）
	政府　各省に物価担当官を新設と発表。
	政府　公労委の仲裁裁定の財源措置を検討し、完全実施を確認。
	行政管理庁　生鮮食料品の生産および流通に関する行政について勧告。
五、二八	第二六回戦没者叙勲　発令。（三五、六五八人）（第一回以来五〇、六三〇人）
	緊急の航空安全対策のための予備費支出で蔵相・運輸相が一致。
	政府　インドネシアへの緊急経済協力として三〇〇〇万ドルの円借款供与を決定。
五、二九	科学技術庁　人工衛星技術調査団を米国に派遣。
五、三〇	米原子力潜水艦ヌヌーク号　横須賀に入港。（出港六、三）
	公務員制度審議会　第一五回会議。
五、三一	閣議　物価担当官会議設置を決定。（初会合六、三）
	外相　ヴエトナムでの米軍事行動のため日本は施設区域を供与する義務があると答弁。（於参院外務委）
	物価問題懇談会　都市交通料金と生鮮魚介の価格協定について勧告。
六、二	首相　青少年問題審議会に「当面の青少年対策の重点について」諮問。
	祝日法案　衆院議長の調停で話合いつく。
	米国のサーベイヤー一号　月面軟着陸に成功。
六、六	公務員制度審議会　第一六回会議。
六、七	社会党外交委員会　「日本の平和と安全のために」と題する安全保障構想草案発表。
	NATO理事会　開催。（共同コミュニケ六、八）
六、九	ILO理事に日本の原口氏当選。
六、一三	公務員制度審議会　首相に「ILO関係法律中国会修正により施行を延期された規定について」答申。